

## その他の農林水産分野の検討における参考資料

- 1 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備 … 1
- 2 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の  
在り方の見直し……………14
- 3 原料原産地表示……………22
- 4 チェックオフ制度の導入……………27
- 5 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続  
……………32
- 6 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・  
農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、  
生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策  
……………36
- 7 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策……………40
- 8 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討……………44
- 9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み …… 49

平成 28 年 5 月

**農林水産省**

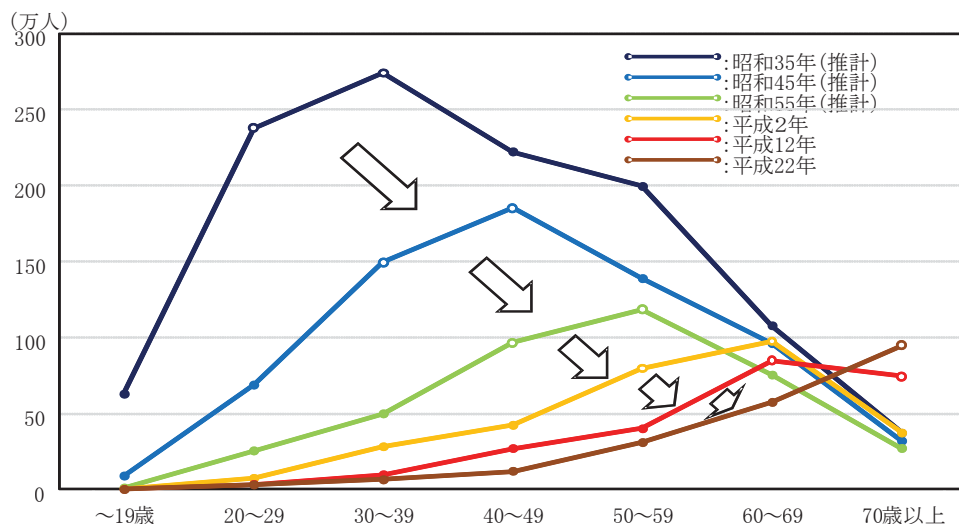
# 1. 農政新時代に必要な人材力を強化する システムの整備

## 1. 基幹的農業従事者数・新規就農者数の推移等

### (1) 基幹的農業従事者の年齢階層別の動向

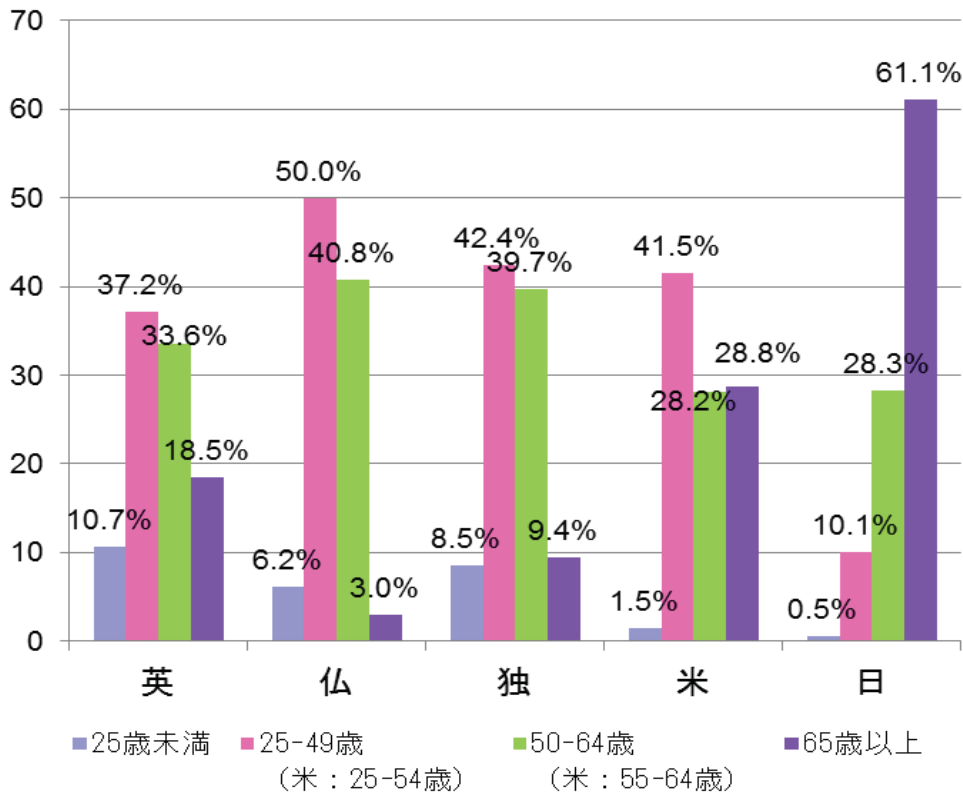
- 高度経済成長期を含む昭和35年から昭和55年にかけて、働き盛りの30代～50代を中心に大量の労働力が農村から流出する一方で、若者の農業への参入がほとんど見られなかったところ。
- その結果、最多階層は40代→50代→60代→70代とシフトし、非常にアンバランスな世代構成となってしまったところ。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成の推移



- (備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。  
 2. 基幹的農業従事者とは、農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいい、雇用者を含まない。  
 3. 昭和35年は農業就業者数(国勢調査)の年齢構成から推計。また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率(年齢階層別)から推計。  
 4. 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

## (参考) 各国の農業従事者の年齢構成

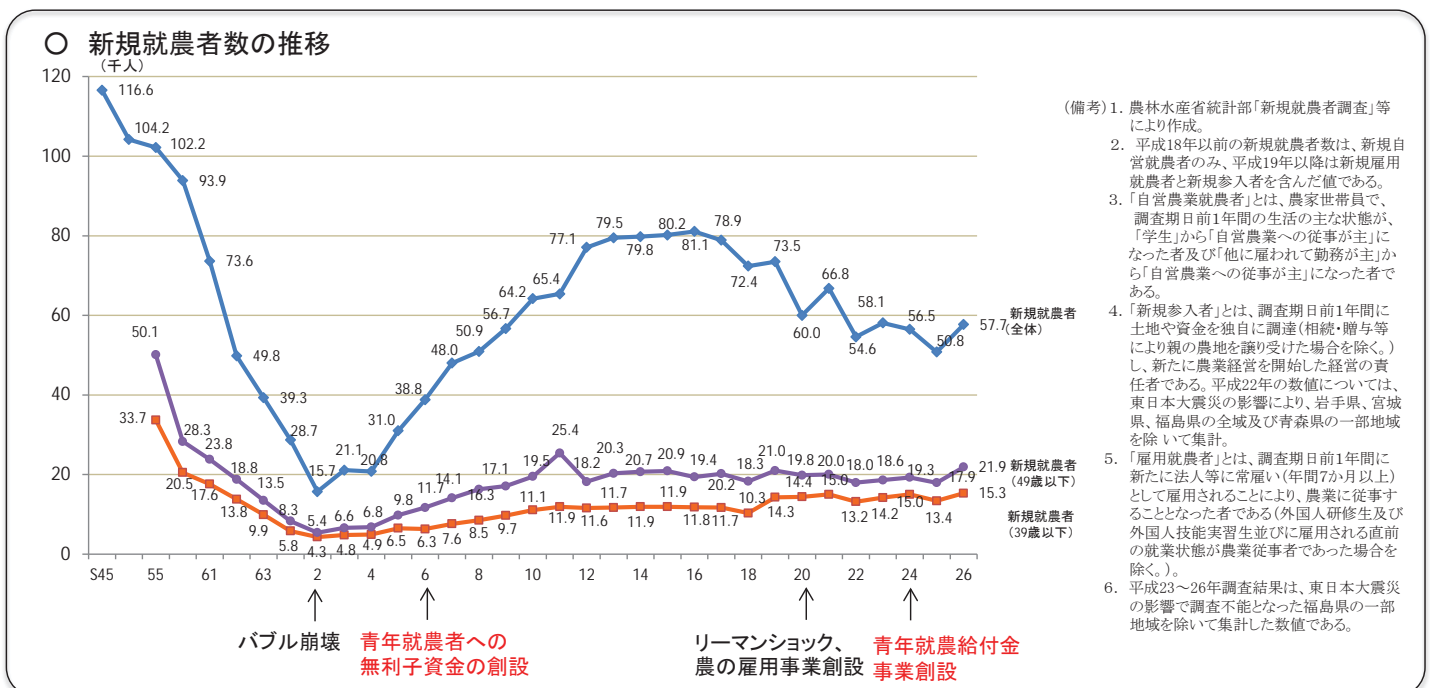


(備考) 1、英仏独はEUROSTAT(2014)：農業に従事した世帯員  
2、米は、米国農務省「2012年農業センサス」：農業に従事した世帯員  
3、日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

## (2) 新規就農者数の推移

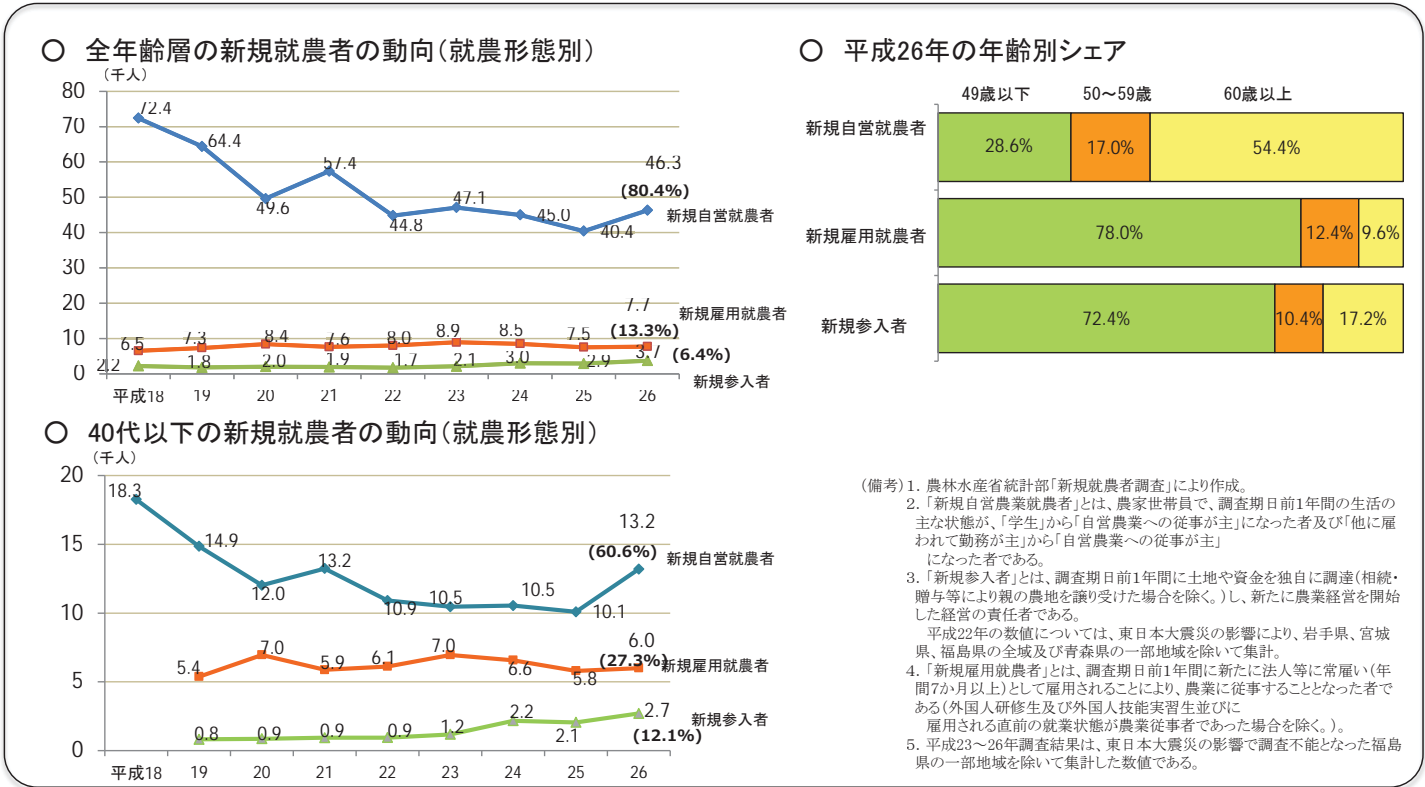
### ① 全体の動向

- 新規就農者数は、経済成長期の一貫した減少、バブル経済崩壊に伴う平成3年以降の増加など、経済環境との関係で推移。
- 青年層で見ると、近年、30代以下は1.3万人から1.5万人程度、40代以下は1.8万人から2.2万人程度で推移。



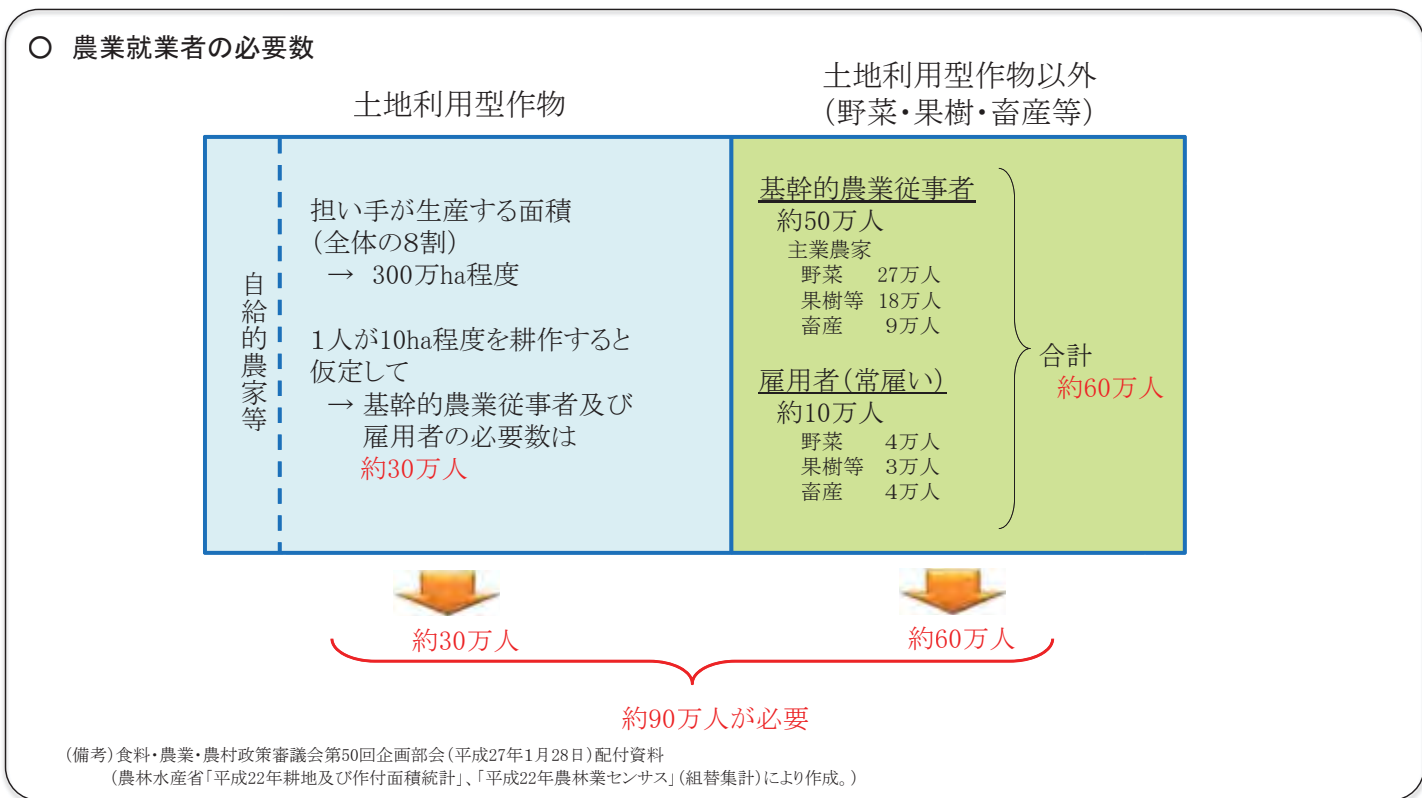
② 就農形態別の動向

- 平成26年の新規就農者のうち、新規参入者や雇用就農者では40代以下が7～8割を占めるのに対し、自営就農者（農家世帯員で、自家農業に就農した者）では60代以上が約5割を占める状況。
- 近年、40代以下の新規就農者のうち、自営就農者は1～1.3万人程度、雇用就農者は6～7千人、新規参入者は2.1～2.7千人で推移。

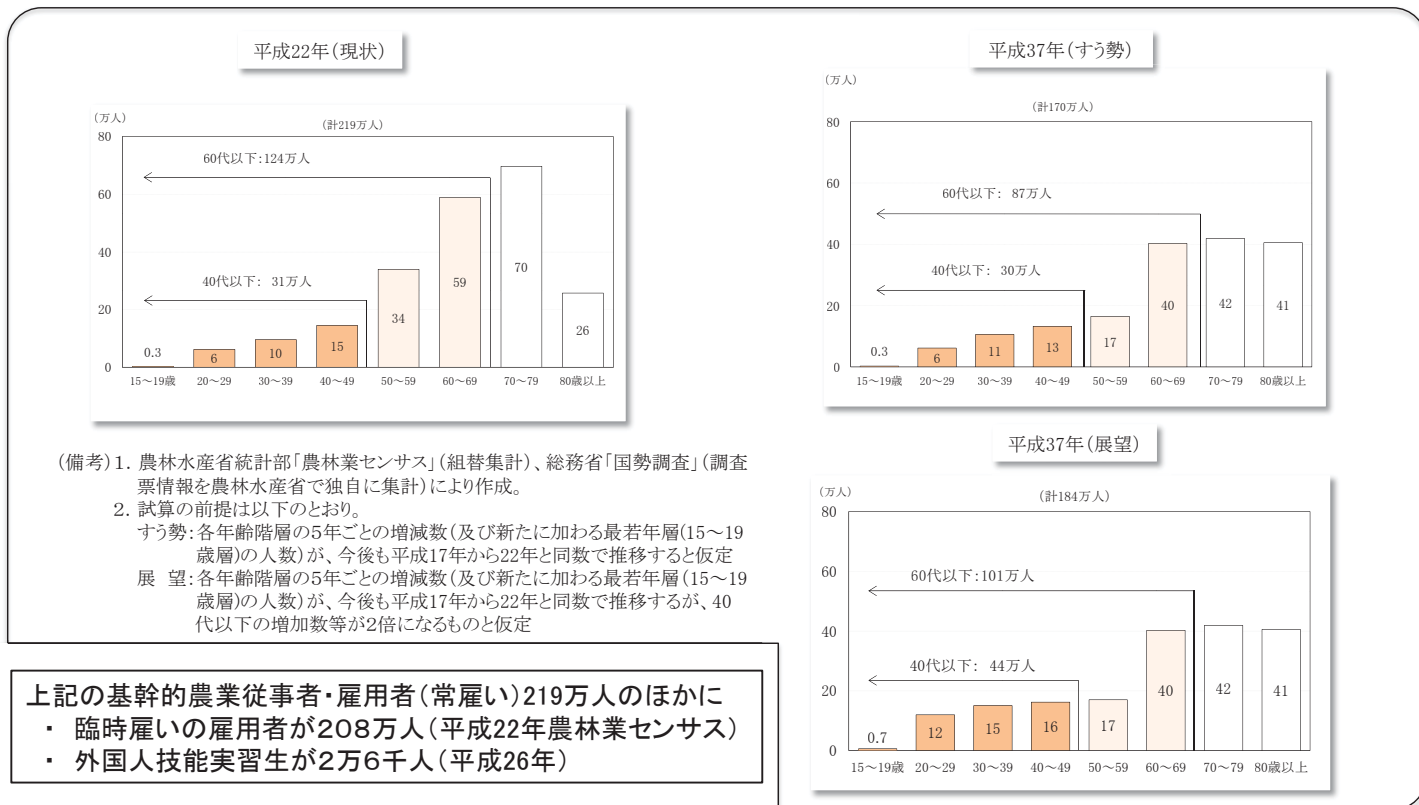


(3) 農業労働力の見通し

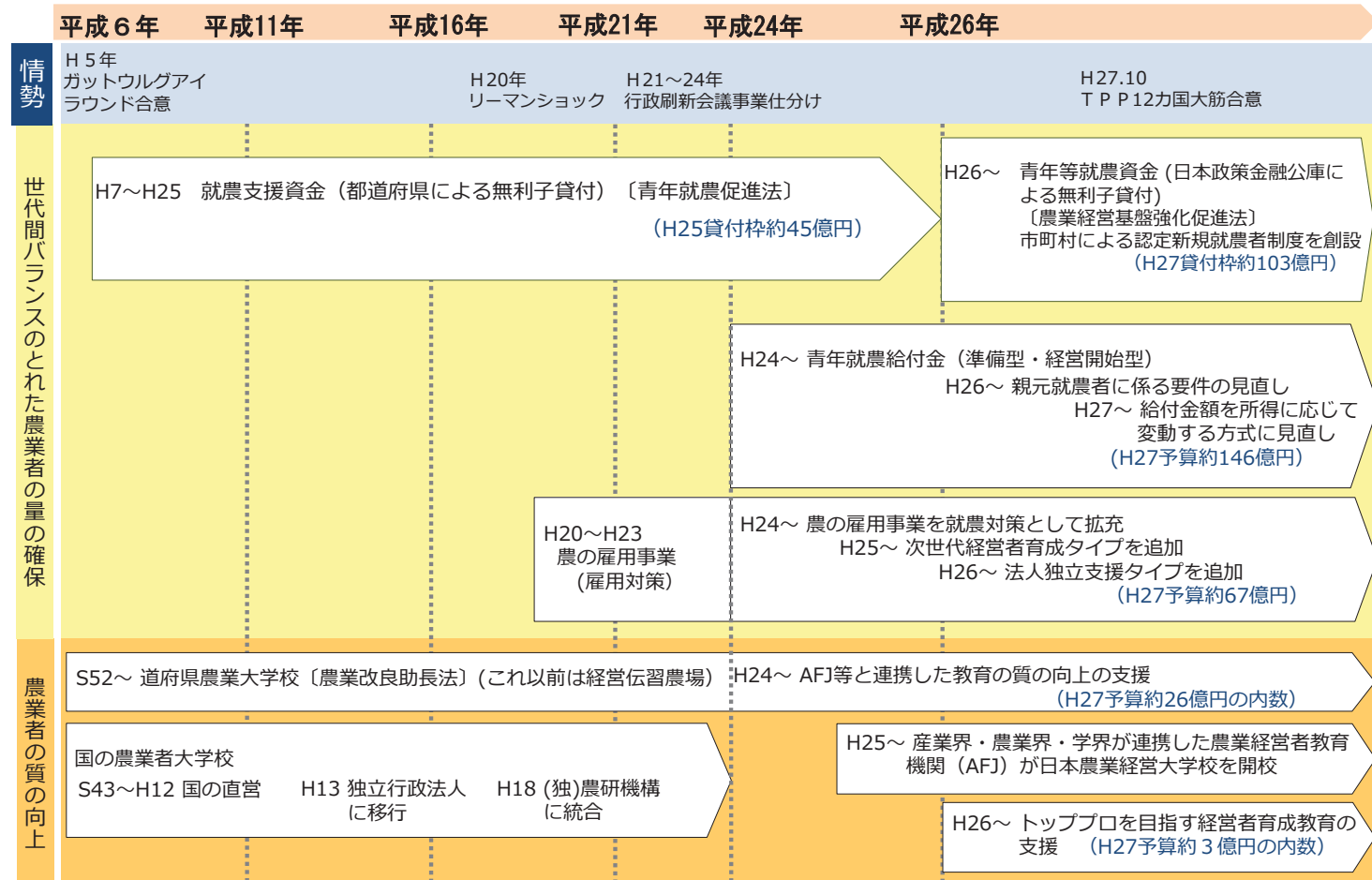
- 平成27年3月に策定した食料・農業・農村基本計画の「農業構造の展望」では、今後の農業労働力の見通しの前提として、我が国における農業生産を継続するのに必要な農業就業者を90万人程度と推計（土地利用型作物で約30万人、土地利用型作物以外で約60万人）。



- 平成22年までの傾向が続いた場合、平成37年には60代以下で90万人を下回ると見通されるところ、農業の内外からの青年層の新規就農により、若い農業者が定着ペースで倍増することを前提とすれば、年齢構成のアンバランスが改善され、平成37年には60代以下で90万人以上を確保することが可能と展望したところ。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日改訂）において、施策目標を「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」と設定。



## 2. 新規就農等に関する施策の経緯



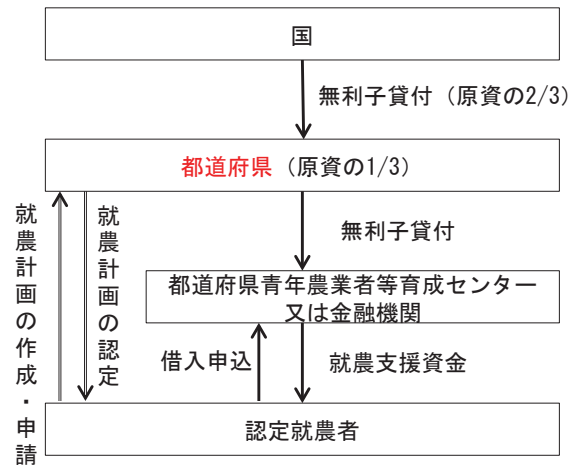
### 3. 世代間バランスのとれた農業者の量を確保するための施策（就農促進のための施策）

#### （1）就農支援資金

平成5年のウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、平成7年に「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（青年就農促進法）」を制定。

都道府県が就農計画を認定した認定就農者に対して都道府県が無利子で貸し付ける「就農支援資金」を創設。

##### ○ 就農支援資金の貸付けの仕組み



##### ○ 就農支援資金の種類

(i) 農業技術等の習得のための就農研修資金

(限度額：～15万円/年)

(ii) 住居移転等のための就農準備資金

(限度額：200万円)

(iii) 経営開始に必要な施設取得等のための就農施設等資金

(限度額：～3,700万円)

##### ○ 就農支援資金の貸付実績

(単位：件、億円)

	年度	21	22	23	24	25
就農研修資金 (1)	件数	448	396	340	220	194
	金額	4	3	3	2	2
就農準備資金 (2)	件数	41	38	24	25	20
	金額	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3
就農施設等資金 (3)	件数	660	436	523	598	553
	金額	35	27	29	32	30
合計 (1)+(2)+(3)	件数	1,149	870	887	843	767
	金額	40	31	33	34	33

(備考) 農林水産省作成

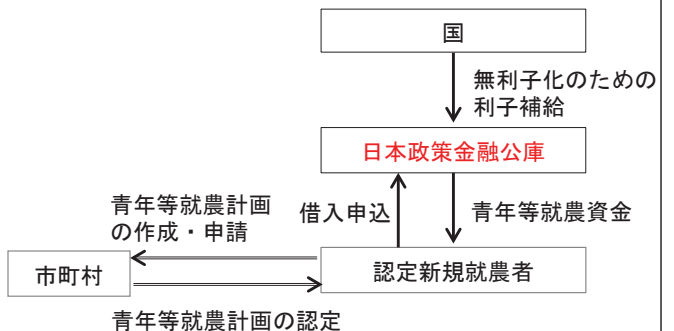
#### （2）青年等就農資金への改組

① 平成25年に「農業経営基盤強化促進法」を改正し、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定する「認定新規就農者制度」を設けるとともに、認定新規就農者に対して日本政策金融公庫が無利子で貸し付ける「青年等就農資金」を創設。

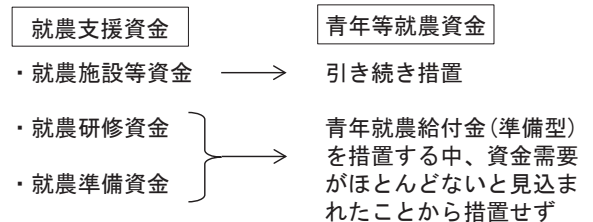
(これにより「就農支援資金」は、平成26年から、「青年等就農資金」に改組。)

② 青年等就農資金では、農業経営の開始に必要な施設、機械の取得等のための資金（限度額：3,700万円（平成28年度から特認1億円））を貸付け。

##### ○ 青年等就農資金の貸付けの仕組み



##### ○ 就農支援資金と青年等就農資金との関係



##### ○ 青年等就農資金の貸付実績

年度	26	27
件数	397件	1,500件程度 (見込み)
金額	27億円	100億円程度 (見込み)

(備考) 農林水産省作成



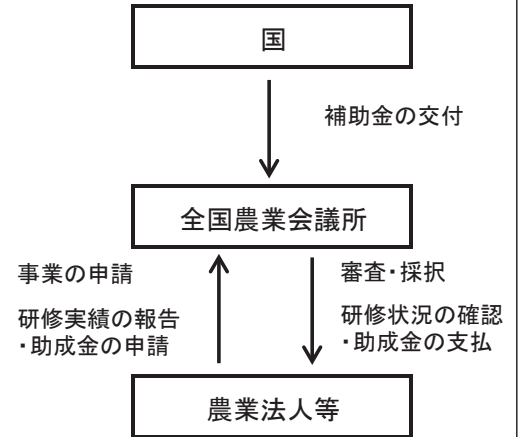
### (3) 農の雇用事業

- ① 平成20～23年度に、リーマンショックによる景気不安や世界的な金融不安に対応するため、「生活対策」の一環として、農業分野で将来を担う経営者育成と雇用創出等を図るべく、新規就農者の農業法人等での実践研修を支援する「農の雇用事業」を実施。
- ② 平成24年度から、就農促進のための事業として拡充し、研修期間を延長（1年→2年）。その後も、事業の実施状況等を踏まえ、支援タイプを追加するなどの見直しを実施。

#### ○ 創設・見直しの経緯

時期	内容
平成20～23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援内容：月額上限9.7万円（年間最大116.4万円）、最長1年間</li> <li>・ 主な要件：正社員、年齢の定めなし</li> </ul>
平成24年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援内容：年間最大120万円、最長2年間</li> <li>・ 主な要件：正社員、原則45歳未満</li> </ul>
平成25年度～	<p>&lt;次世代経営者育成タイプを追加&gt; 法人の職員を次世代経営者として育成していくため、先進的な農業法人や異業種の法人での派遣研修を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援内容：年間最大120万円、最短3ヶ月～最長2年間</li> <li>・ 主な要件：役員又は正社員、原則55歳未満</li> </ul>
平成26年度～	<p>&lt;法人独立支援タイプを追加&gt; 農業法人等が雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援内容：年間最大120万円（3年目以降は年間最大60万円）、最長4年間</li> <li>・ 主な要件：正社員（有期雇用も可）、原則45歳未満、研修後1年以内に農業法人として独立</li> </ul>

#### ○ 農の雇用事業の実施の流れ



### <農の雇用事業の課題と対応方向>

- 離農者等が一定数発生している状況を踏まえ、定着率を高めるための工夫をしていくことが必要。
  - (i) ミスマッチ等による雇用直後の離農を未然に防ぐため、
    - ・ 農業インターンシップや厚生労働省のトライアル雇用事業の活用による正社員雇用前の試用的雇用を推進しているところ。
    - ・ 本事業の要件に「一定期間以上農業法人等に雇用されていること」を追加する予定。
  - (ii) 就業の継続に向けて、就業環境の整備を促進するため、
    - ・ 労働条件に関する制度・基準や労働保険等を整理した啓発パンフレットの作成・配布、農業法人等の経営者に対する人材育成や労務管理の研修等を実施しているところ。

## (4) 青年就農給付金

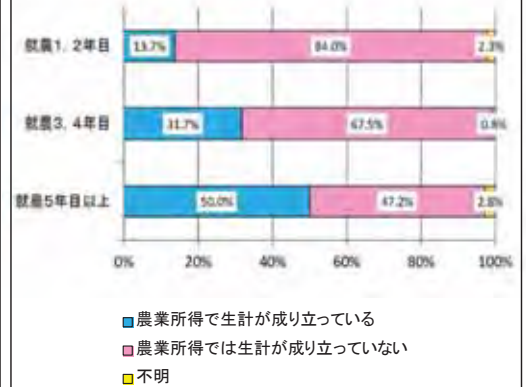
定着する青年新規就農者を増大させるため、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえて、平成24年度に、就農に向けた研修を受ける就農希望者に対する給付金（準備型）と経営開始直後の青年就農者に対する給付金（経営開始型）を給付する「青年就農給付金」を創設。

その後も、事業の実施状況等を踏まえ、給付金額を所得に応じて変動する方式とするなどの見直しを実施。

### ○ 創設・見直しの経緯

時期	内容	
	準備型	経営開始型
24年度 (創設)	<b>【支援内容】</b> 年間150万円、最長2年間 <b>【主な要件】</b> ・就農予定時の年齢が原則45歳未満 ・独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと ・都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（年間1,200時間以上）研修すること	<b>【支援内容】</b> 年間150万円、最長5年間 <b>【主な要件】</b> ・独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満 ・農地の所有権又は利用権を有するなど、主体的に農業経営を行っていること ・人・農地プランに位置づけられていること
26年度～ (25年度補正予算～)	・就農先に関する要件について、独立・自営就農及び雇用就農のほか、親元就農を追加	・農地の要件について、親族から貸借した農地が過半である場合は対象外としていたが、5年間の給付期間内に所有権移転するときは対象とするよう見直し ・対象者の要件について、人・農地プランに位置づけられた者のほか、農地中間管理機構から農地を借りた者を追加
27年度～ (26年度補正予算～)	—	・給付金額を5年間一律150万円としながら、前年の所得が250万円を超えた場合は給付停止とする従前の仕組みを改め、前年の所得に応じて給付金額を変動させ、所得向上に伴って給付金と所得の合計額が増加する仕組みを導入

### ○ 新規就農者の生計の状況



資料：新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果（平成26年3月全国新規就農相談センター）  
注：就農してから概ね10年以内の農業外からの新規就農者（新規参入者）が対象。

## < 青年就農給付金の課題と対応方向 >

- 青年就農給付金の補助目的を達成するため、新規採択時において、面接を行うなどにより対象者を精査するとともに、就農後も、普及指導員、指導農業士等による個別フォローアップ体制を強化してきているところ。
- また、新規就農者の地域で孤立しがちな状況等を解消し、確実に定着しうようにするため、新規就農者が営農上の課題を地域内で相談できる体制の整備や新規就農者間の交流会を推進していく予定。

### (参考1) 給付金受給者への個別フォローアップ等の取組例

	岐阜県高山市	福岡県柳川市
青年就農給付金（経営開始型）の受給者数	23人（平成27年10月現在）	12人（平成27年10月現在）
離農等の状況	給付金受給者のうち離農した者はなし	給付金受給者のうち離農した者はなし
定着に向けた取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就農に当たり、指導農業士等（あすなる農業塾長）のもとで、実践技術や経営戦略、流通販売等のノウハウを習得するための研修を義務付け。</li> <li>・ 塾長は関係機関と連携し、就農に向けた農地や施設の確保等を支援。</li> <li>・ 就農後は、新規就農者に対し、塾長と関係機関が連携し、技術・経営の指導、アドバイスを実施。</li> <li>・ 市から塾長に対して研修期間中 5万円/月を支給（県単事業を活用）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度から市単独事業「チャレンジファーマー事業」を創設。就農相談会や就農トレーナー制度、農業機械研修等を実施。</li> <li>・ 就農トレーナー制度では、作目ごとにJAの部会で選出された者を市がトレーナーとして委嘱し、新規就農者を指導。</li> <li>・ 市からトレーナーに対して3万円/年を支給。</li> </ul>

### (参考2) 自治体独自（市町村）の支援策の推移

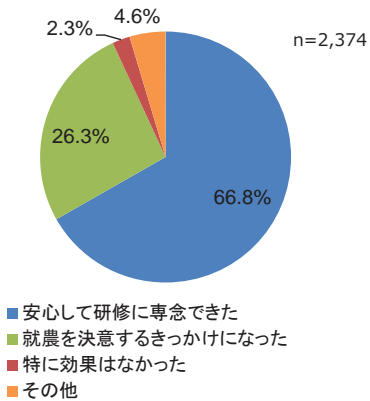
年度	25	26
全市町村	1,741	1,741
支援策を講じている市町村数	587	668
割合(%)	34	38



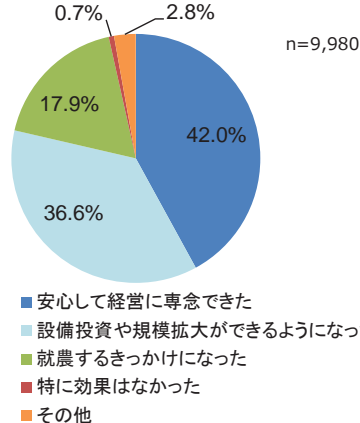
## (5) 事業の支援対象者に対するアンケート調査の結果

- 青年就農給付金受給者、農の雇用事業を実施した農業法人等を対象に行ったアンケート調査の結果は以下のとおり。
  - ・ 準備型については、「安心して研修に専念できた」「就農を決意するきっかけになった」との回答が、受給者の9割。
  - ・ 経営開始型については、「安心して経営に専念できた」「設備投資や規模拡大ができるようになった」「就農するきっかけになった」との回答が、受給者の9割超。
  - ・ 農の雇用事業については、雇用就農者の確保・定着に「大いに役立っている」「役立っている」との回答が、農業法人等の9割。

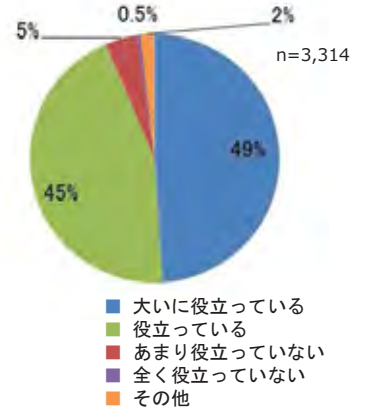
○ 青年就農給付金（準備型）はどのような効果があったと考えるか  
 <準備型受給者回答>



○ 青年就農給付金（経営開始型）はどのような効果があったと考えるか  
 <経営開始型受給者回答>



○ 農の雇用事業が雇用就農者の確保・定着に役立っているか  
 <農の雇用事業を実施した農業法人等回答>

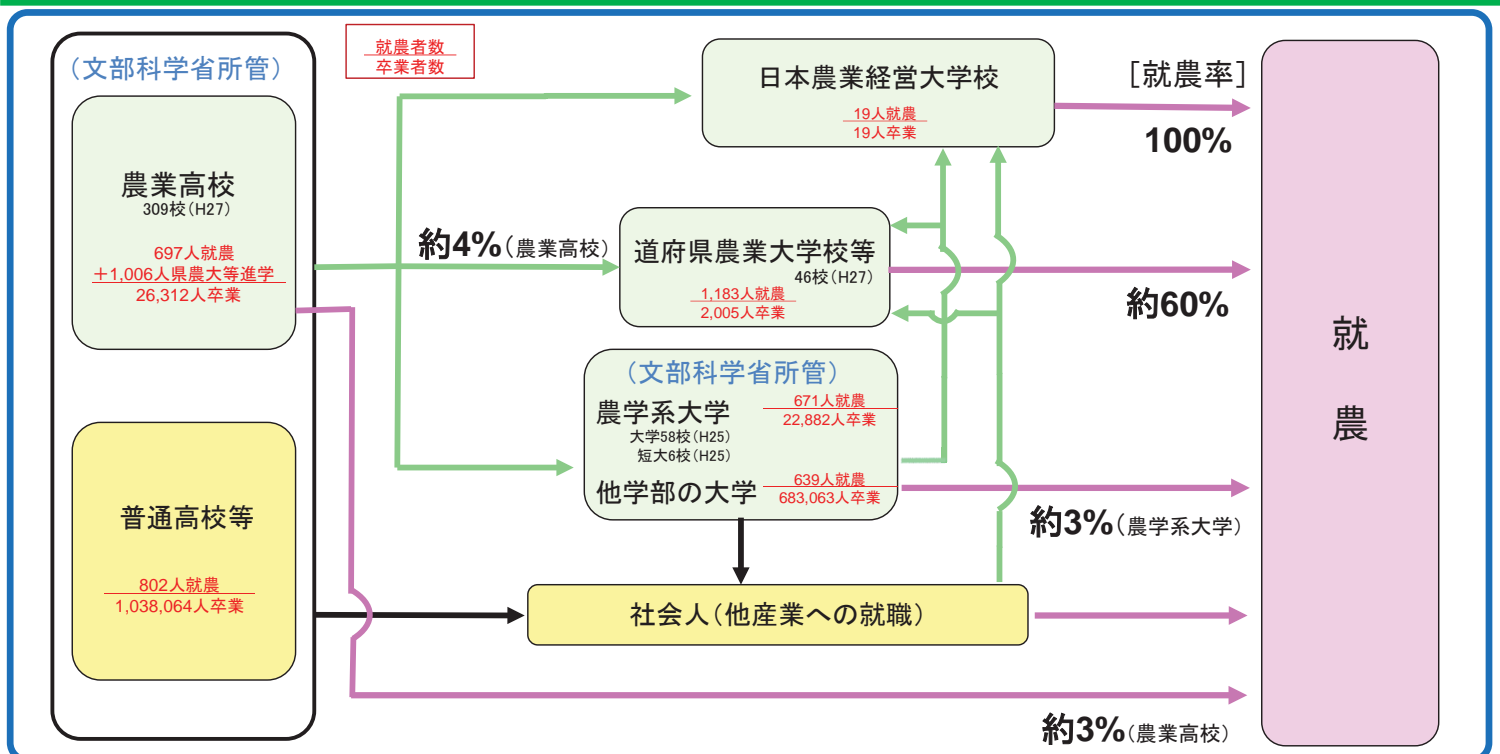


(備考) 農林水産省「一農ネットアンケート調査結果概要（平成27年9月4日公表）」より作成

(備考) 農林水産省「農の雇用事業に関するアンケート調査結果概要（平成27年9月4日公表）」より作成

## 4. 農業者の質を高めるための施策（農業者教育のための施策）

### (1) 農業関係の学校・研修教育機関と就農ルート（概念図）



出典：大学・高校については「学校基本調査」（文部科学省）、道府県農業大学校等については「全国農業大学校の概要」（全国農業大学校協議会）、日本農業経営大学校については日本農業経営大学校への聞き取り。いずれも平成26年度卒業生の状況。

注1：高校、大学の就農者は学校基本調査結果の産業別就職者数のうち、「農業、林業」に就職した者の数を記載。また、農学系大学には、短大及び大学の修士・博士課程を含む。

注2：道府県農業大学校42校。その他4校は、中国四国酪農大学校、鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園。なお、卒業生には研究課程を含む。

注3：農業高校から道府県農業大学校等への進学者数については、農業大学校の入学者の最終学歴が高校である者の数。

## (2) 一般社団法人アグリフューチャージャパン・日本農業経営大学校

農業者大学校が事業仕分けを受けて閉校を迎える中、平成24年に、農業界・産業界などが連携し、次世代の農業経営者の育成に取り組んでいくため、一般社団法人アグリフューチャージャパン（以下「AFJ」という。）を設立。

AFJが、平成25年に「日本農業経営大学校」を開校。

AFJは、この他、各道府県農業大学校の学生等を対象とするセミナーを実施（国の補助事業）。

### ○ AFJの概要

【設立】 平成24年2月1日

【会員】 農業界、産業界から参加（会員数約260先）  
（農業界）農林中央金庫、先進農業経営者ほか  
（産業界）ニチレイ、山崎製パン、エスビー食品ほか

【役員】 理事長 浦野 光人氏（株式会社ニチレイ相談役）  
副理事長 金子 美登氏（全国有機農業推進協議会会長、農業者大学校第4代同窓会長）  
その他、農業者、関連企業、関連団体等から参画

【事業】 ① 日本農業経営大学校の運営（校長：堀口健治氏（早稲田大学政治経済学術院名誉教授））  
② 農業経営教育に関するセミナーの運営  
③ 農業経営等に関する調査・研究

（注）②のセミナーは国からの補助金により運営しているが、それ以外は全て独自財源により運営。

## (3) 道府県農業大学校

設立等の経緯は以下のとおり。

- ・ 昭和26年以降、道府県が「経営伝習農場」を設置し、中卒者を対象に2年課程の教育を実施。
- ・ 昭和52年の「農業改良助長法」の改正を受け、道府県が「経営伝習農場」を元に、農業大学校を設置し、高卒者を対象に2年課程（養成課程）の教育を実施。
- ・ 平成7年以降、一部の道府県農業大学校において、養成課程卒業生等を対象に1～2年課程（研究課程）の教育を実施。
- ・ 一部の道府県農業大学校において、多様なニーズに応えるため、就農希望者・農業者等を対象とする短期間の研修を実施。
- ・ 平成27年現在、42道府県（秋田、東京、石川、富山、福井を除く道府県）が農業大学校を設置・運営。

注1) 農業大学校のない県では、1～2年間の課程で実習と講義による体系的な農業研修を実施する機関が存在。

秋田県：農業研修センター（農業試験場内）、石川県：公益財団法人いしかわ農業総合支援機構「いしかわ耕稼塾」、富山県：「とやま農業未来カレッジ」、福井県：「ふくい園芸カレッジ」  
注2) このほか、民間の農業教育機関である鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県）、日本農業実践学園（茨城県）、八ヶ岳中央農業実践大学校（長野県）、中国四国酪農大学校（岡山県）においても、道府県農業大学校と同様の教育が行われている。

### ○ 道府県農業大学校の研修教育課程の概要

#### 【就農予定者を対象とする研修教育課程】

- ① 養成課程（2年間、一部は1年間）  
高校卒業生を対象とし、講義と実習を通じて技術力、経営力を養成
- ② 研究課程（1年間または2年間、14校で設置）  
養成課程修了者程度を対象とし、講義と実習を通じて、より高度な技術力、経営管理力を養成

#### 【就農予定者・農業者等を対象とする数日～数ヶ月のコース別の研修】（41校※で実施）※高知県では、研修部門は別組織として設置

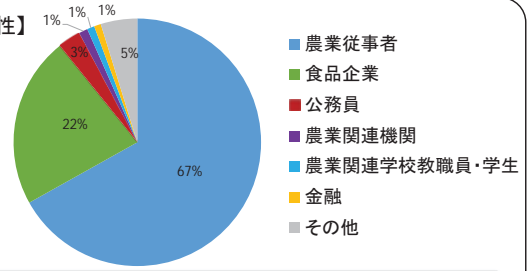
- ③ 農業者の技術力、経営力のスキルアップに向けた各種の短期研修
- ④ 社会人等の就農希望者を対象とした短期研修 等

## (4) その他の民間・都道府県による経営者教育の取組

- ① 平成26年度から、トッププロを目指す経営者を育成するため、農業法人(株)サラダボウルが、オンラインアグリビジネススクールを運営(国の補助事業)。

### ○ オンラインアグリビジネススクールの概要

【受講者の属性】



【いつでも、どこでも受講できるオンライン講義(H27.12現在の受講者2,806人)】

- ▶ スマートフォンやタブレットPCで受講可能な、インターネットを通じた講義の配信。ネット環境があればいつでも、どこでも受講可能。
- ▶ 受講者の利便性を高めるために1コマ10分程度の長さへ調整。
- ▶ 現在320コマを配信中。平成27年度中に100コマを追加配信予定。
- ▶ 大学教員、公認会計士、先進農業経営者、他産業経営者、中小企業診断士、コンサルタント等が講師。

#### ベーシックカリキュラム

どの産業にも共通して必要とされる経営マネジメント能力の習得

#### プロフェッショナルカリキュラム

全国の先進農業経営事例や他産業の参考事例をインタビュー形式で紹介

カリキュラム	内容
経営マネジメント	経営理念、経営ビジョン、経営戦略の立案、経営計画の策定等
ファイナンシャル・マネジメント	会計財務、原価管理、原価計算、コスト管理、資金計画等
ヒューマンリソース・マネジメント	人材育成、リーダーシップ、キャリアマネジメント等
プロダクト・マネジメント	生産工程管理、品質管理、現場カイゼン、業務分析等
セールス・マネジメント	マーケティング、ブランディング、販売計画と生産計画等
ディストリビューション・マネジメント	流通実務、各業界(メーカー、小売)の流通の実態等
リスク・マネジメント	安全対策、GAP、トレーサビリティ、衛生管理等
サプライ・マネジメント	在庫管理、資材調達に関する契約実務等
IT・マネジメント	IT活用の可能性、農業におけるITのトレンド等

【学びを深めたい方を対象にした集合研修】

#### ファシリテーター育成研修(定員120名)

地域で学びの「場」を作り、ディスカッションをリードできるファシリテーターを育成

#### 企業派遣型課題解決ワークショップ研修(定員20名)

異業種企業が抱える課題を題材にして、農業経営者の課題解決能力を養成

- ② 26道府県において、農業者の経営力を養成するための研修を実施。一部の地域では、民間や大学による取組も展開。

### ○ 県や民間による取組例

	いわてアグリフロンティアスクール	ひょうご農業MBA塾	ちばざん総合アグリビジネススクール
開始年度	平成19年度	平成22年度	平成27年度 (平成28年度から開催予定のアグリビジネススクールのプレ講座)
実施主体	いわてアグリフロンティアスクール運営協議会 (県農林水産部、JAIいわてグループ、岩手大学農学部(事務局))	兵庫県担い手育成総合支援協議会 (兵庫県、兵庫県農業会議、JA兵庫中央会、(公社)兵庫みどり公社、兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県土地改良事業団体連合会)	ちばざん総合研究所 (株)和郷、千葉大学後援)
対象者・定員	認定農業者、農業経営者、農業後継者、農業従事者等(高校卒業程度で農業経験を有する者) 30名	認定農業者、市町村構想の年間農業所得の水準を概ね達成している、6次産業化に興味がある、55歳未満等の要件を満たす者 10名程度	農業事業者、農業後継者、農業生産法人、他産業からの参入者 30名
研修概要	農業経営発展計画の策定、農業経営管理、農業生産管理、マーケティング等の科目を体系的に提供	経営計画作成、販路開拓、経営方針、事業戦略、財務管理、マーケティング、人事育成、6次産業化等に関する講義、演習等	農業経営者論、6次産業化、人材育成、財務・会計、生産性、マーケティング等の講義、演習等
開催日程	5月～2月まで(平日10:00～16:00)、全27.5日(165時間)	6月～3月まで月2回程度(平日10:30～16:10)、全16回	12月～4月(平日18:30～20:30)、全9回
講師	岩手大学及び岩手県立大学の教員、試験研究機関、普及機関、JAIいわて、先進農業経営者、シンクタンク、コンサルタント等	中小企業診断士、税理士、大学教員、コンサルタント、先進農業経営者、金融機関等	先進農業経営者、コンサルタント、税理士、6次産業化プランナー等
研修場所	岩手大学	兵庫県民会館等	(株)和郷 ザ・ファーム
修了条件	必修科目を受講し、総履修時間を120時間以上で履修証明書を授与 履修証明書の要件を満たした上で、農業ビジネス戦略のプレゼンテーションで合格した者には「アグリ管理士」を授与	出席率80%で経営計画の策定・提出・発表をした者には、「ひょうご農業MBA塾修了証」を交付	

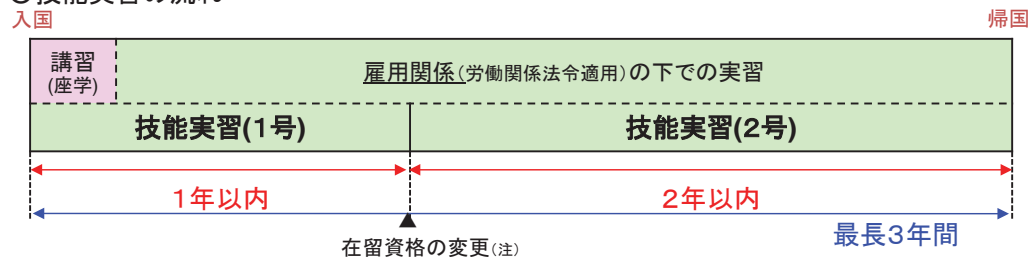
# 1. 農政新時代に必要な人材力を強化する システムの整備

## (外国人材の活用について)

### 外国人技能実習制度の仕組み

- 外国人技能実習制度は、我が国で開発された技能・技術等の開発途上地域等への移転により、国際協力を推進することを目的とする制度。
- 技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、指定された職種・作業については、一定の技能習得ができたと評価されれば、在留資格を変更し、2年間の技能実習(2号)を受けることが可能。

#### ○技能実習の流れ



(注) 技能実習2号への在留資格の変更は、技能評価試験に合格することが要件。  
なお、農業分野の評価試験(農業技能評価試験)は全国農業会議所が実施。

#### ○技能実習(2号)移行対象職種・作業

(農業関係: 2職種6作業)

職種名	作業名	追加時期
耕種農業	施設園芸	平成12年3月
	畑作・野菜	平成14年2月
	果樹	平成27年4月
畜産農業	養豚	平成12年3月
	養鶏	
	酪農	平成14年2月

(備考)「技能実習制度推進事業運営基本方針 別表」〔抜粋〕  
(平成5年4月5日 厚生労働大臣公示)

(参考)全職種: 72職種131作業(平成27年12月28日時点)

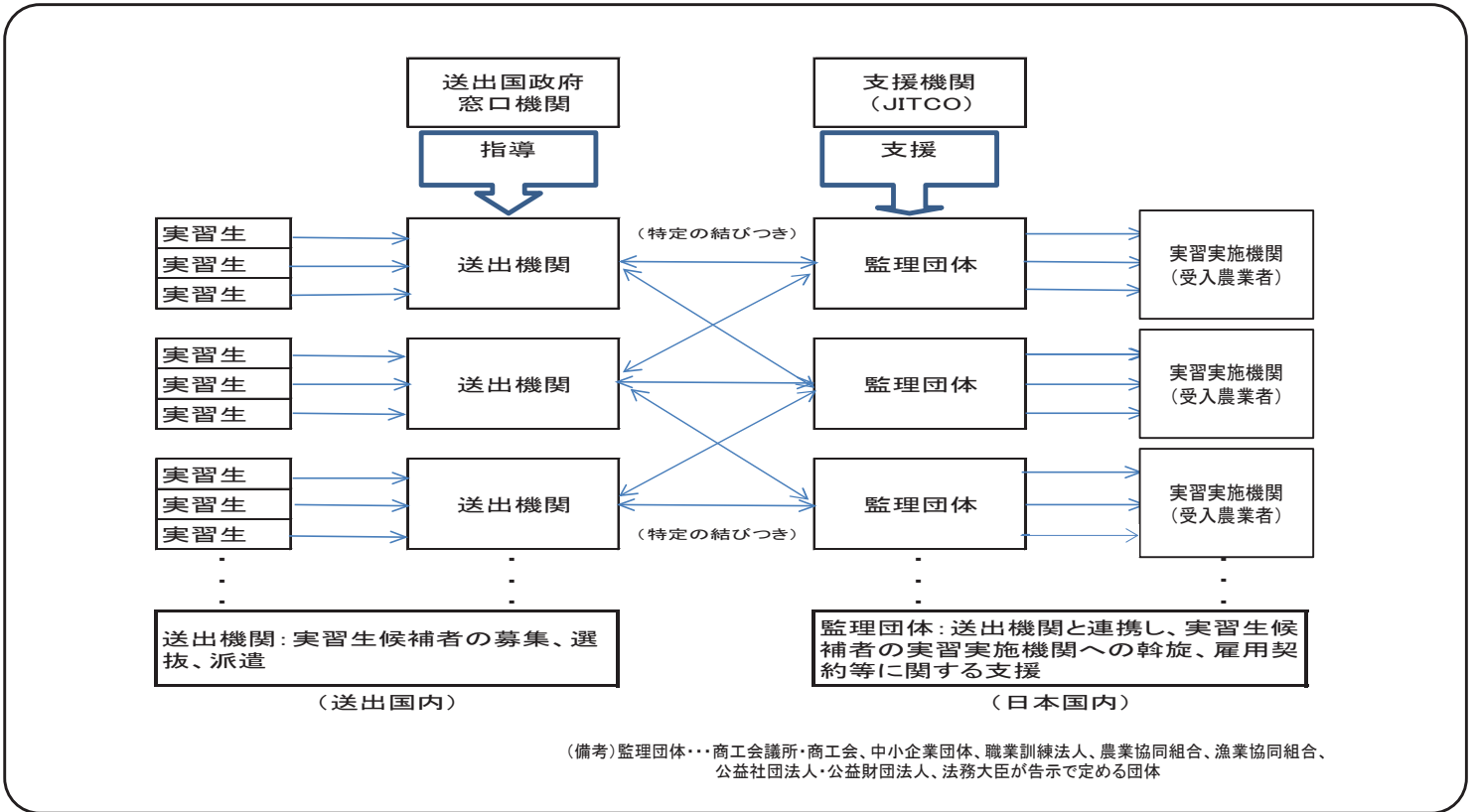
#### ○技能実習生の受入人数枠

実習実施機関の常勤職員数	技能実習生の受入人数
301人以上	常勤職員の1/20
201~300人	15人以下
101~200人	10人以下
51~100人	6人以下
50人以下	3人以下

(備考)個人農家は2人以内(監理団体が農業協同組合の場合)

# 外国人技能実習制度の実施体制

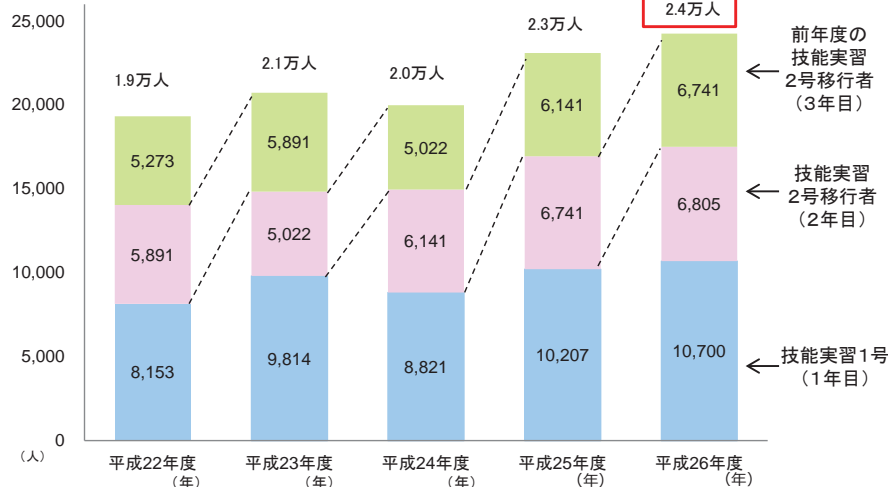
- 技能実習生は、送出国(母国)の「送出国機関」を通じて、同機関と国内の「監理団体」との結びつきによって実習実施機関(受入農業者)に紹介される。監理団体は実習実施機関に対して適切な指導を行うこととされている。



## 農業分野の外国人技能実習生の受入状況

- 農業分野の外国人技能実習生の受入数は、技能実習1号が約10.7千人、技能実習2号への移行者が約6.8千人であり、1～3年目の合計で約2.4万人と見込まれる。
- 受入地域としては、関東、九州、北海道が多い。都道府県別では茨城県が最も多く、次いで長野県、北海道、熊本県。

○ 農業分野の技能実習生の受入数



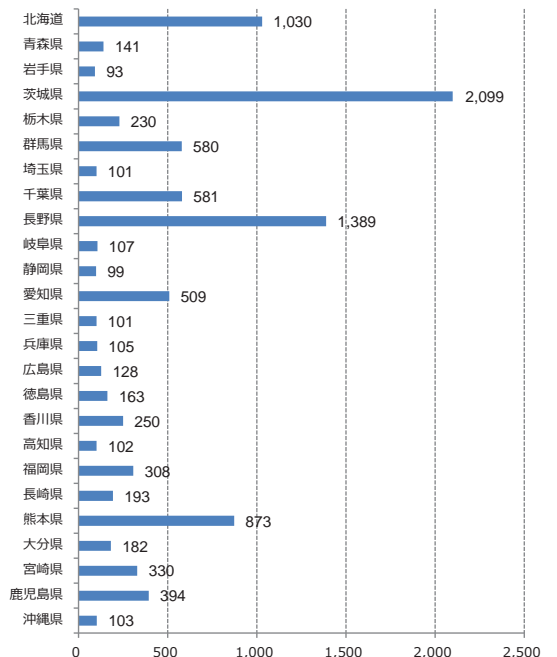
(資料) 農水省作成  
備考1. 技能実習1号: 農水省調べ(年度)  
備考2. 技能実習2号: 法務省調べ(暦年)

(参考) 農業分野の技能実習2号移行者数 (人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
耕種農業	4,637	4,043	4,998	5,510	5,537
畜産農業	1,254	979	1,143	1,231	1,268
計	5,891	5,022	6,141	6,741	6,805

(資料) JITCO調べ

○ 都道府県別の技能実習生(技能実習1号)の受入数(平成26年度・上位25道県) (人)



(資料) 農水省調べ



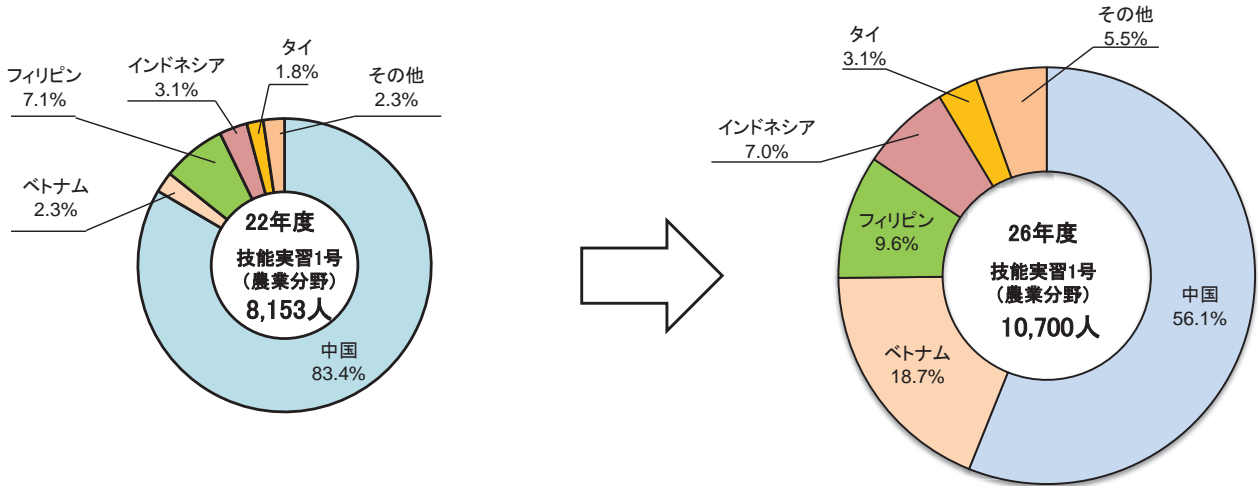
# 農業分野の外国人技能実習生(技能実習1号)の国籍

○ 技能実習生(技能実習1号)の出身国は、中国が全体の約6割、次いでベトナム、フィリピン、インドネシア、タイの東南アジア諸国。近年、中国の割合は低下傾向。

(人)

	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ラオス	スリランカ	ネパール	ミャンマー	モンゴル	左記以外	合計
平成22年度	6,803 (83.4%)	185 (2.3%)	575 (7.1%)	251 (3.1%)	149 (1.8%)	64 (0.8%)	64 (0.8%)	10 (0.1%)	29 (0.4%)	0 (0.0%)	20 (0.2%)	3 (0.0%)	8,153 (100.0%)
平成23年度	7,352 (74.9%)	525 (5.3%)	972 (9.9%)	407 (4.1%)	193 (2.0%)	58 (0.6%)	147 (1.5%)	19 (0.2%)	129 (1.3%)	0 (0.0%)	8 (0.1%)	4 (0.0%)	9,814 (100.0%)
平成24年度	6,718 (76.2%)	518 (5.9%)	675 (7.7%)	357 (4.0%)	241 (2.7%)	40 (0.5%)	105 (1.2%)	33 (0.4%)	114 (1.3%)	2 (0.0%)	15 (0.2%)	3 (0.0%)	8,821 (100.0%)
平成25年度	6,702 (65.7%)	1,134 (11.1%)	1,173 (11.5%)	523 (5.1%)	276 (2.7%)	156 (1.5%)	66 (0.6%)	23 (0.2%)	97 (1.0%)	24 (0.2%)	31 (0.3%)	2 (0.0%)	10,207 (100.0%)
平成26年度	6,001 (56.1%)	2,006 (18.7%)	1,028 (9.6%)	745 (7.0%)	333 (3.1%)	259 (2.4%)	97 (0.9%)	72 (0.7%)	64 (0.6%)	49 (0.5%)	43 (0.4%)	3 (0.0%)	10,700 (100.0%)

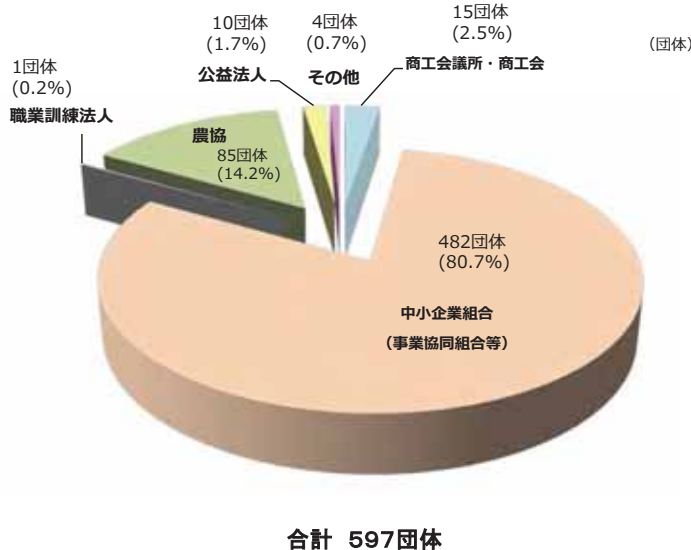
(資料)農水省調べ



# 農業分野の監理団体

○ 農業分野の監理団体は、中小企業組合(事業協同組合等)が8割、農協が1割強。

○ 農業分野の監理団体の構成(26年度)



— 地域別 —

	計	(団体)	
		農協	農協以外
北海道	38	26	12
東北	20	4	16
関東	240	36	204
北陸	20	0	20
東海	68	6	62
近畿	36	1	35
中四国	96	1	95
九州	78	11	67
沖縄	1	0	1
全国計	597	85	512

(備考)農林水産省経営局調べ

注1:26年度に農業分野の技能実習生の受入実績がある監理団体の数である。

注2:経営局において把握している監理団体からの聞き取り調査の結果であり、国内全ての監理団体を網羅したものではない。



# 農業分野における外国人労働者の受入れに係る国家戦略特区提案

○平成27年度秋提案において、秋田県大潟村が外国人労働力の受入れを提案。

提案主体の氏名又は団体名	秋田県大潟村
提 案 名	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区
事業の実施場所	秋田県大潟村(村内全域)
具体的な事業の実施内容	農作業における人手の確保が年々厳しくなっていることから、外国人雇用者を雇用する。
事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	農業従事者が絶対的に不足の状況であり、雇用の確保が確実に見込まれることから、多様な農業の展開が可能となる。また、外国人にとっては農業技術の習得にもつながり、国際貢献もできる。
事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	農作業については単純労働と見なされ、短期就労ビザが発行されない。
規制等の根拠法令等	出入国管理及び難民認定法
規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	就労ビザの発行を行う。

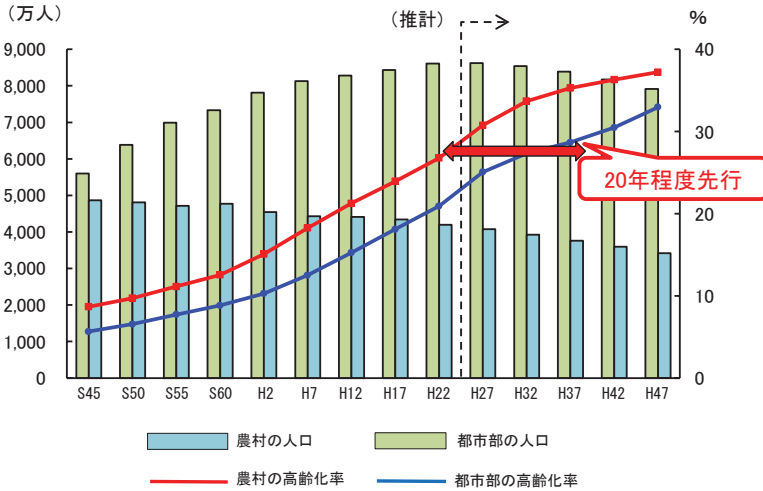
## 2. 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し

# 農業農村整備をめぐる現状

## 1. 農業・農村構造の変化（農村地域の人口減少と高齢化）

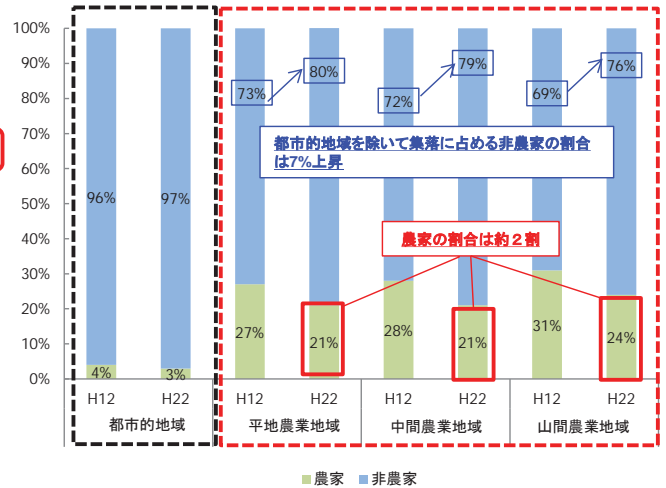
- 農村では、昭和45年以降、一貫して人口が減少基調。若者を中心として都市部への人口流出が進んだ結果、**都市部に比べて人口減少・高齢化が進行**。
- 他方、**非農家は相対的に増加**し、都市的地域を除く全ての地域において、農家の占める割合は2割程度まで低下し、**混住化が進行**。

### ○ 農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「平成22年 国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成19年5月推計)」を基に農林水産省で推計。  
注：ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

### ○ 混住化の推移(地域類形別)



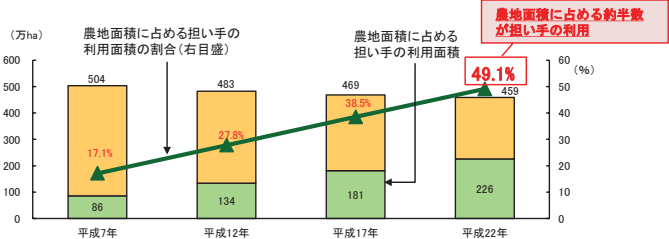
資料：農林水産省「世界農林業センサス」

# 農業農村整備をめぐる現状

## 2. 農業・農村構造の変化（大規模経営体と小規模農家の二極分化など）

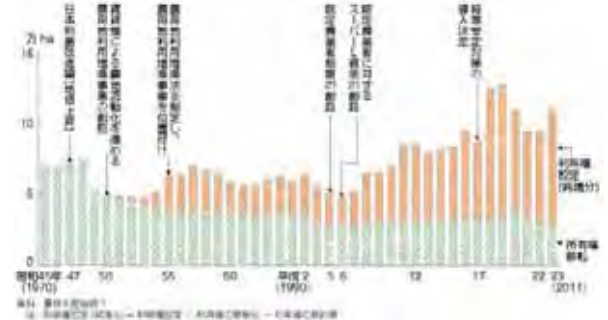
- **担い手への農地集積は約5割**となっており、法人経営体等の大規模経営体が増加。
- 一方、農業の構造改革の進展に伴い、利用権設定農地の増加とともに、**大規模経営体と小規模農家への二極分化や土地持ち非農家の増加等**が進行。

### ○ 農地面積に占める担い手の利用面積の推移

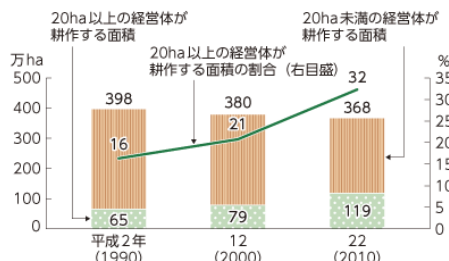


資料：農林水産省「農業経営構造の変化」  
注：「担い手の利用面積」とは、認定農業者（特定農業法人含む）、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体（平成15（2003）年度から）、集落営農を一括管理・運営している集落営農（平成17（1995）年度から）が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業 耕起・代かき、田植え、収穫）により経営する面積。

### ○ 農地の権利移動面積の推移

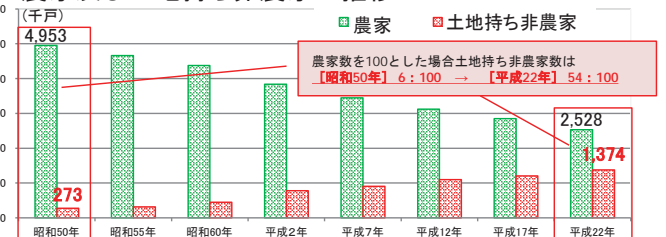


### ○ 土地利用型農業における20ha以上の経営体が耕作する面積の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」に基づく算出

### ○ 農家及び土地持ち非農家の推移



資料：農林水産省「世界農林業センサス」  
注：「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯。「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

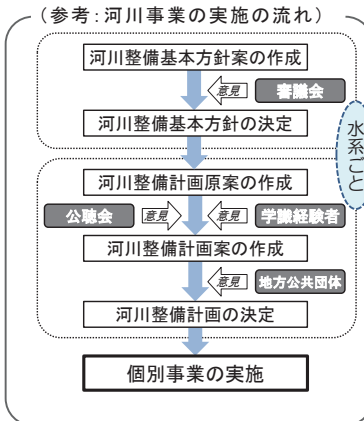
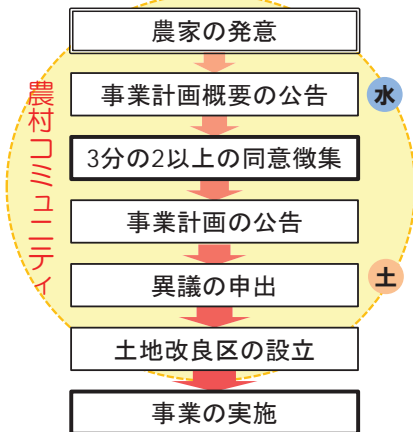
3. 土地改良制度の特徴

- 農業農村整備事業の多くは土地改良法（昭和24年制定）に基づき実施しており、**農家の発意に基づいた事業制度**は、行政主導である他の公共事業にはない特徴を有するもの。
- **事業参加資格者**（土地改良区の組合員）は、耕作者を原則（農業委員会の承認により所有者とすることもできる）とするが、**一筆につきいずれか1人**とされている。
- また、土地や水系のつながりにより一定の地域を受益地とする必要があり、**地区内農業者の3分の2以上の同意**で、全員が参加し、**費用の一部を負担**するという特徴も有する。

地域の発意と全員参加による事業の実施

- ✓ 15人以上の農家の申請をもって事業を実施。
- ✓ 受益者の3分の2以上の同意を得て強制的に事業を実施することが可能。
- ✓ 地域全体の将来像を話し合い、受益者の合意形成が図られるよう努力を促す仕組みをビルトイン。

■ 土地改良事業の実施の流れ



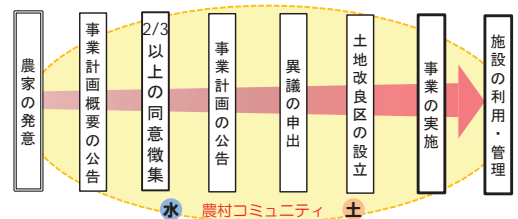
4- (1) 土地改良区の現状（土地改良区の役割）

- 土地改良区は、**基幹的な農業水利施設の約70%を管理**し、組合員からの賦課金を徴収し、水路の草刈り等は夫役により実施するなど、**行政の代替機能**としての側面をもつ。
- 土地改良事業は、**地域の発意に基づいた事業制度**であり、土地改良区は、事業実施に際して、受益者からの同意徴集、市町村との調整など、**地域の合意形成**を実施。
- 土地改良区は、その活動を通じて、**農村協働力の形成・維持**において中心的な役割を果たす。

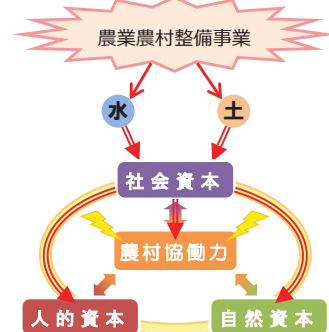
<農業水利施設の維持管理>



<土地改良事業の実施の流れと特徴>



<農業農村整備事業と農村協働力>

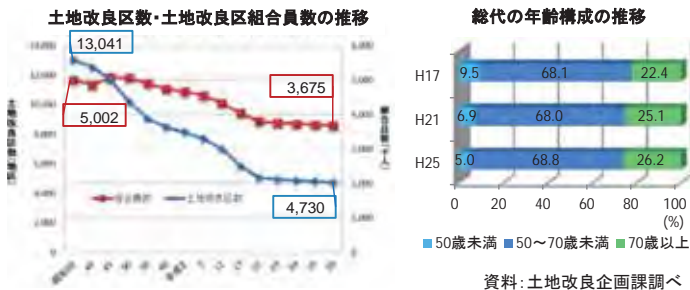


農業農村整備をめぐる現状

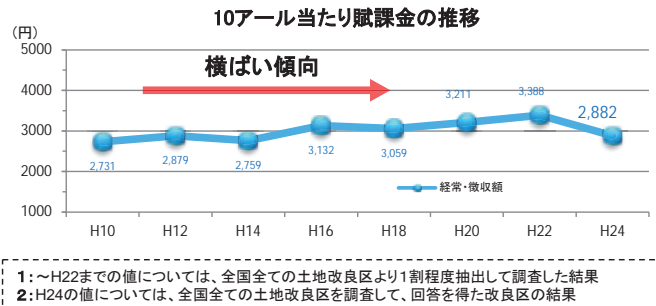
4- (2) 土地改良区の現状 (運営基盤の弱体化 (組織体制・財政状況))

- 土地改良区数や組合員数が減少していく中で高齢化が進行。また、土地改良区を支える事務局は専任職員が減少し、**土地改良区の組織が弱体化**。
- 光熱動力費等が増加傾向にある中、米価の下落等により、組合員の**賦課金は上げることができず横ばい傾向**。

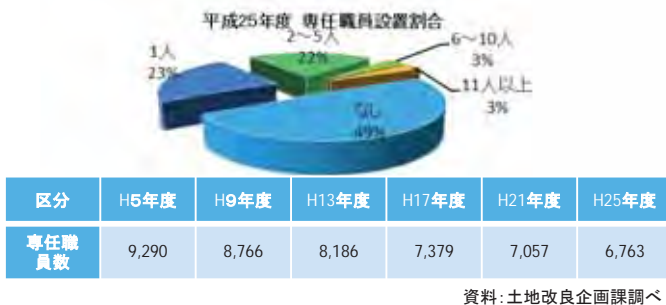
土地改良区数と組合員数



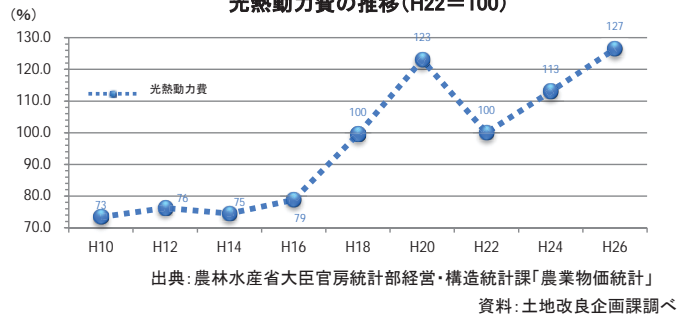
賦課金の水準



専任職員の設置状況



光熱動力費の推移 (H22=100)

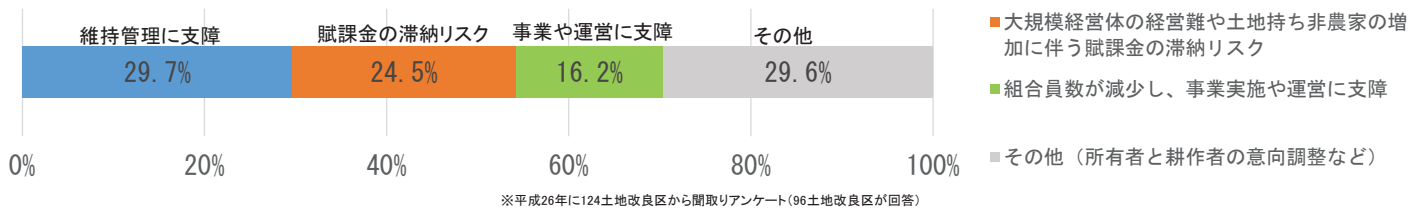


農業農村整備をめぐる現状

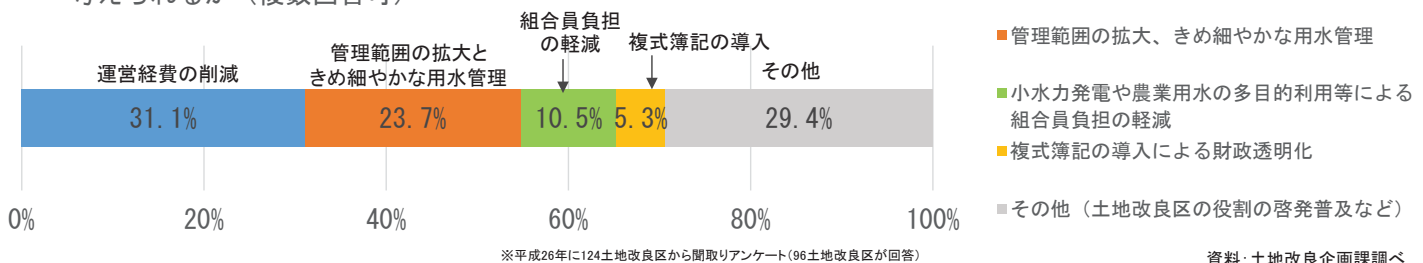
4- (3) 土地改良区の現状 (課題・期待の多様化)

- 土地改良区は、組合員による**夫役の減少や賦課金徴収などの課題**を抱えつつも、地域資源の主たる担い手として、農業水利施設の維持管理等に努力。
- 一方で、**合併等による運営経費の削減、きめ細やかな用水管理、小水力発電の導入などによる組合員負担の軽減等**の要請に加え、多面的機能支払への参画など地域の**農村協働力の維持・発揮**に向けた取組みへの対応が求められている。




問 担い手農家 (大規模経営体) への農地集積や高齢化の進展により、土地改良区はその運営にどのような支障が生じているか (複数回答可)



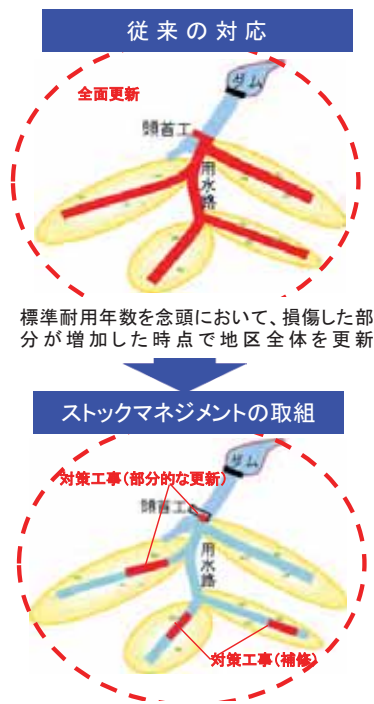
問 今後土地改良区はどのような対策 (サービス) が求められると考えられるか (複数回答可)





現 状	展 開 方 向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利施設の老朽化の進行</li> <li>・ 突発事故の発生件数の増加</li> <li>・ ため池の老朽化</li> <li>・ 大規模地震等のリスク増大</li> </ul>	<p>【農業水利施設の老朽化等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の長寿命化、更新事業の円滑な実施</li> <li>・ ため池の防災・減災対策</li> <li>・ 湛水被害等の災害防止と施設の耐震化</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div>

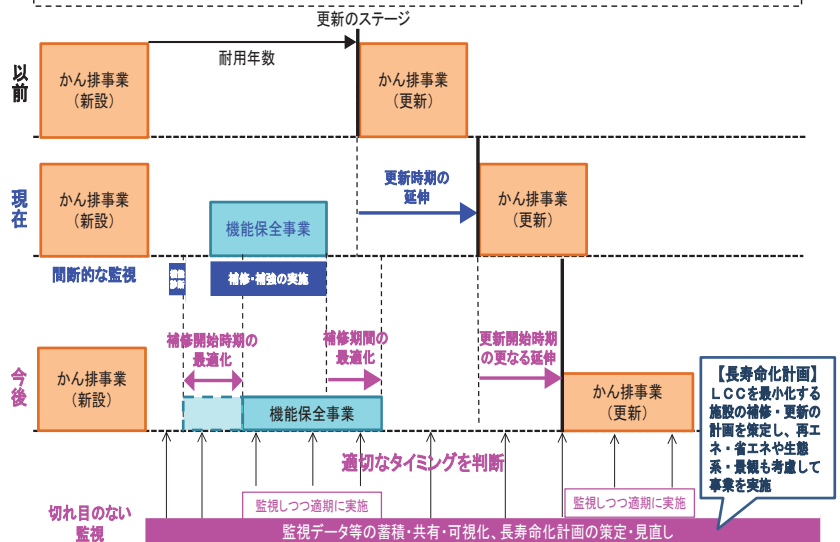
- 従来の全面更新から部分的な更新や補修を機動的に実施できるように事業実施方式を転換。
- 施設の長寿命化と施設の保安全管理に係るトータルコストの縮減・平準化を念頭に置き、適切なリスク管理の下、点検や機能診断による施設の切れ目ない監視を行いつつ最適な補修・補強を実施。



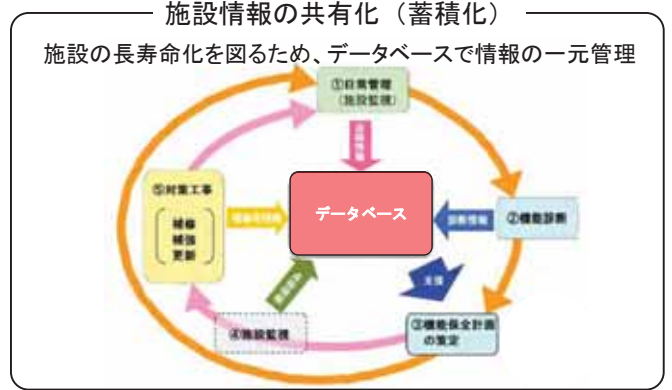
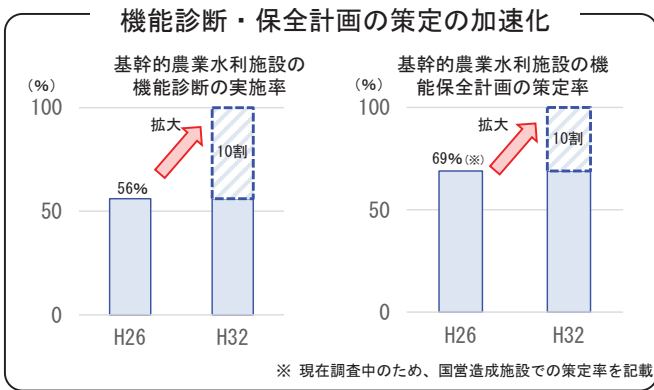
施設の機能診断に基づき機能保全計画を策定し、既存ストックの有効活用を図りつつ劣化の状況に応じた適切な対策を実施

○ 農業水利施設の補修・更新時期の最適化

・ 機能診断結果に基づいた、必要最小限の補修・更新により施設を長寿命化を図る。  
 ・ 施設の監視を強化しつつ補修・更新を適期に行うことでライフサイクルコストをさらに抑制。



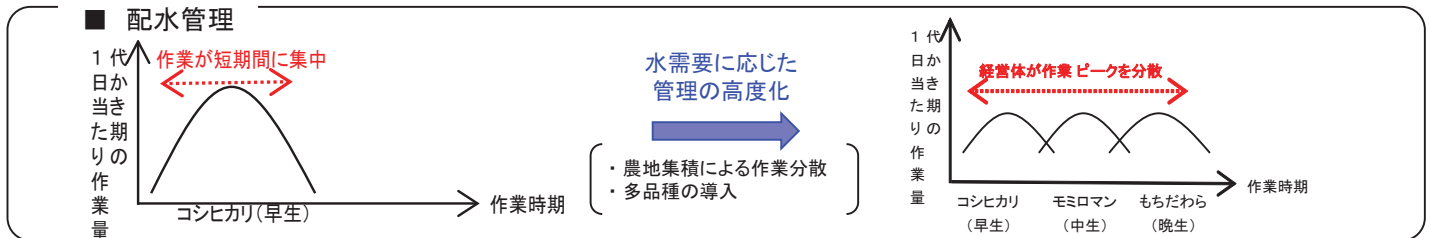
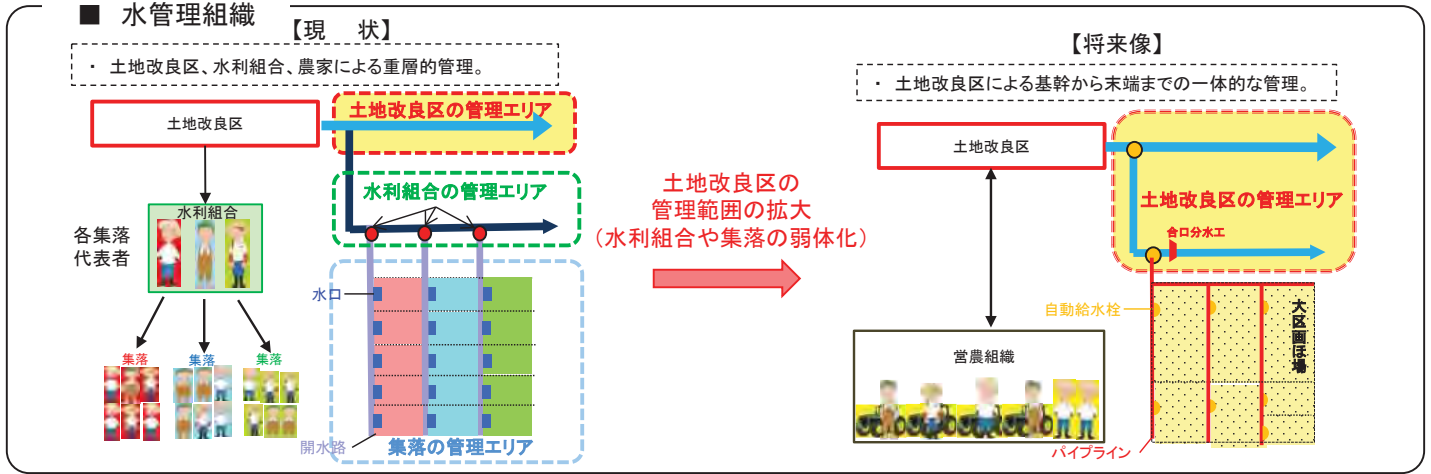
- 農業水利施設が有する機能を安定的に発揮させるため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を念頭に置き、施設の機能保全対策を推進。
- この取組を効率的かつ効果的に行うため、機能診断・保全計画の策定の加速化、施設情報の共有化、新技術の開発と現場への円滑な導入等を推進。



現 状	展 開 方 向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営基盤の弱体化（組織体制・財政状況）</li> <li>・ 運営上の課題や多様な要請への対応</li> </ul>	<p>【土地改良区の課題と新たな要請を踏まえた対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理範囲の拡大と管理の高度化</li> <li>・ 合併による運営基盤の強化</li> <li>・ 新技術の導入等による運営基盤の強化</li> <li>・ 農村協働力の維持・発揮の下支え</li> </ul>

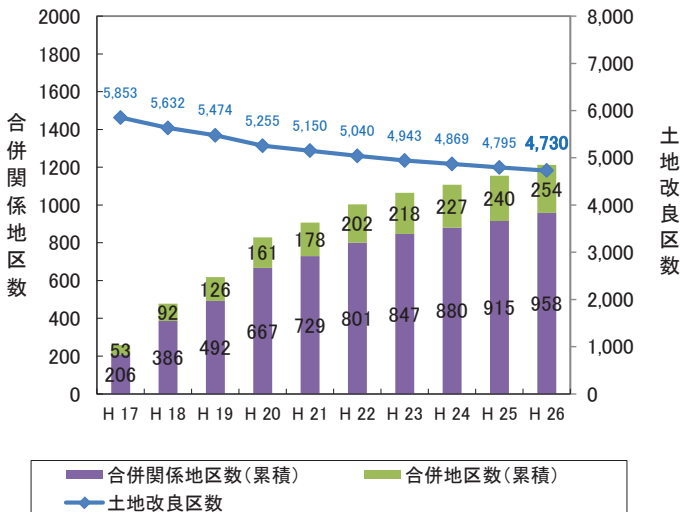


- 農家の減少や集落機能の低下等により、土地改良区が**末端の配水管理や施設の維持**まで行うことが増加する傾向。
- 大規模農家への農地集積による作業分散や多品種の導入によるかんがい期間の長期化などの**水需要の変化に応じたきめ細やかな配水管理**が必要。



- 事務局体制や財政基盤の強化を図るため、**土地改良区の合併等による合理化**。
- 合併により組合員の**負担（賦課金）の軽減**、**組織のスリム化**を実現。

土地改良区の合併による合理化



資料：土地改良企画課調べ

合併地区事例・A土地改良区

	名称	地区面積 (ha)	組合員 (人)	役員数 (人)	総代数 (人)	職員数 (人)	賦課金 (円/10a)
合併前	A	4,314	4,973	22	78	9	1,400
	B	437	697	15	58	1	3,400
	C	54	240	14	30	1	2,400
	(計)	4,805	5,910	51	166	11	—
合併後	A	4,805	5,910	26	90	9	1,400

組織のスリム化

賦課金減

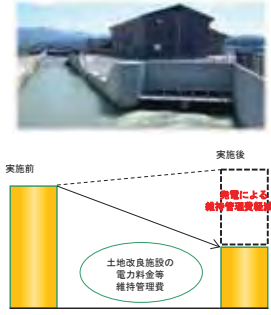
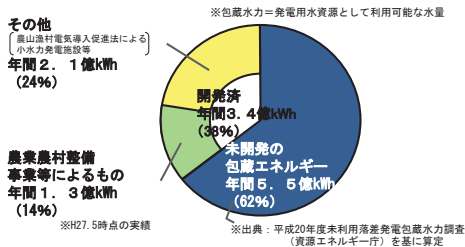
合併の主な効果

- 組合員の負担(賦課金)の軽減
- 組織のスリム化・合理化  
役員、総代、職員数の減 等
- A市等関係機関との連携強化

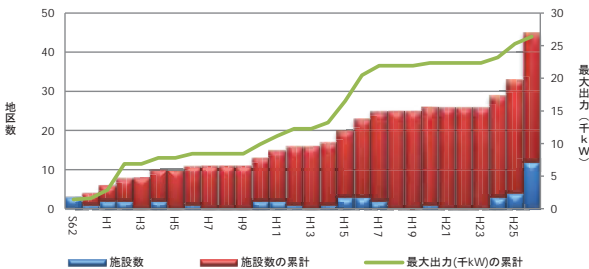
- 農業用水路の落差を活用した小水力発電等を効率的・経済的な施設を対象として導入し、自ら消費する電力の供給や余剰電力の売電収入により、組合員の負担を軽減。
- また、維持管理の省力化と合理化を推進するためのICT等の導入や省エネ対策を推進。

小水力発電の推進

再生可能エネルギーは、農山漁村においてポテンシャルが豊富。小水力発電等により、再生可能エネルギーの利活用を図るとともに、農業水利施設等の維持管理費の軽減を図る。



農業農村整備事業等による小水力発電の整備状況 (運転開始施設の推移)



管理の省力化の推進

高機能型水管理システムを導入し、施設の遠隔操作・映像監視・地理情報システム等を総合的に管理し、管理を省力化。

水管理システム

ITVカメラ映像画面

水管理システムオーバービュー画面

水利施設総合システムモデル事業手取川右岸地区 (H10~H16)

省エネ対策

高効率変圧器への更新、最適な制御方式の見直し、効率的な送水計画等により、地域の実状に即した省エネルギー化対策を図る。

- 農村コミュニティが脆弱化し、農村協働力の低下が懸念される中、現代の農村が直面する様々な課題に対応するため、多面的機能支払制度や農地中間管理機構との連携強化を通じて、農村協働力の維持・発揮の下支えを図っていくことが必要である。
- 土地改良区もこれに貢献すべく、積極的な役割を果たすことが期待される。

多面的機能支払交付金における活動組織との連携

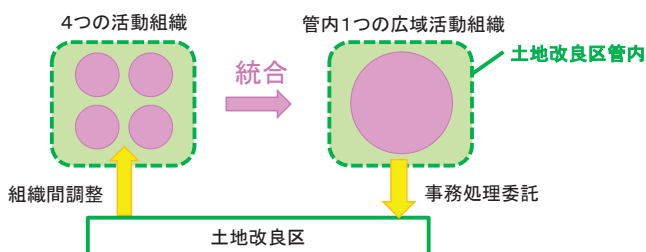
《活動内容》

湯沢中央地域広域協定活動組織(秋田県湯沢市)が、土地改良区に事務処理を委託するとともに、広域的な連携を実施。

- 土地改良区が活動組織に参画し、事務処理を土地改良区に委託。



- 土地改良区管内を1つの広域活動組織に統合。



農地中間管理機構との連携

《活動内容》

平成26年7月に、夏川沿岸土地改良区(岩手県)が、農地中間管理事業の業務の一部を受託。

- 受託した主な業務
  - ・ 農地の借受・貸付に関する業務
  - ・ 農地の利用条件の改善に関する業務
  - ・ 農地の管理等に関する業務

- 受益地(541ha)の農地の各筆(6,911筆)に関する権利者情報を基に、合意解約に向けた調整を実施。

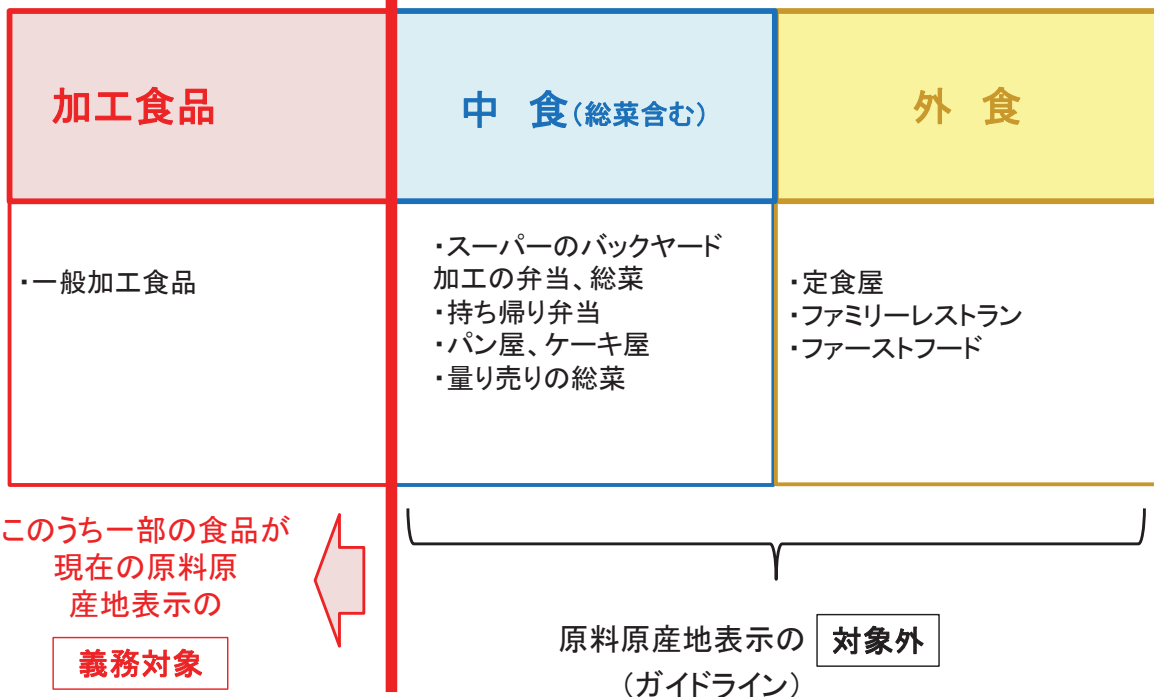
	農地中間管理事業による農地集積の実績	
	平成25年度末	平成26年度末
エリア面積	510ha	
機構への貸付面積	448ha	
集積面積	280ha	448ha (168ha増)
集積率	54.8%	88.0% (33.2%増)

※エリア面積：人・農地プランに基づく農地集積エリア

## **3. 原料原産地表示**


### **1 制度の概要**

## 原料原産地表示の義務対象の範囲



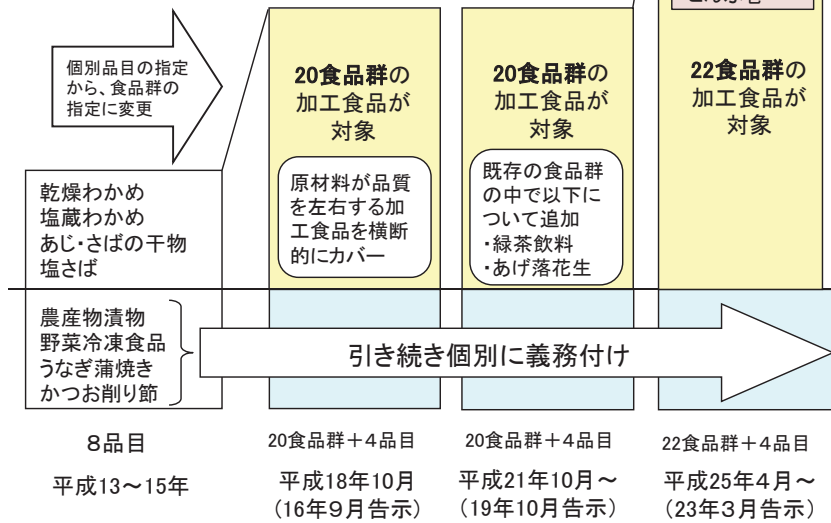
## 現行の食品の産地表示

- 食品表示法に基づく食品表示基準により、消費者が購入する食品に表示を義務付け。
- 生鮮食品には「原産地」を表示。加工食品については、国内製造品の一部には「原料原産地名」、輸入品は「原産国名」を表示。
- 外食については、産地表示を含め表示の義務付けがない。

生鮮食品 (義務表示事項)	加工食品(義務表示事項)	
	国内で製造したもの	輸入品
<p>名称、<b>原産地</b> 等</p> 	<p>名称、<b>原料原産地名</b> 等</p> <p>名称 <b>味付けカルビ</b></p> <p>原材料名 <b>牛肉(〇〇産)</b>、醤油、砂糖、みりん、にんにく調味料(アミノ酸等)</p> <p>内容量 100g</p> <p>賞味期限 〇〇、〇〇、〇〇</p> <p>保存方法 要冷蔵、10℃以下に保存</p> <p>製造者 株式会社〇〇 東京都千代田区△△</p> <p>国内製造品にあつては、原産国名「国産」と表示する義務はない。</p>	<p>名称 <b>ぎょうざ</b></p> <p>原材料名 野菜(キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく)、豚肉、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)調味料(アミノ酸等)、乳化剤</p> <p>内容量 560g</p> <p>賞味期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>保存方法 直射日光・高温多湿をお避けください。</p> <p>製造者 株式会社〇〇 東京都千代田区△△</p>
		<p>名称 <b>ぎょうざ</b></p> <p>原材料名 野菜(キャベツ、はくさい、にら、長ねぎ、しょうが、にんにく)、豚肉、しょうゆ、でん粉、砂糖、オイスターソース、ごま油、食塩、香辛料、皮(小麦粉、でん粉、大豆油、粉末状、植物性たん白、米粉、食塩)調味料(アミノ酸等)、乳化剤</p> <p>内容量 560g</p> <p>賞味期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>保存方法 直射日光・高温多湿をお避けください。</p> <p>原産国名 <b>〇〇</b></p> <p>輸入者 株式会社〇〇 東京都千代田区△△</p>

# 原料原産地表示対象品目拡大の推移

○ これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。



## ※22食品群

- 乾燥きのご類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 塩蔵したきのご類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ゆで、又は蒸したきのご類、野菜及び豆類並びにあん
- 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのご類を異種混合したもの
- 緑茶及び緑茶飲料  
(平成21年10月追加)
- もち
- いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類  
(平成21年10月追加)
- 黒糖及び黒糖加工品 (平成25年4月追加)
- こんにやく
- 調味した食肉
- ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 表面をあぶった食肉
- フライ種として衣を付けた食肉
- 合挽肉その他異種混合した食肉
- 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 調味した魚介類及び海藻類
- こんぶ巻 (平成25年4月追加)
- ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 表面をあぶった魚介類
- フライ種として衣をつけた魚介類
- 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定

(義務対象品目の選定要件)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

## 総合的なTPP関連政策大綱(抜粋) (平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

### II TPP関連政策の目標

#### 3 分野別施策展開

##### (2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

### IV 政策大綱実現に向けた主要施策

#### 3 分野別施策展開

##### (2) 食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等  
(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)



## 2 加工食品の原料原産地制度に関する検討会

### 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会開催要領

#### 第1 趣旨

加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」とされており、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされている。

また、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされている。

以上を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、今後の対応方策について幅広く検討する。

#### 第2 検討項目

- (1) 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- (2) 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- (3) その他

#### 第3 スケジュール及び進め方

現行の加工食品の原料原産地表示制度や事業者の取組状況等を踏まえ、関係者からヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成28年秋を目途に中間的な取りまとめを行う。

#### 第4 委員等

- (1) 委員は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

#### 第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課及び農林水産省消費・安全局消費者行政課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、ウェブサイト等において公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。



## 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 委員名簿

- 池戸 重信 宮城大学 名誉教授  
 櫛 友彦 日本チェーンストア協会 食品委員会 委員  
 市川 まりこ 食のコミュニケーション円卓会議 代表  
 岩岡 宏保 一般社団法人全国消費者団体連絡会 共同代表  
 金井 健 全国農業協同組合中央会 常務理事  
 近藤 康二 公益社団法人中央畜産会 常務理事  
 齊藤 秀樹 公益財団法人全国老人クラブ連合会 常務理事  
 鈴木 忠 日本園芸農業協同組合連合会 専務理事  
 田熊 元彦 株式会社伊藤園 生産本部 副本部長 執行役員  
 武石 徹 一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長  
 竹内 淑恵 法政大学 経営学部 教授  
 富松 徹 味の素株式会社 品質保証部 品質保証推進グループ長  
 永田 裕子 公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 副代表  
 長屋 信博 全国漁業協同組合連合会 代表理事専務  
 夏目 智子 全国地域婦人団体連絡協議会 幹事  
 毛利 嘉宏 株式会社野菜くらぶ 専務取締役  
 ◎ 森光 康次郎 お茶の水女子大学大学院 教授

(五十音順、敬称略)

◎: 座長 ○: 座長代理

## 今後のスケジュール

28年1月

第1回(1月29日)

- ・ 加工食品の原料原産地表示制度をめぐる事情
- ・ 今後の進め方等について

第2回(3月1日)、第3回(3月31日)、第4回(4月27日)、第5回

- ・ 過去の検討における論点・課題について
- ・ 関係者ヒアリング(消費者、生産者、事業者)
- ・ ヒアリング・調査結果を踏まえた論点整理

第6回以降

- ・ 取りまとめに向けた議論

28年秋目途

中間的な取りまとめ

## 4. チェックオフ制度の導入

### チェックオフ制度とは①

---

- 諸外国のチェックオフ制度とは、
  - ① 農産物の消費拡大のために該当品目全体<sup>(※1)</sup>の販売促進、輸出促進、調査研究等の事業を実施することを目的として、  
((※1)国産、海外産の別なく事業を実施しない場合にはWTO協定上の疑義がある。)
  - ② 基本的な仕組みは、法律に基づき、牛肉や豚肉などの品目毎に、取引時や輸入通関時に全ての生産者の売上額や全ての輸入業者の輸入額から、拠出金を強制的に徴収<sup>(※2)</sup>し、  
((※2)拠出金を納付しない場合の罰則有り)
  - ③ これを原資としてその品目に係る事業を生産者が主体となって実施  
するものである。
- チェックオフ制度の実施、拠出金の額、資金管理団体の委員の選出等の決定においては、生産者及び輸入業者の投票による過半数の賛成を要する国も存在。

## チェックオフ制度とは②

○ 政府の主な役割は、品目毎の取組が法令に適合しているかの確認や、事業評価、拠出金徴収の強制執行の実施等である。なお、米国では政府の経費もチェックオフの資金から支出されている。

○ このような仕組みは、1935年に米国フロリダ州政府においてかんきつ類に導入されたのを最初に、その後、米国連邦政府(1954年の羊毛が最初)、カナダ、豪州、イギリス、韓国等において類似の仕組みが法制化されている。

一方で、基本的な仕組みは類似しているが、各国、各品目により、意思決定方法、拠出方法、資金使途、政府の関与等について違いがみられる。

なお、我が国においては法律により導入されている品目はない。

※ なお、「チェックオフ」とは「天引き」という意味で、主として労働組合の組合費の、組合員の委任を受けた使用者による給与からの代行徴収を指すものとして用いられている(米国)。

## 米国のチェックオフ制度

- ・連邦政府では、1954年に羊毛で初めて導入以降、品目別の個別法により12品目、一定の基準を満たす品目全てに適用しうる一般法により10品目、あわせて22品目で実施。この他、州法に基づき州政府で行われている農産物(ノースダコタ州等の小麦など)も存在。
- ・拠出金は、販売促進、調査研究等に使用されるが、政府へのロビー活動等は禁止されている。また、州段階にも配分され、州内のプログラムに活用されている。
- ・事業費、徴収経費、管理費などすべての経費は、チェックオフ資金によりまかなわれており、国の資金は、一切入っていない。

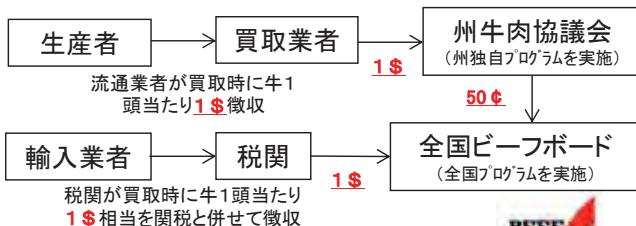
### (1) 牛肉

【連邦レベルの予算額(2015年):4千万ドル】

①根拠法令 Beef Promotion and Research Act of 1985 (牛肉販売促進・調査研究法)

②導入背景等 鶏肉等との競争により牛肉消費が減少し続けていたことに加え、70年代の牛肉の価格凍結措置によって牛肉業界が打撃を受けたことの打開策として、業界が国レベルの制度を要望

#### ③実施スキーム



事業内容: 牛肉全体の販売促進、調査研究、消費者・生産者への情報提供、牛肉産業のイメージアップ、輸出促進

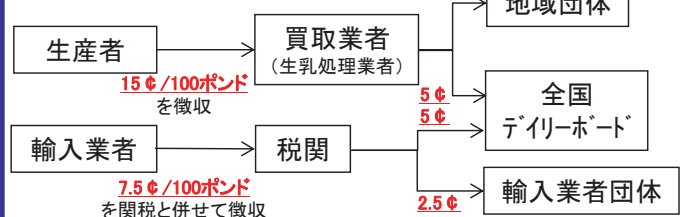
### (2) 牛乳・乳製品

【連邦レベルの予算額(2014年):2億1千万ドル】

①根拠法令 Dairy Production Stabilization Act of 1983 (酪農生産安定法)

②導入背景等 食生活の変化や炭酸飲料等との競争により国内消費が低迷し、生乳の生産過剰が問題となっていたことや、従来、州・団体ごとに任意の徴収が行われていたが、フリーライダー防止を求める声の高まり等により、業界が国レベルの制度を要望

#### ③実施スキーム



事業内容:(地域団体や全国デューリーボード)  
当該地域や全米での牛乳・乳製品の消費拡大(輸入業者団体) 外国産の牛乳・乳製品の消費拡大

※他に、飲用牛乳製造業者から徴収(20¢/100ポンド)する仕組みも有り

# 豪州、カナダのチェックオフ制度

**(豪州)**・牛肉、豚肉、小麦、リンゴ、タマネギ等70品目以上で実施。農業・水資源省の課徴金部局に資金を一旦集めた上で各々の事業を実施する団体に交付するスキーム。マーケティング、研究開発のほか、牛肉では残留物検査や動物衛生にも使用。

・輸入業者からの徴収はない。

**(カナダ)**・連邦法に基づき実施されているのは牛肉のみ。現在、豚肉について導入に向けた手続中。

## 豪州（牛肉）の場合

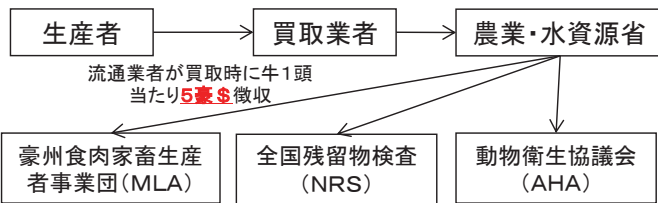
【MLAの予算額(14-15年):1.8億豪ドル】

**①根拠法令** Primary Industries Levy and Charges Act of 1991  
(一次産品拠出金法)

### ②導入背景等

1980年代からの政府関与を少なくし、業界主導での産業界育成を図るとの政策方針の下、財政支援削減の代替として導入。

### ③実施スキーム



※輸入牛肉からは、拠出金を徴収していない

事業内容: (MLA) 研究開発、マーケティング活動、  
(NRS) 残留物検査  
(AHA) 動物衛生

## カナダ（牛肉）の場合

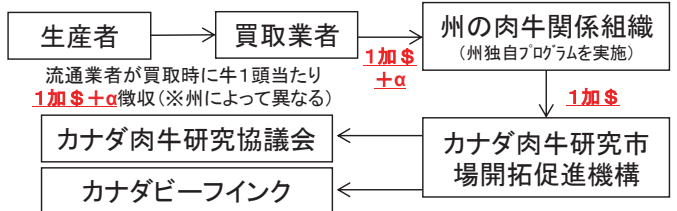
【連邦レベルの予算額(14-15年):500万加ドル】

**①根拠法令** Farm Products Agencies Act of 1993  
(農産物機構法)

### ②導入背景等

法律は1993年に成立したが、最初のチェックオフ制度である牛肉については2002年から国内生産者からの徴収により開始。その後、2013年6月からは米国の取組と同様にすると意図から、輸入業者からも徴収を開始。

### ③実施スキーム



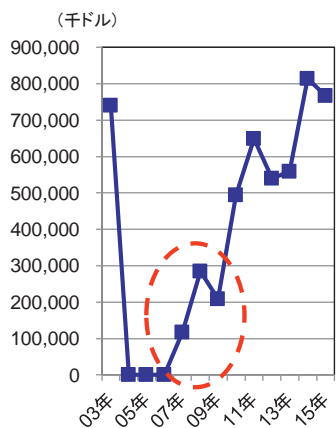
※輸入牛肉についても、輸入業者から牛1頭当たり1加\$の拠出金を徴収

事業内容: (カナダ肉牛研究協議会) 研究プログラムの実施  
(カナダビーフインク) 国内外におけるマーケティング活動

## チェックオフによる輸出促進の取組（米国産牛肉の例）

- ・2009年当時、韓国において米国産牛肉がBSEによる輸入停止から再開されるものの、消費は伸び悩み。
- ・この状況を打破するため、2009年12月から、米国肉類輸出連合会が主体となり、チェックオフ制度を活用した米国産牛肉に対する信頼回復のキャンペーン(トラスト・キャンペーン)を展開し、一定の効果。

### BSE後、米国産牛肉の韓国輸出が低迷



(出典)Global Trade Atlasを用いて農水省作成

### トラストキャンペーンの展開

**【目的】** 米国肉類輸出連合会が主体となり、2009年12月から韓国にて実施した米国産牛肉に対する信頼回復のキャンペーン

#### 【主な取組内容】

第1弾 “ママの心”編 2009年12月～

米国畜産業界に従事する3人の米国人女性(牛肉農家、食品安全研究員、肉類検疫員)を起用して「女性から女性に」をテーマに、子供を育てる母親が米国産牛肉の安全性を韓国の女性にPRする内容のCMを作成。メディアは、ケーブルテレビのほか、女性をターゲットとした雑誌広告、地下鉄やバスの広告に掲載。

第2弾 “100%の真心”編 2010年12月～

「自然放牧でキレイな米国産牛肉」、「穀物飼料で安全な米国産牛肉」などのキャッチコピーで、母親目線から家族に安心を与えることが出来る牛肉とPRする内容のCMを作成。

第3弾 “ワールドクラスのビーフ”編 “発想を変えれば”編、“起きて”編2012年12月～

“世界110カ国以上で愛されるワールドクラスの米国産牛肉”というキャッチでPRするCMを放映。



### 事業効果

- ・米国産の牛肉を購入したかというアンケート調査を実施  
「米国産牛肉を購入した」と回答 : 3% (2009年1~8月) ⇒ **19.8%** (2009年12月) ⇒ **20.6%** (2010年1月)
- ・米国産の牛肉の韓国への輸出量とシェアを回復  
輸出量 : 14.5千トン (2010年2月、**前年同期比の2倍以上**)、米国産牛肉輸出シェア: 25% ⇒ **33%** (キャンペーン開始2か月後)



# チェックオフによる輸出促進の取組（豪州産牛肉の例）

## ○新ブランドのプロモーション「True Aussie Beef」

2014年から新たな国際ブランドとして、「True Aussie Beef」を世界へ展開。  
 （例：シェフ向けの豪州肉を使ったレシピサイトのスポンサーとなる等。）



## ○Co・マーケティング (CoMarketing) プログラム

牛肉のブランドマーケティング戦略の策定において、豪州企業を支援。2014～15年では、牛肉業者50社と協業するとともに、618のコラボレーションマーケティング活動を25カ国で支援（羊肉を含む。）。

### 【具体的な活動】

- ・店舗内でサンプルを配り、豪州の牛肉の啓発と販売
- ・ホテルシェフとともにセミナーを開催  
 （ブランドやその特性、料理に合わせたカットの方法など）
- ・サプライチェーン調査の視察団のスポンサー
- ・メディア、ソーシャルメディアを使ったキャンペーン  
 （日本においては オージービーフで「レッツ バービーキャンペーン」を実施



## 事業効果

- ・オーストラリアから全世界への牛肉輸出量は、**直近約10年間(2015/2005)で約40%増加**  
 （※約91万トン（2005年）⇒約129万トン（2015年）（出典）Meat & Livestock Australia Limited (MLA)）

## （参考 1）国内団体が実施している生産者の拠出を財源とした取組事例

・一部の品目別生産者団体においては、①団体の通常予算とは別に生産者から集める拠出金や②会費・手数料収入などの通常予算を財源として、当該品目の需要拡大に向けた販売促進活動や情報発信に取り組んでいる。

### 中央酪農会議の取組事例

- ・生産者の乳代から拠出金（出荷生乳1kg当たり4銭、牛乳等向け販売生乳1kg当たり10銭）を徴収
- ・新聞広告等の情報発信（ミルクジャパン運動）や酪農教育ファーム活動への支援等を実施



ミルクジャパン運動



酪農教育ファーム

### 全国果実生産出荷安定協議会の取組事例

- ・県経済連等から過去の出荷・取引実績数量に応じた拠出金を徴収
- ・小売店や企業等における販売促進活動やラジオ等による情報発信等を実施（毎日くだもの200グラム運動）



毎日くだもの200グラム運動



デスクdeみかん・社内販売



団体による出前講座

### 日本養豚協会の取組事例

- ・出荷する肉豚1頭当たり12.5円（繁殖用雌豚1頭当たり250円）を会費として徴収
- ・消費拡大イベント（「俺たちの豚肉を食ってくれ！」等）や刊行物の発行等による情報発信等を実施



消費拡大イベント「俺たちの豚肉を食ってくれ！」



# (参考2) 各国の制度における主な共通点

- ・ 個別法又は一般法を制定の上、品目毎に規則等を定め実施
- ・ 州法や生産者等の任意拠出から始まった例も見られる
- ・ 一定数以上の生産者等の同意により、公正かつ適切に制度を実施できる団体を設立
- ・ 若干の例外を除き、対象作目の全生産者が徴収対象
- ・ 輸入品からも徴収している例が多い
- ・ 販売促進に当たっては輸入品も対象(WTO協定に整合)
- ・ 拠出金の使途は、販売促進、調査研究等に限定する旨を法律上明記
- ・ 制度開始に当たり、全生産者の一定数以上の同意を得る仕組みを導入
- ・ 適切な徴収を確保するため、報告義務が課せられており、納付しない場合の罰則あり
- ・ 一定期間ごとに、生産者の意見確認をするなど、制度存続に関する規定あり

## アメリカのチェックオフ制度について

	牛肉	豚肉	牛乳乳製品	大豆	制度の概要
<b>導入の背景等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の食肉との競争等により牛肉消費が減少していたことに加え、70年代の物価・賃金凍結措置の一環として実施された「牛肉の価格凍結」によって、牛肉業界は大打撃を受けたことからの打開策として、連邦政府のチェックオフ制度を設立するよう業界が要請。</li> <li>・ 85年に制定された法律に基づき、86年にチェックオフ制度を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60年代から業界発展と収益性の向上のため、業界が任意のチェックオフ制度を実施。</li> <li>・ その後、鶏肉等他の食肉との競争の高まり等により消費減退が進んだことから、業界から連邦法による義務化が求められ、1985年に法制化された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食生活の変化、炭酸飲料等との競争により生乳の生産過剰が問題となり、消費を底上げする必要から、83年に業界の要請を受けて法律が制定され、連邦政府のチェックオフ制度が開始された。</li> <li>・ 他に、飲用牛乳製造業者から徴収(20¢/100ポンド)する仕組みも実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初は各生産州の法律に基づき、任意の拠出によるチェックオフ制度を実施。</li> <li>・ その後、90年に連邦政府の法律が制定され、州政府の制度は91年に連邦政府の強制徴収のチェックオフ制度に移行。</li> </ul>	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国では、35年にフロリダ州においてかんきつについて州法に基づきチェックオフ制度が初めて導入。</li> <li>・ その後54年に連邦法により羊毛で初めて生産者全てから徴収する連邦レベルのチェックオフ制度が導入。</li> <li>・ 以降、順次品目別の個別法が制定され、綿花、牛肉、豚肉等についてチェックオフ制度が導入された。</li> <li>・ 96年には一般法(農産物販売促進・研究・情報法)が制定され、個々の品目毎に法律制度導入できるようになった。</li> </ul> <p>&lt;現行の対象品目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦レベルでは、品目別の個別法に基づき12品目(綿花、じゃがいも、鶏卵、乳製品、牛肉、豚肉、スイカ、飲用牛乳、大豆、マッシュルーム、アボカド、ホップコーン)、一般法に基づき10品目(ブルーベリー、羊肉、マンゴー、ハチミツ、リルガム、ピーナッツ、軟質木材、ラスベリー、紙業、クリスマスツリー)の計22品目。(※州によって州法に基づき実施されている品目がある)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府の資金は投入されていない。</li> <li>・ 監査、評価など政府の経費は、すべてチェックオフ資金として徴収された中から支出。</li> </ul>
<b>仕組みの概要</b>	<p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 5年に1回、生産者の意思確認を行い、生産者の10%の要求で、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生体牛を取引する都度、販売者から牛1頭あたり1ドル徴収。</li> <li>・ 輸入業者は、通関時に牛1頭あたり1ドル徴収</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <p>Cattlemen's Promotion and Research Board</p> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に納付する義務が有る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり2%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大7,500ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の50%は州の牛肉協議会に配分され州独自のプログラムに、他の50%は全国ビーフボードに配分され、全国的な取組に使用</li> </ul>	<p>豚肉販売促進、調査研究及び消費者情報法 Pork Promotion, Research and Consumer Information Act of 1985</p> <p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 生産者の15%の要求で、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豚の販売者は100ドル当たり0.4ドルを支払う。</li> <li>・ 輸入業者は、生体豚の通関時に100ドル当たり0.4ドル徴収</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <p>National Pork Board</p> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に納付する義務が有る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり1.5%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の16.5%は州に配分され州独自のプログラムに、他の83.5%は全国ポークボードに配分され、全国的な取組に使用</li> </ul>	<p>酪農生産安定法 Dairy Production Stabilization Act of 1983</p> <p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者、輸入業者全て</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者及び輸入者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 必要があれば、生産者に意思確認を行い、生産者の10%の要求で制度の存続について再投票。過半数で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛乳・乳製品の販売者は生乳100ポンド当たり15セントを支払う。</li> <li>・ 輸入業者は、通関時に輸入乳製品に対し生乳換算で100ポンド当たり7.5セント。</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <p>National Dairy Promotion and Research Board, Dairy Management, Inc.</p> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に納付する義務が有る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり1.5%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者からの拠出金の2/3は地域レベルで、1/3は連邦レベルで使用</li> <li>・ 輸入業者からの拠出金の2/3は連邦レベルで、1/3は輸入業者団体で使用</li> </ul>	<p>大豆販売促進、調査研究及び消費者情報法 Soybean Promotion, Research and Consumer Information Act of 1990</p> <p>① 徴収対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者全て(輸入業者の徴収なし)</li> <li>・ 有機生産者は申請で免除</li> </ul> <p>② 意思決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全生産者を対象とする投票を米農務省が行い、過半数の賛成を要する。</li> <li>・ 制度継続に関し、5年に1回、生産者に意思確認を行い、生産者の10%以上の希望があった場合、制度の存続について再投票。過半数の賛成で存続。</li> </ul> <p>③ 拠出金の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大豆生産者は取引価格の0.5%を支払う。支払いは、購入者が代行する。</li> <li>・ 生産者が加工・直販する場合は、生産者が直接支払う。</li> </ul> <p>④ 徴収団体(資金管理団体)</p> <p>United Soybean Board</p> <p>⑤ 納付しない場合の罰則(※罰則は完全な管理団体に納付する義務が有る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米農務省が、遅延金(月当たり2%)、罰金(支払わなかった金額と同額)、民事制裁金(1違反当たり最大1,000ドル)を科す。</li> </ul> <p>⑥ 事業実施団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出金の50%は州レベルで使用、残り50%は連邦レベルで使用</li> </ul>	
<b>予算額</b>	<p>【連邦レベルの予算額(2015年)】</p> <p>PR活動(810万ドル)、調査研究(980万ドル)、消費者への情報提供(1,070万ドル)、輸出促進(770万ドル)等 合計4,005万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2014年)】</p> <p>PR活動(270万ドル)、科学・技術研究開発(1,070万ドル)、国内販売・輸出促進(3,430万ドル)等 合計8,390万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2013年)】</p> <p>企業と連携した販売促進(5,580万ドル)、児童・生徒に対する栄養教育(4,150万ドル)、研究調査(1,770万ドル)、輸出促進(2,810万ドル)等 合計2億1,070万ドル</p>	<p>【連邦レベルの予算額(2014年)】</p> <p>販売促進(5,210万ドル)、消費者向け対策(1,270万ドル)等 合計1億3,500万ドル</p>	

※各種文献、レポート等から作成したものと



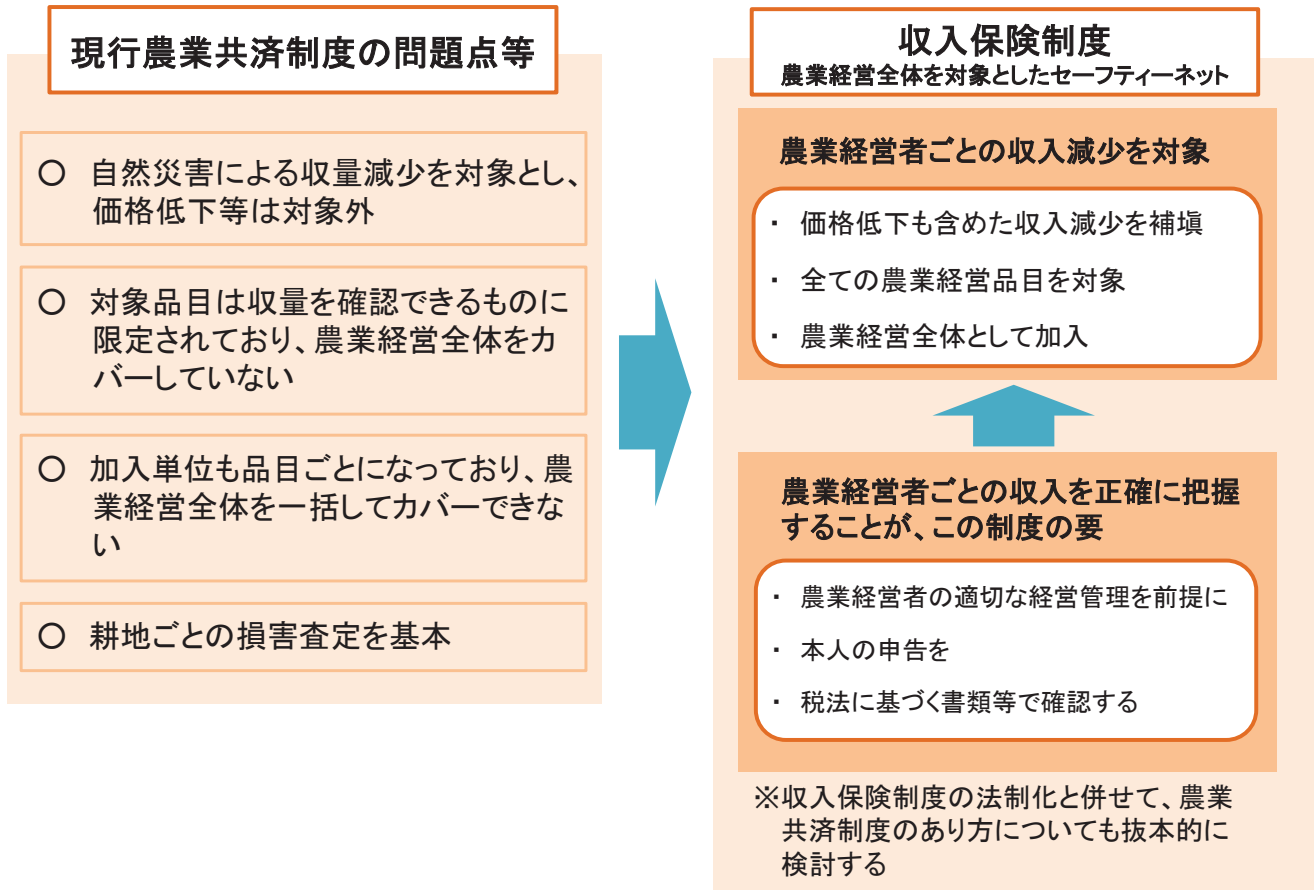
# カナダ、オーストラリア、イギリス、韓国のチェックオフ制度について

	カナダ	オーストラリア	イギリス	韓国	
<b>導入の背景等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国でのチェックオフ制度を参考に93年に改正された農産品エージェンシー法により、連邦レベルのチェックオフ制度が可能となり、02年に国産生産者のみから徴収する牛肉のチェックオフが開始。</li> <li>その後、米国でのチェックオフ制度でカナダ産牛肉に課徴金が付与されていたことから、13年に米国同様に輸入業者からも徴収を開始。</li> <li>現在は、牛肉のみ実施。豚肉について手続きが進んでいる模様。</li> <li>州政府でチェックオフ制度を実施している品目もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>80年代後半の行財政改革の中で、業界主導での産業界育成を図るとの政策方針の下、財政支援削減の代わりに、91年に「第一次産業課徴金法」が制定され、チェックオフ制度が導入された。</li> <li>現在、74品目で実施しており、輸入業者からは徴収していないが、牛肉、小麦等の品目では輸出業者からも徴収している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国でのチェックオフのはじまりは30年代の農業不況であり、47年に現在の資金管理団体の最初の根拠法が作られた。</li> <li>生産者の他、輸入業者又は食肉処理業者から徴収している。</li> <li>現在、豚肉、乳製品、牛肉・羊肉、園芸、穀物・油種子、ばれいしょのほか、水産物で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイラウンドの農産物貿易交渉が始まり、市場開放に対応した農業の生き残り戦略の一つとして韓国のチェックオフ制度は92年に発足し、豚肉・鶏卵を皮切りに、現在34品目（園芸25、畜産9）で実施。</li> <li>強制徴収によるチェックオフは、養豚、酪農、牛肉、肉鶏、鶏卵の5品目。この他は任意徴収のチェックオフ。</li> <li>政府が支出する資金も入っている。</li> </ul>	
<b>(例)牛肉の仕組みの概要</b>	<b>根拠法</b>	農産品エージェンシー法 Farm Products Agencies Act	第一次産品(物品税)課徴金法 Primary Industries (Excise) Levies Act 1999 第一次産品課徴金徴収法 Primary Industries levies and Charges Collection Act 1991 等	農業園芸振興委員会規則 The Agriculture and Horticulture Development Board Order 2008	畜産物の消費促進等に関する法律
	<b>①徴収対象者</b>	生産者及び輸入業者全て	生産者及び輸出業者全て	生産者、輸出業者又は食肉処理業者全て	生産者全て(輸入業者の徴収なし)
	<b>②意思決定方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度開始は、公聴会を経て農務大臣が提案。(生産者による投票を行うか否かは農務大臣が判断)</li> <li>なお、実施するAgencyの設立には、生産者等の過半数の賛成が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者と業界の協議によって案を作成し、政府の承認を得た上で、所要の法整備が実施される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・食料・農村地域省が、役員任命、徴収レート、予算等の認可を行う。</li> <li>5年ごとに、制度継続希望の有無を投票で確認。(生産者等の5%以上の要望に基づき実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産食品部の畜産団体の計画を承認した後、畜産団体が選挙で選出する代議員の2/3以上が投票し、投票者の2/3の賛成を要する。</li> <li>制度見直しは、 ① 生産者の1/10(又は畜産物の1/4以上の生産者)の署名により、代議員会で投票。 ② 生産者の過半数の要請で自動的に廃止。</li> </ul>
	<b>③拠出金の徴収</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛取引の際、購入者が牛1頭につき1ドルを購入代から差し引いて徴収。</li> <li>輸入業者から牛1頭もしくは相当の牛肉製品につき1ドル。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛1頭につき5ドル</li> <li>子牛(雄)1頭につき90セント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産者:牛1頭当たり4.05ポンド</li> <li>② 輸出業者・食肉処理業者:牛1頭当たり 0.08ポンド</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛1頭あたり20ウォン</li> </ul>
	<b>④徴収団体(資金管理団体)</b>	The Canadian Beef Cattle Research Market Development and Promotion Agency	農業・水資源省	Agriculture and Horticulture Development Board	韓牛チェックオフ資金管理委員会(上記の代議員、政府職員、畜産団体の長等で構成)
	<b>⑤納付しない場合の罰則</b>	5,000カナダドル以下の罰金	月当たり2%の遅延金	5,000ポンド以下の罰金	1,000万ウォン以下の罰金
<b>⑥事業実施団体</b>	Canada Beef Inc.(プロモーション) Beef Cattle Research Council(調査研究)	Meat & Livestock Australia Limited(販売促進等) Animal Health Australia(動物衛生) National Residue Survey(残留物検査)	Agriculture and Horticulture Development Board	韓牛チェックオフ資金管理委員会	
<b>予算額</b>	【連邦レベルの予算額(2014-15年)】 ・北米を対象とした市場拡大対策(230万カナダドル) ・グローバル市場への輸出促進対策(270万カナダドル) 等 合計500万カナダドル	【MLAの予算額(2014-15年)】 ・需要拡大対策(5,700万豪ドル) ・市場アクセス維持・向上(2,580万豪ドル) 等 合計1.8億豪ドル	【予算額(2014-15年)】 ・国内販売促進向けPR(540万ポンド) ・輸出促進向けPR(350万ポンド) 等 合計1,700万ポンド	【予算額(2016年)】 ・消費促進対策(109億ウォン) ・教育と情報提供(77億ウォン) ・需給安定対策(32億ウォン) 等 合計390億ウォン	

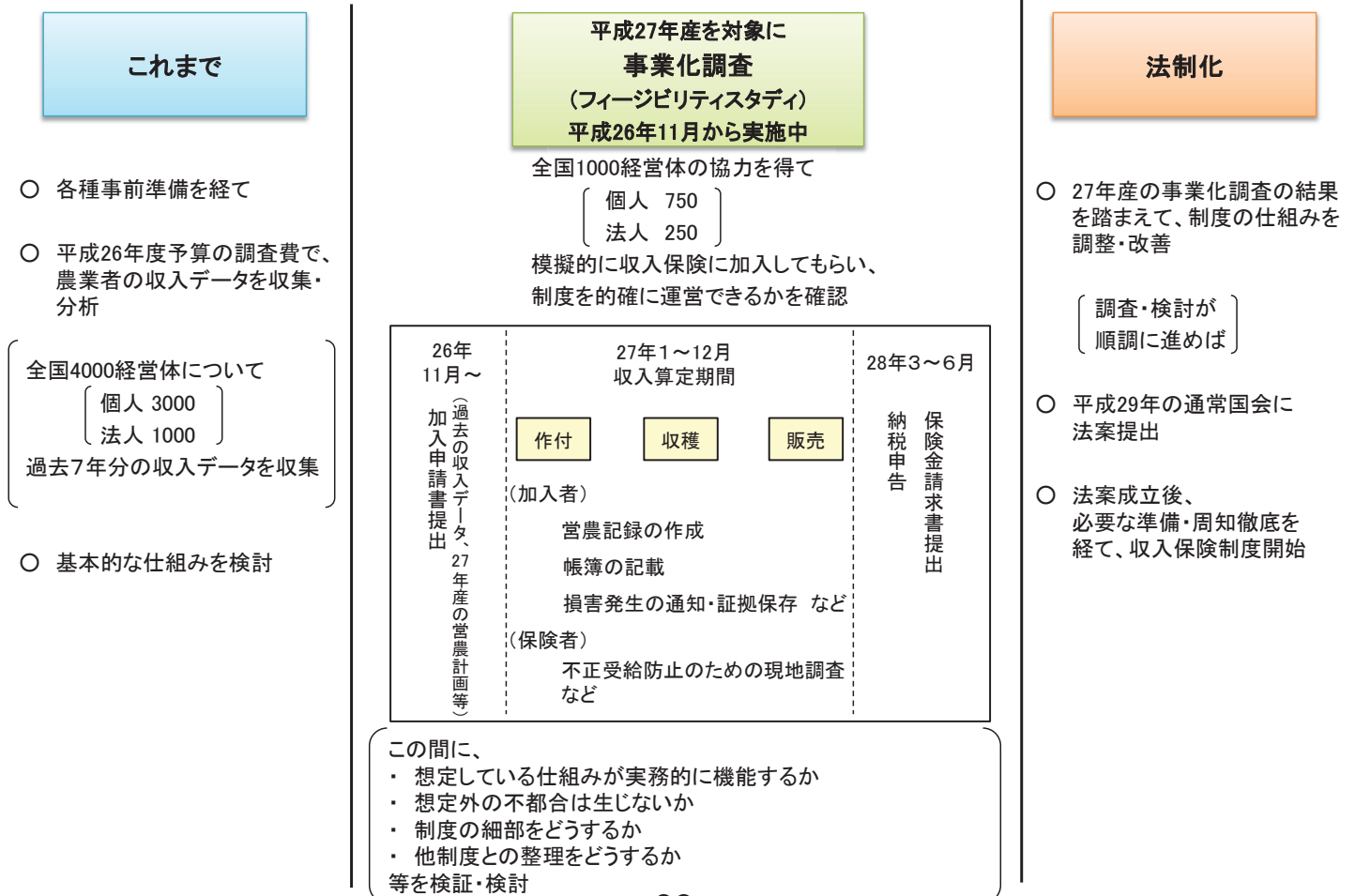
※1USD≒121.0円、1カナダドル≒94.7円、1豪ドル≒91.1円、1ポンド≒185.0円、1ウォン≒0.11円 (2015年) (〈出典〉Principle Global Indicators)  
※各種文献、レポート等から作成したものと

## 5. 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続

# 現行農業共済制度の問題点と収入保険制度の基本的仕組み



## 収入保険制度の導入に向けたスケジュール



## 平成27年産の事業化調査に当たって想定している収入保険制度の仕組み

項目	仕組み	備考
1 対象者	○経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人) (青色申告を5年間継続して実施していること)	○制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があり、青色申告により、日々の取引が正しく帳簿に記録され、関係書類が適切に保存されていることが必要 (※青色申告は、複式簿記(損益計算書と貸借対照表の作成)等が義務づけられており、帳簿の信頼性が高い) ○政策的支援の必要性の観点から、新規就農者等対象者について、引き続き検討
2 対象収入	○農産物の販売収入全体を対象(所得ではない) ○加工は含まない(自ら加工する場合は、加工原料としての販売までを対象)	○コストの合理性の確認は難しいため、所得ではなく、収入を対象 ○加工については、農産物以外の原材料もあり、一般製造業とのバランスやチェック可能性を考慮し、対象外 ○事業化調査においては、米、畑作物、野菜、果樹、花き、畜産物、きのこ等、農産物全般を対象として検証。事業化調査の結果等を踏まえ、保険制度として成り立つよう品目の範囲を検討
3 対象要因	○農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補填 (農業者の営農作業の懈怠・意図的な安売り等による収入減少については対象外)	
4 収入の把握方法	○農業者の申告 ・農業者が、農業収入額等を記載した書類を提出(自己申告を基本) ○確認方法 ・税務申告書類、その添付書類である決算書、保存義務のある帳簿、領収書等を用いて農業者の自己申告を確認	○個々の農業者の収入を的確に把握するためには、税制度の仕組みを活用し、税務関係書類等によりチェックすることが有効

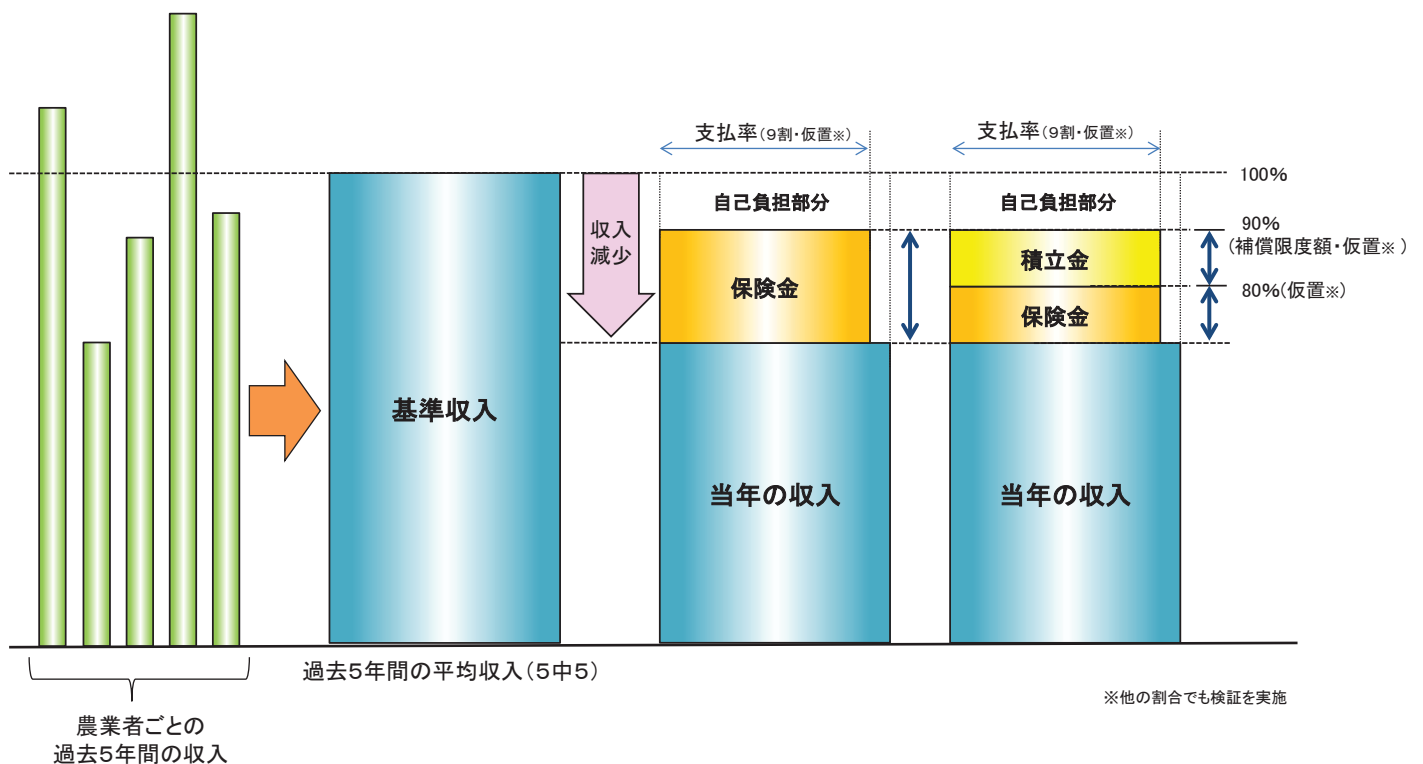
項目	仕組み	備考
5 保険金の不正受給の防止策	○農業者に災害等の損害発生時の通知や証拠の保存の義務を課す ○保険者は、必要があれば、現地調査等により確認	○制度化する際には、不正があった場合の免責のほか、重大な不正があった場合の加入禁止措置等を検討
6 補償内容		
(1) 基準収入	○農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本 ○当年の営農計画の内容を加味して設定 (面積を拡大する場合や収入が増加傾向にある場合等は、それを考慮)	○5年中中庸3年とする方法は、翌年の基準収入に影響しないなら収入を大幅に下げて保険金をもらおうとすることにつながる可能性があること等から、採用しない
(2) 補償限度額と補填金	○基準収入に一定割合(9割で仮置※)を乗じて補償限度額を設定し、 当年の収入が補償限度額を下回った場合は、下回った分に支払率(9割で仮置※)を乗じたものを補填	○保険金の不正受給の防止、少額支払による事務の煩雑化の回避のため、一定の自己負担部分を設ける ・補償限度額・支払率の数字は、農業共済の水稻全相殺方式、ナラシ対策を参考に仮置 ・27年産の事業化調査終了後、その結果等を踏まえ、補償水準(限度額・支払率)を設定(保険料・積立金水準等とも関連)
(3) 掛捨ての保険方式と積立方式	○補填の方式は、 ・掛捨ての保険方式で、基準収入の9割以下(数字は仮置※)の部分をカバーする方式のほか、 ・掛捨ての保険方式で、基準収入の8割以下(数字は仮置※)の部分をカバーし、積立方式で、基準収入の8割から9割の間(数字は仮置※)をカバーする方式を試行	○減収部分をすべて保険方式で補填する方式のほか、漁業共済・積立がらすと同様、大きな減収部分は掛捨ての「保険方式」、軽微な減収部分は掛け捨てにならない「積立方式」で補填する方式も検討

※他の割合でも検証を実施

項目	仕組み	備考
7 保険料・積立金	○加入する農業者は保険料と積立金を負担 ・保険料・積立金合計で、5%で仮置※	○数字は、農業共済の平均的な保険料水準を参考に仮置 ○27年産の事業化調査終了後、その収支状況、事務コスト等を踏まえ、保険料・積立金水準を設定(補償水準等とも関連) ○なお、制度化に際しては、保険事故の発生が少ない農業者の保険料水準を段階的に下げるような方式についても検討
8 加入・支払時期		
(1) 収入算定期間	○1年間(個人は1月～12月、法人は事業年度)	○収入の算定期間は、税制度における収入の計算期間と一致させることが必要
(2) 保険加入	○収入算定期間の開始前まで(個人は前年11月まで)	○収入保険に加入しようとする農業者は、保険金の不正受給の防止のため、収入算定期間の開始前までに加入申請を行う
(3) 保険金支払	○収入算定期間終了後の税申告後(個人は翌年3～6月)	○保険金支払は、全ての農産物の収入の確定後、当年の収入を税務関係書類により確認する必要があるため、確定申告後となる ・保険金支払の間の資金繰りが必要となる場合の措置については、引き続き検討

※他の割合でも検証を実施

## 事業化調査に当たって想定している収入保険の補填のイメージ



# 農業災害補償制度

## 制度の目的

農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。（農業災害補償法第1条）

## 対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

## 制度の仕組み

本制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としています。

## 事業の種類と対象としている農作物等

- 農作物共済事業 : 水稻、陸稲、麦  
 家畜共済事業 : 牛、馬、豚  
 果樹共済事業 : うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル（指定かんきつ：はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。）  
 畑作物共済事業 : ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭  
 園芸施設共済事業 : 特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

## 掛金の国庫負担

掛金の国庫負担率 : 原則として50%

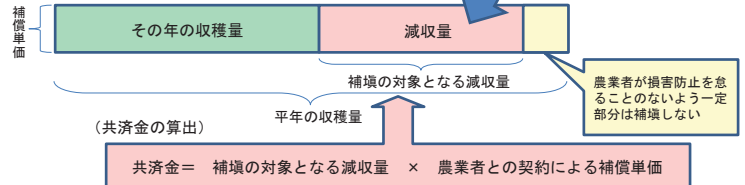
## 制度の機構

本制度は、①農業共済組合等（農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村）、②都道府県を区域とする農業共済組合連合会、③政府の3段階で運営されています。

大災害に備え、農業共済組合等は、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っています。

## 主な補填の仕組み（共済金）

災害により、収穫量が平年に比べ一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払います。



## 6. 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策



# 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)における位置づけ

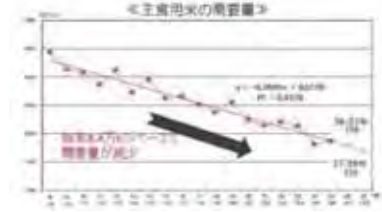
■ **飼料用米等の生産拡大を位置づけ(平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン)。**

■ 飼料用米などの戦略作物については、**生産努力目標の確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う旨を明記。**

【食料・農業・農村基本計画】  
 ・食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定  
 ・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

(参考) 飼料用米の生産努力目標の考え方

米価は、需要と供給のバランスで決まっており、米価の安定のためには、需要が減少する主食用米から飼料用米への転換を行うことが基本。このため、飼料用米の生産量は、主食用米の需要減少トレンドに合わせた増加を見込み設定。



## 食料・農業・農村基本計画(関係部分抜粋)

### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

##### (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

- ① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大  
 高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進(略)

#### イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

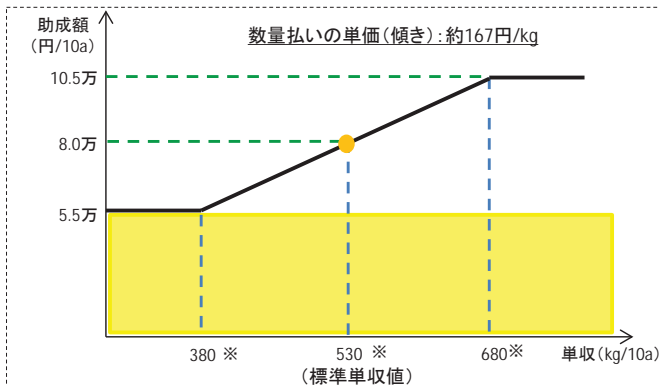
飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作物を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県(産地)段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ(トラックの荷台等に米をバラで直積み)での流通への転換、シャトル輸送(帰りの活用)、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

## 水田活用の直接支払交付金による平成27年産の飼料用米生産への助成について

### ◆ 数量払いの導入

- 単収向上の取組へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入。



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
- ・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定める単収(配分単収)を適用するものとする。

### ◆ 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合、15,000円/10aを交付。

飼料用米との二毛作のパターン(例)	交付単価
飼料用米+麦	5.5~10.5万円 + 1.5万円
飼料用米+飼料作物	5.5~10.5万円 + 1.5万円

### ◆ 耕畜連携助成

- 飼料用米を畜産農家へ供給するとともに、稲わらを畜産農家へ供給することにより、13,000円/10aを交付。

### ◆ 産地交付金の追加配分等

- 多収品種の取組に対し、12,000円/10aの産地交付金を地域に追加配分。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県、地域農業再生協議会が飼料用米の生産性向上等の取組に対し、助成単価を設定し、交付額を上乗せすることが可能。

(K県I市の例)

担い手による飼料用米の作付に対し、K県で5,000円/10a、I市で5,000円/10a、合計で10,000円/10aを交付

### 《戦略作物助成》

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円~105,000円/10a

## 飼料用米生産コスト低減の取組

- 飼料用米については、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上(担い手の60kg当たりの生産コストを5割低減)させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。
- 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を公表

### ■飼料用米生産コスト低減推進チームの検討状況

時期	内容	第1回会合 (平成27年10月16日)	第2回会合 (平成27年11月13日)
平成27年 8月~9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握		
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ		
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①	第1回 飼料用米生産コスト低減推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席し、具体的なコスト低減の検討を指示しました。	第2回 推進チーム会合にも、森山農林水産大臣が出席。コスト低減に取り組む先進地域から意見を伺いました。
12月1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について		
12月15日	第4回会合 ・マニュアル案について	第3回 推進チーム会合では、飼料会社や養豚業者から利用者側の意見を伺うとともに研究開発から意見を伺いました。	第4回 推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席。「飼料用米生産コスト低減マニュアル案」の検討を行いました。
12月17日	マニュアルの公表		

### ■マニュアルの公表 (平成27年12月17日)

本チームにおける検討の節目として、現場の農業者が取り組みやすい飼料用米のコスト低減策を示した「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表しました。なお、より現場に寄り添ったものとするため、現場での失敗事例とその対応を整理し、本マニュアルの掲載ホームページに追加掲載しています。  
(以下はマニュアル紹介パンフレット)



## 飼料用米の需要量

- 28年産飼料用米については、畜産農家から新たに約3万トン(116件)の希望が寄せられており、生産要望のある耕種農家とのマッチングを実施。
- さらに、全農グループ飼料会社において約56万トン(米使用可能数量約82万トンのうちMA米・備蓄米を含まない数量)、日本飼料工業会において約61万トン(中・長期的には約200万トン、MA米・備蓄米を含まない数量)の需要があるなど、配合飼料メーカーからの要望もあり、農林水産省としてもこれらのマッチング活動を推進。

### ○ 28年産に係る飼料用米の需要量(MA米、備蓄米からの供給量は含まず)

- ・ 畜産農家の新規需要量 : 約3万トン(116件) (28年3月31日現在報告分)
- ・ くみあい飼料工場会(全農グループ飼料会社) : 約56万トン  
(米使用可能数量全体ではMA米・備蓄米からの供給量約26万トンを合計した約82万トン)
- ・ (協)日本飼料工業会組合員工場 : 約61万トン

#### 【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】

(平成28年3月23日公表)

- ・ 飼料業界の主要4団体が、28年産飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
- ・ 28年産の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※(協)日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会

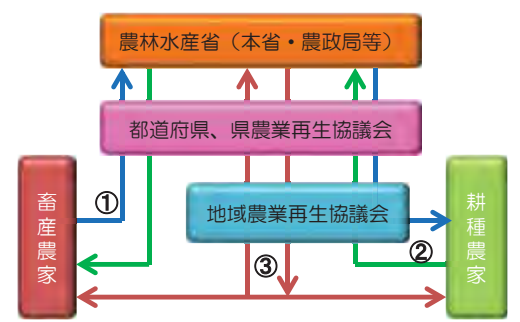
### ○ 中長期的な飼料用米の需要量

#### 【飼料用米に関する日本飼料工業会のメッセージ】(平成26年5月23日公表)

26年3月に日本飼料工業会が実施した組合員に対して需要見込量を調査した結果、中長期的にみた需要量は200万トン弱。

### ○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側(地域再生協・耕種農家等)へ提供
- ② 地域(再生協)における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側(畜産農家等)へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進





# 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

## こめたま

- 畜産経営：トキワ養鶏(養鶏、青森県藤崎町)
- 飼料用米生産：青森県藤崎町
- 畜産物販売：地元デパート、直売所、パルシステム生活協同組合連合会 等
- 特徴：飼料用米を最大68%配合した飼料を給与し、卵黄が「レモンイエロー」の特徴ある卵(「こめたま」)を販売。トキワ養鶏のインターネットサイトでも販売を開始。



## やまと豚米らぶ

- 畜産経営：フリーデン(養豚、神奈川県平塚市(岩手県大東農場))
- 飼料用米生産：岩手県一関市(主に大東地区)
- 畜産物販売者：阪急オアシス(関西)、明治屋・ヨシケイ埼玉(関東)
- 特徴：中山間地域の休耕田で生産する飼料用米を軸に、水田と養豚を結びつけた資源循環型システムを確立。飼料用米を15%配合した飼料を給与し「やまと豚米らぶ」として販売。



## まい米牛

- 畜産経営：JALまね出雲肥育牛部会員
- 飼料用米生産：JALまね出雲地区
- 畜産物販売者：JA直営スーパー(ラピタ)、地元スーパー、焼肉店(藤増牧場直営) 等
- 特徴：採卵鶏農家を中心に飼料用米の利用が開始され(「こめたまご」)、飼料用米の生産拡大に伴い、肉用牛肥育農家等にも利用が拡大。飼料用米を20%以上添加した配合飼料を10ヶ月以上給与した牛を「まい米牛」としてブランド化。



## 豊の米卵

- 畜産経営：鈴木養鶏場(養鶏、大分県日出町)
- 飼料用米生産：大分県内全域
- 畜産物販売：地元百貨店、直売所等
- 特徴：飼料用米を20%配合した飼料を給与し、生産した卵を大分県産の米を活用した「豊の米卵(とよのこめたまご)」として販売。



(参考) 豚肉1kg(店頭価格2560円※1)生産のために約1kg程度の飼料用米※2を給与(飼料用米1kgへの水田活用の直接支払交付金交付額:160円程度)。

※1 総務省家計調査におけるH26年豚肉小売価格より各都市の小売価格の単純平均価格  
 ※2 (豚肉1kg生産のために必要な飼料7kg) × 配合割合15% = 1kg

## 飼料用米を活用したブランド化の取組事例 ① ~高オレイン酸含量の特徴を活かした取組~

### (株)フリーデン(岩手県)の豚肉の事例

○豚に玄米を15%混合した飼料を出荷前60日間給与した試験報告(バラ皮下脂肪内層の総脂肪酸に占める割合)

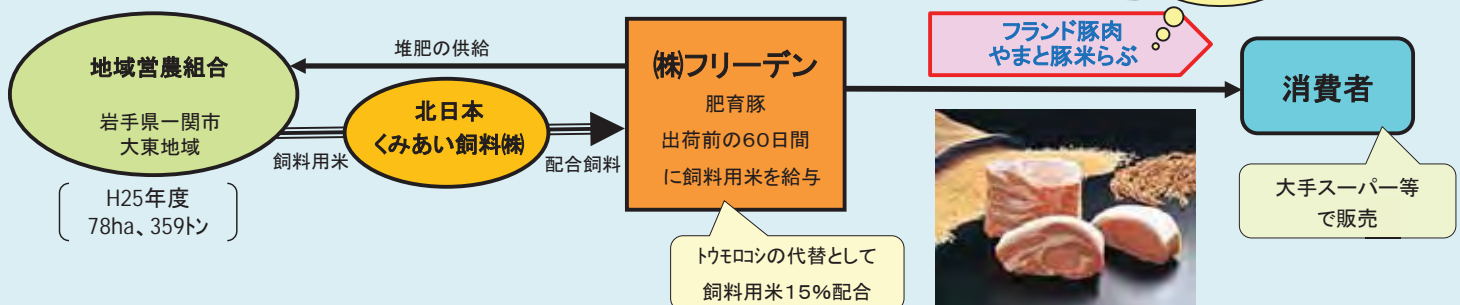
脂肪酸	慣行区	玄米区 (給与効果)
オレイン酸	42.0%	43.5% (1.5%上昇)
リノール酸	9.2%	7.6% (1.6%低下)

注) 枝肉成績に違いなし(畜草研、(株)フリーデン)

豚では、飼料用米給与により、脂肪中のオレイン酸割合が高まり、リノール酸割合が低下

旨味に関係するといわれているオレイン酸が増加し、酸化による風味低下の一因となるリノール酸が減少することで、肉質の向上が期待できる。

○飼料用米の生産・流通・販売の流れ

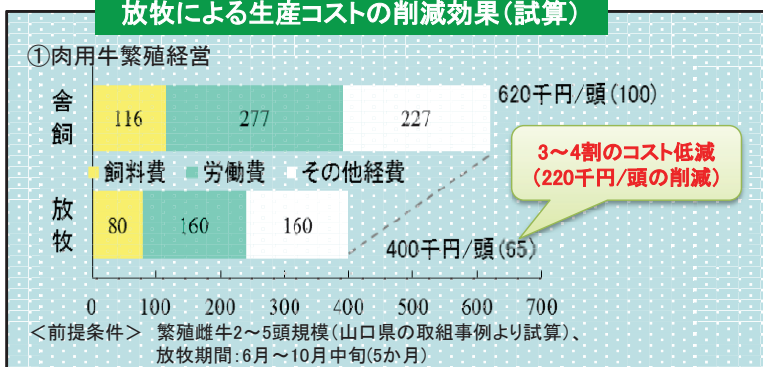


# 7. 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

## 耕作放棄地等を活用した肉用牛放牧の推進

- ・ 放牧は、飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、大幅な生産コストの削減が期待。
- ・ 肉用牛放牧の取組は、公共育成牧場のほか、中山間地域における耕作放棄地や転作田等を活用して行われているが、放牧家畜に対する地域住民の理解が得られなかったり、まとまった土地が確保できない等の課題も存在。
- ・ 肉用牛生産基盤強化のためには、課題を解決しつつ、耕作放棄地等を活用した低コスト放牧の取組を更に推進する必要。

### 放牧による生産コストの削減効果(試算)



<繁殖雌牛(肉用牛)の飼養戸数・頭数と放牧の状況>

	戸数	頭数
全国(A)	50,000戸	595千頭
うち放牧(B)	4,000戸	51千頭
B/A(%)	8%	9%

注1: 全国(A)は、畜産統計(平成26年2月1日現在)の子取り用雌牛の飼養戸数と頭数  
注2: 放牧(B)は、都道府県による聞き取り調査(飼料課調べ)

### 大分県 富貴茶園の取組

- 所在地: 大分県豊後高田市
- 放牧面積: 12ha
- 飼養頭数: 47頭(うち雌牛26頭、育成・子牛21頭)
- 特徴
  - ・耕作放棄された荒廃茶園を活用し放牧を開始
  - ・周年放牧が行われており、牛舎を整備していない。(雨が降っても雪が降っても台風があっても一年中放牧地の中にいる)
  - ・子牛は自然分娩で、生まれてから出荷するまで親子放牧を行っている。
  - ・冬場(12月下旬~4月中旬)は稲WCSを一日12kg程度給与しており、年間を通して飼料費は親子で9万円程度。
  - ・物財費は飼料費や子牛登記・出荷等経費のみで15~20万円/頭と超低コストでの生産が実現されている。



## 作業の外部化の推進(コントラクターの育成と機能強化)

- 飼養規模の拡大による自給飼料生産や飼料調製にかかる労働力不足を背景に、自給飼料生産を作業受託組織(コントラクター)に委託する動きが加速。平成15年の317組織から平成27年には636組織に増加。
- 高性能機械の活用、専門技術者による正確な作業の実施、農地の利用集積を通して作業の効率化・低コスト化を実現するとともに、適時適切な生産管理により、収穫量(単位あたり収量)の増加や飼料の栄養価の改善に貢献。

### コントラクターとは

- 畜産農家等から飼料作物の収穫作業や種まき作業、堆肥の調製・散布作業などを請け負う作業受託組織。
- 酪農家等による営農集団や農事組合法人、農協直営等、様々な形態があり、主に畜産農家等からの作業の受託料金の収入により運営。

### コントラクターの作業



・専用の施肥機等で完熟堆肥を圃場に散布。

・専用の播種機で牧草やトウモロコシを播種。

・専用の収穫機で青刈りトウモロコシ等を収穫し、バンカーサイロに搬入。

### コントラクターの組織数の推移、作業面積

年度	H15	H20	H25	H27	作業面積
箇所数	317	522	581	636	200ha/組織
うち北海道	124	176	164	195	600ha/組織
うち都府県	193	346	417	441	45ha/組織

### おみたまみのり 茨城県小美玉市 美野里酪農協

- 昭和36年に「美野里酪農業協同組合」が設立され、翌年、組合員の労働力軽減を図るため、自給飼料生産に係る作業受託事業を開始。
- 酪農家の大規模化が進む中、自走式ハーベスター等の導入による効率的な飼料生産体系の整備により、受託面積を拡大。

#### 【取組の概要】

主にとうもろこし、ソルゴー等の飼料収穫作業を受託。

- ・受託戸数:48戸(収穫作業)①
- ・受託面積:570ha(収穫作業)②
- (②/①=11.9ha/戸)

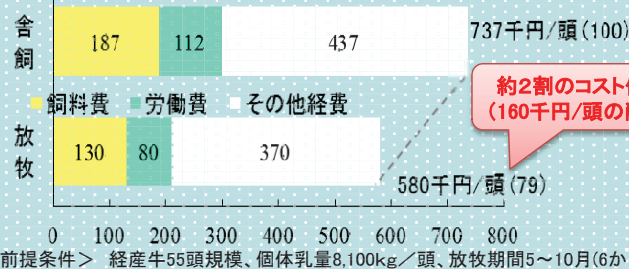


## 放牧酪農の推進(技術的課題への対応と放牧技術の向上)

- ・放牧は、飼料の生産・給与や家畜排泄物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減が期待できる。また、牛の健康維持に効果があり繁殖能力の向上も期待できる。
- ・他方、酪農においては、放牧であっても乳量を維持する観点から、草地を比較的小さい区画に分けて順番に放牧することにより草地の利用と回復を繰り返し、牛に効果的に栄養価の高い牧草を採食させる集約放牧の技術が必要。
- ・また、乳量、乳脂率が季節によって変動するといった課題があり、総合的な放牧技術の習得が重要。
- ・乳用牛生産基盤の強化のため、草地基盤の豊富な地域では、課題の解決や技術向上を図りながら、日本型放牧酪農の取組を更に推進する必要。

### 放牧による生産コストの削減効果(試算)

#### ○酪農経営(集約放牧)



#### <乳用牛(酪農)の飼養戸数・頭数と放牧の状況>

	戸数	頭数
全国(A)	18,600戸	893千頭
うち集約放牧(B)	500戸	32千頭
B/A(%)	3%	4%

注1: 全国(A)は、畜産統計(平成26年2月1日現在)の乳用牛の飼養戸数と経産牛の飼養頭数  
注2: 放牧(B)は、都道府県による聞き取り調査(飼料課調べ)

### 日本型放牧酪農の特徴

- ・日本型放牧酪農は、我が国の気候・土地条件に応じて行う放牧手法。
- ・その特徴として、①放牧に適した草種の導入、②区画を小さく分けて短草利用を行う、③牧草の生育状況に応じた放牧面積、日数の設定等が必要。

### 北海道足寄町の取組(佐藤牧場の取組)



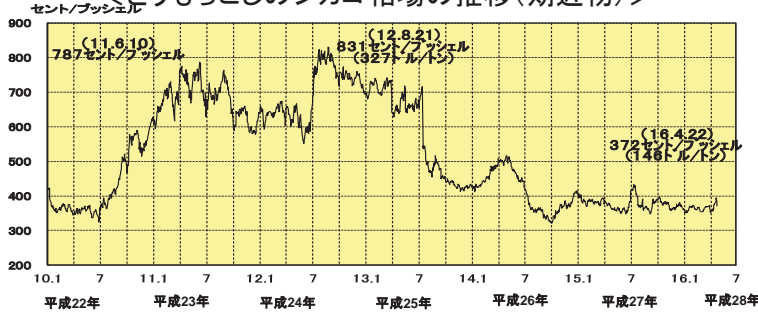
- ・足寄町は平成16年に「放牧酪農推進のまち」と宣言し、約5割の酪農家が放牧を実施。
- ・佐藤牧場では草地面積約90haのうち29haで、乳用牛70頭を放牧。
- ・乳量の低下を抑えながら濃厚飼料給与量を36%削減。
- ・経産牛1頭あたりの産乳量は8,100kgで、放牧を行っていない農家並みの水準。



# 配合飼料価格に影響を与える要因の価格動向

- とうもろこしの国際価格(シカゴ相場)は、平成24年8月に米国主産地の干ばつによる作柄悪化のため、8ドル台まで高騰したものの、2013/14年度の米国の豊作により4ドル台前半まで低下。その後、2014/15年度、2015/16年度の3年連続の米国の豊作や世界的に豊富な在庫等を背景に3ドル台半ば～後半で推移。  
直近では、ブラジルの乾燥や投機資金の流入により上昇傾向。
- 大豆油かすは、直近では、アルゼンチンの悪天候や投機資金の流入による大豆相場の上昇を受けて上昇し、300ドル台前半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、直近では20ドル台半ばの過去最低水準で推移。
- 為替相場は、平成24年11月中旬以降円安が進展し、良好な米国経済指標等を背景に120円前後で推移。平成28年1月末以降、世界同時株安等により円高傾向で推移し、日銀のマイナス金利政策等により一旦は円安に転じたものの、直近では再び円高傾向へ。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



注:シカゴ相場の日々の終値である。

＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



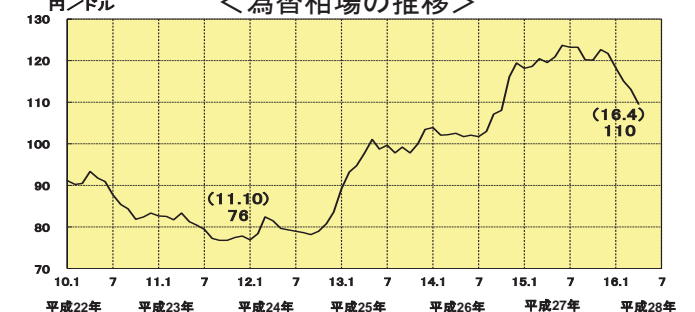
注:2016年4月の値は、4月第3週の平均値である。

＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



注:シカゴ相場の日々の終値である。

＜為替相場の推移＞

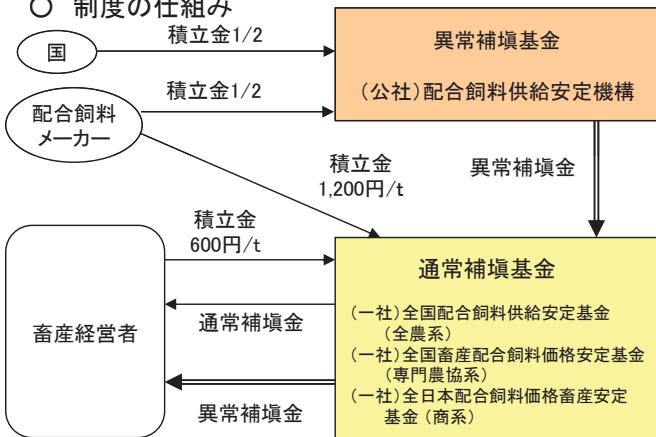


注:日々の中心値の月平均である。(4月の値は1～22日の平均値である)

## 配合飼料価格安定制度の概要

- ・ 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
  - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立による「通常補填」と、
  - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- ・ 平成25年12月に制度を見直し、平成26年度から異常補填については、従来よりも発動しやすくなるよう特例基準を規定(半年前の基準価格から年率115%相当(123.3%)を超えた場合に補填)。  
また、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- ・ 本制度の運営強化のため、平成27年度に返済予定であった通常補填基金の市中銀行からの借入残高(約135億円)全額を(独)農畜産業振興機構(ALIC)に借換え(平成27年度畜産振興事業)。
- ・ 異常補填基金の通常補填基金への貸付金約333億円のうち、約146億円を平成27年度末に返済。

○ 制度の仕組み



○ 発動条件等

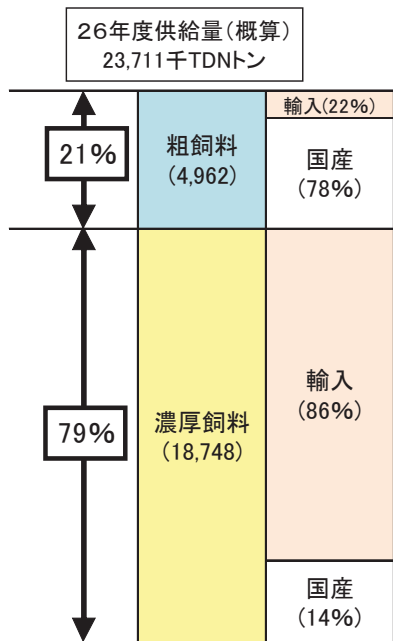
<p><b>異常補填基金</b></p> <p>(国とメーカーが1/2ずつ拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合</li> </ul> <p><b>基金残高</b></p> <p>(平成28年度中に対応可能な額)</p> <p><b>約483億円(見込み)</b></p>
<p><b>通常補填基金</b></p> <p>(生産者(600円/t)と飼料メーカー(1,200円/t)が拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合</li> </ul> <p><b>基金残高</b></p> <p>(平成28年度中に対応可能な額)</p> <p><b>約1,018億円(見込み)</b></p> <p>(異常補填基金と合わせ約1,501億円)</p>

(注) 通常補填基金は、平成20年度に約1,192億円の借入れを行っており、毎年度の積立金から計画的に返済(平成27年度末時点での累計返済額は約675億円、借入金残高は約517億円)。このほか、平成24年度に異常補填基金から約333億円の借入れを行っており、毎年度の積立金から計画的に返済(平成27年度末時点での累計返済額は約146億円、借入金残高は約187億円)。この結果、平成27年度末借入金残高は、合計約704億円。

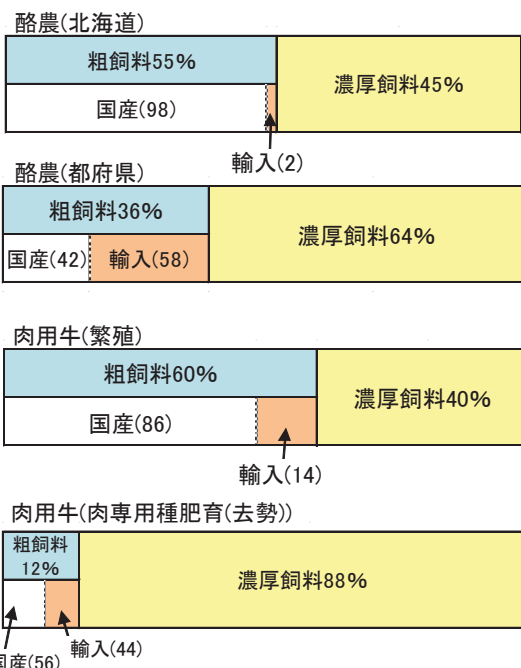
# 大家畜における飼料の利用状況

- 我が国の畜産における飼料供給は、主に国産でまかなわれている粗飼料が21%、輸入に依存している濃厚飼料が79%の割合(TDNトンベース)。
- 畜種別では酪農で濃厚飼料が5~6割、肉用牛で4~9割。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、酪農で5割程度、肉用牛繁殖で4割、和牛肥育では3割。

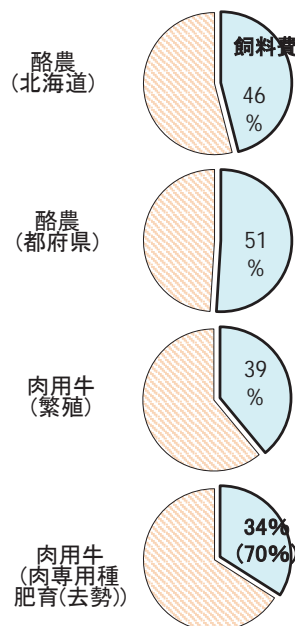
## 粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)



## 畜種別の構成(26年度)(TDNベース)



## 経営コストに占める飼料費の割合



注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal

※肉専用種肥育の( )の数字は、もと畜費を除いた経費に占める飼料費の割合

# 国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 水田や耕作放棄地の有効活用等による飼料生産の増加、食品残さ等未利用資源の利用拡大の推進により、輸入原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進する必要。

### ○ 飼料増産の推進

#### ① 水田の有効活用、耕畜連携の推進



#### ② 草地等の生産性向上の推進



#### ③ 放牧の推進



### ○ エコフィード※4等の利用拡大

- 食品加工残さ、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



利用拡大

## 国産飼料基盤に立脚した畜産の確立

### 飼料自給率

	26年度(概算)	⇒	37年度(目標)
飼料全体	27%	⇒	40%
粗飼料	78%	⇒	100%
濃厚飼料	14%	⇒	20%

生産増加

### ○ 飼料生産技術の向上

- 高品質飼料の生産推進



### ○ コントラクター※2、TMRセンター※3による飼料生産の効率化

- 作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



注1 稲発酵粗飼料: 稲の実と茎葉を一体的に収穫し発酵させた牛の飼料 注2 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

注3 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設 注4 エコフィード: 食品残さ等を原料として製造された飼料

## 8. 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討

### 飼養動向：肉用牛

- ・ 飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向で推移し、27年は5.4%減少。
- ・ 飼養頭数は、18年以降、緩やかに増加傾向であったが、22年以降減少に転じ、27年は3.0%減少。
- ・ 子取り用めす牛の飼養頭数は、22年をピークに減少しているものの、27年は減少幅が縮小。

○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

区 分 / 年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
肉用牛	戸数(千戸)	85.6	82.3	80.4	77.3	74.4	69.6	65.2	61.3	57.5	54.4
	(対前年増減率)	(▲4.5)	(▲3.9)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.8)	(▲6.5)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)	(▲5.4)
	頭数(千頭)	2,755	2,806	2,890	2,923	2,892	2,763	2,723	2,642	2,567	2,489
	(対前年増減率)	(0.3)	(1.9)	(3.0)	(1.1)	(▲1.1)	(▲4.5)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲2.8)	(▲3.0)
	1戸当たり(頭)	32.2	34.1	35.9	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6	45.8
うち	戸数(千戸)	73.4	71.1	69.7	66.6	63.9	59.1	56.1	53.0	50.0	47.2
	(対前年増減率)	(▲3.7)	(▲3.1)	(▲2.0)	(▲4.4)	(▲4.1)	(▲7.5)	(▲5.1)	(▲5.5)	(▲5.7)	(▲5.6)
子取用	頭数(千頭)	622	636	667	682	684	668	642	618	595	580
	(対前年増減率)	(▲0.3)	(2.3)	(4.9)	(2.2)	(0.3)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.7)	(▲3.7)	(▲2.5)
めす牛	1戸当たり(頭)	8.5	8.9	9.6	10.2	10.7	11.3	11.4	11.7	11.9	12.3
うち 肥育牛	戸数(千戸)	17.7	16.7	16.5	16.8	15.9	15.2	14.3	13.5	13.1	11.6
	頭数(千頭)	1,768	1,801	1,837	1,842	1,812	1,718	1,702	1,663	1,623	1,568
	1戸当たり(頭)	99.9	107.9	111.3	109.6	114.0	113.0	119.0	123.2	123.9	135.2

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

注1：子取用めす牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

注2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

# 和牛受精卵を活用した肉用子牛増頭の実例

・肉用子牛の確保のためには、和牛受精卵を乳用牛へ移植するなどの取組のほか、交雑種雌牛を和子牛生産の拡大に活用していくことが重要。

- 事例1 交雑種雌牛を肥育出荷する前に、和牛受精卵を移植して和子牛を一子生産する取組（一産取り肥育）
- 事例2 交雑種雌牛を和子牛の繁殖用に飼養し、和牛受精卵を2卵移植することで更に生産効率を向上する取組

### 事例1 A牧場(北海道)

○交雑種雌牛を肥育出荷する前に和牛受精卵を移植（一産取り肥育）

経営：肥育経営  
飼養頭数：交雑種雌牛 約7,300頭（和子牛約2,800頭）

特徴：

- 交雑種雌牛に黒毛和種受精卵を移植して和子牛を生産・販売
- 分娩後は交雑種雌牛を肥育して販売

和牛受精卵移植により和子牛を生産 H26実績約2,800頭

分娩後の交雑種雌牛を肥育

出荷 (約34月齢)

### 事例2 B牧場(千葉県)

○交雑種雌牛に和牛受精卵を2卵移植

経営：繁殖肥育一貫経営  
飼養頭数：交雑種繁殖用雌牛170頭（和子牛250頭）

特徴：

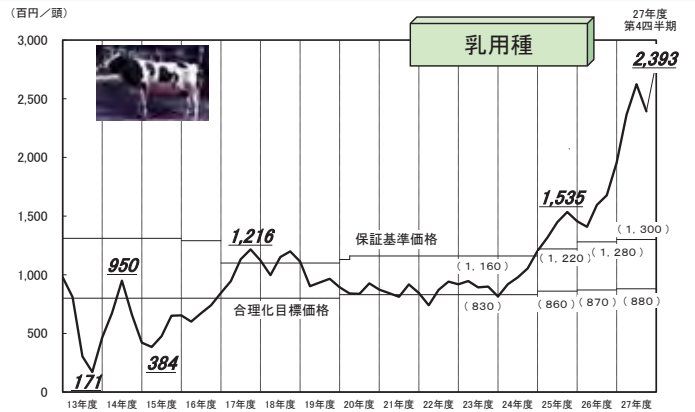
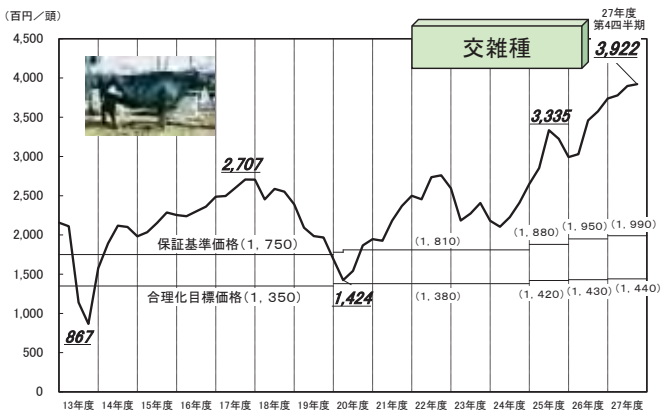
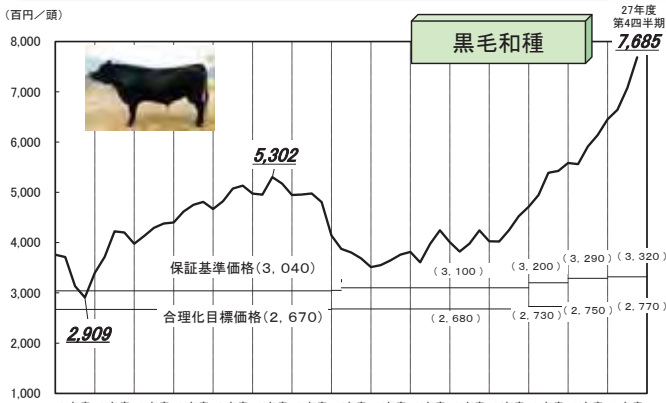
- 交雑種雌牛に和牛受精卵を2卵移植することにより和子牛を生産
- 双子による分娩事故防止のため、分娩監視装置を導入し、適時に分娩介助を実施

和牛受精卵移植により和子牛を生産

分娩監視装置を導入し、適時に分娩介助

# 肉用子牛価格の推移

- ・肥育もと牛となる肉用子牛の取引価格は、各品種とも平成13年度の国内BSEの発生等の影響により大きく下落したが、その後、回復傾向で推移。
- ・平成19年度以降は、枝肉価格の低下に伴い低下したが、24年度以降は、子取り用めす牛の減少により子牛の分娩頭数が減少したことに加え、枝肉価格が上昇したことから、肉用子牛価格も上昇。



平成25～27年度補填金単価(単位:円/頭)

品 種 区 分	25年度 第1四半期	25年度 第2四半期	25年度 第3四半期	25年度 第4四半期	26年度 第1四半期	26年度 第2四半期	26年度 第3四半期	26年度 第4四半期	27年度 第1四半期	27年度 第2四半期	27年度 第3四半期	27年度 第4四半期
黒毛和種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒毛和種 支援交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種 支援交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種 支援交付金	19,500	45,400	0	0	0	29,400	0	0	0	0	0	0
乳用種 補給金	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交雑種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※「補給金」は肉用子牛生産者補給金単価、「支援交付金」は肉用牛繁殖経営支援事業の交付金単価



## 大規模経営における増頭の実例

- ① 哺育・育成部門や飼料生産部門を外部化・分業化し、② 発情発見装置などの先進技術の利用により、社員10名、約1,000頭の大規模繁殖経営を実現。

### (株)きもつき大地ファーム(鹿児島県)

設立 平成21年4月、JAきもつき、組合員4戸で設立  
飼養頭数: 繁殖雌牛 約1,000頭 担当職員数: 5名×2場  
分業化

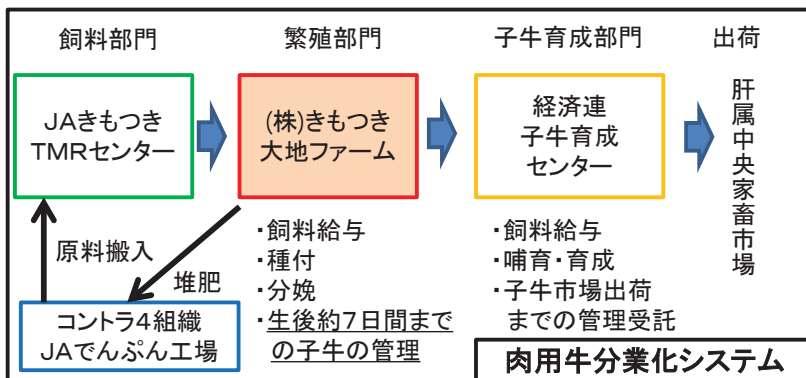
- 【繁殖部門】(株)きもつき大地ファームが種付け・分娩等を分業
- 【子牛育成部門】経済連子牛育成センターが子牛育成・市場出荷までを分業
- 【飼料部門】JAきもつきTMRセンターにおいて、地域のコントラクター組織が収穫した飼料作物を完全混合飼料として配給

### ポイント

- 分業化による作業の効率化
- 先進技術・飼養管理の徹底
  - ・ 発情発見装置を活用した発情管理
  - ・ ボディーコンディションコントロールによる母牛の栄養管理
  - ・ 早期離乳(子牛を分娩後～3日齢で親から分離)
  - ・ 衛生プログラムに基づく下痢・肺炎予防徹底

### 繁殖成績

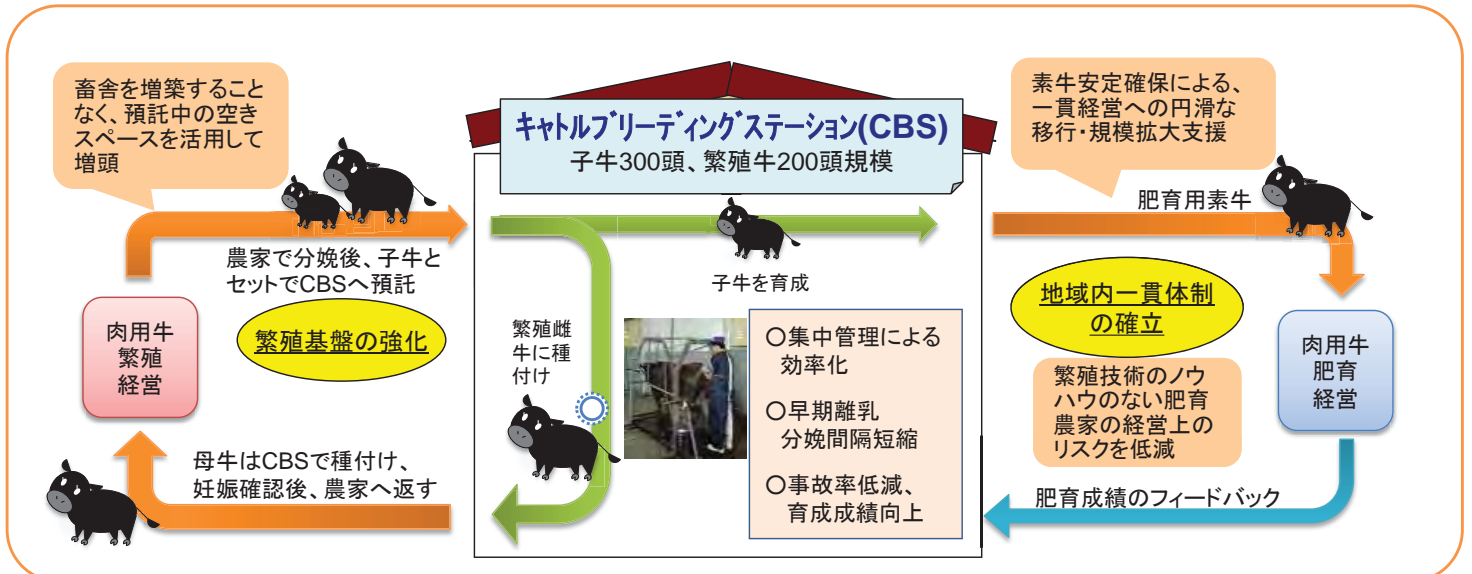
- ・ 平均分娩間隔 356日 (鹿児島県平均406日)
- ・ 年間生産頭数 1,033頭 (H26)
- ・ 生時体重 34.7kg



## 家族経営・高齢農家が参加した地域全体での増頭の実例

- 中小規模の家族経営、高齢農家が多い地域において、キャトルブリーディングステーション(CBS; 肉用牛繁殖支援施設)を活用することにより、①子牛育成・種付け(人工授精)の外部化による繁殖基盤の強化、②地域の肥育農家に子牛を供給することで地域内一貫体制を確立。

### ○ キャトルブリーディングステーション(CBS)を活用した繁殖基盤強化の事例(長崎県壱岐市)



### 取組の効果

- 労力が軽減し、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 地域内一貫体制の確立(壱岐ブランドの確立)
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 繁殖障害牛の有効活用



# 飼養動向:乳用牛

- ・飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移しており、27年は4.8%の減少。飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・一戸当たり経産牛飼養頭数は増加傾向で推移。
- ・経産牛一頭当たり乳量は22～23年度にかけては22年の猛暑の影響等により減少したが、24年度以降は毎年増加傾向で推移。

## ○乳用牛飼養戸数・頭数等の推移

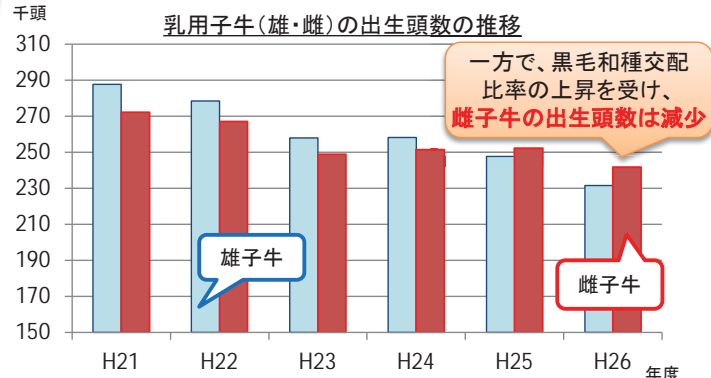
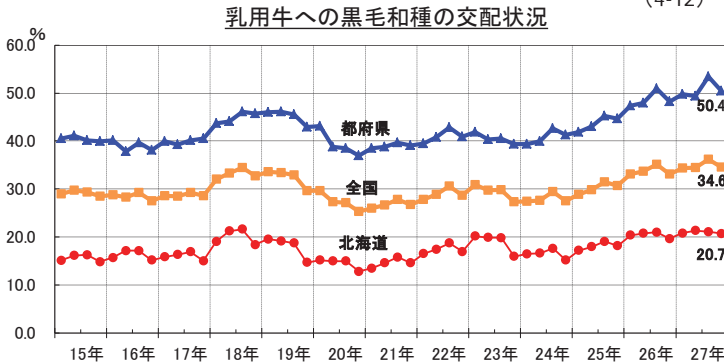
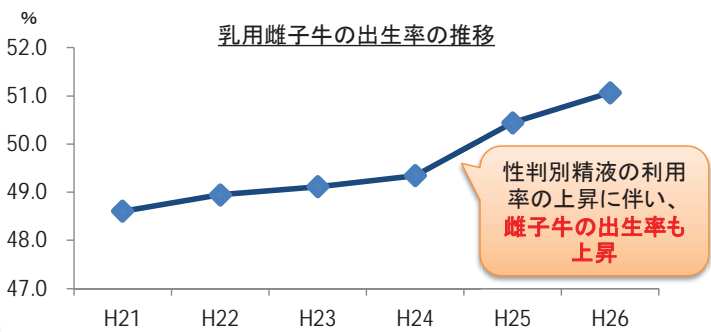
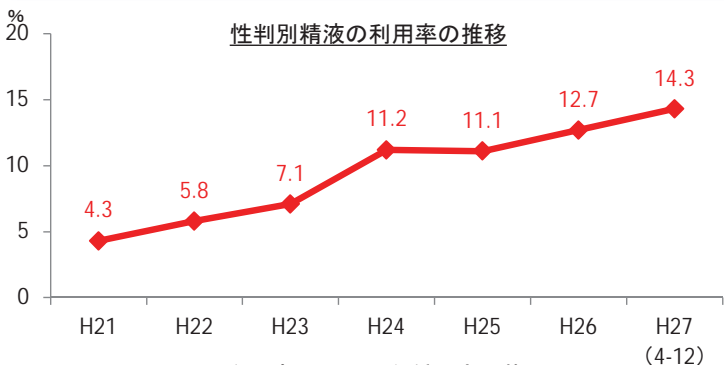
区分 / 年		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
乳用牛飼養戸数(千戸)		26.6	25.4	24.4	23.1	21.9	21.0	20.1	19.4	18.6	17.7
		(▲4.0)	(▲4.5)	(▲3.9)	(▲5.3)	(▲5.2)	(▲4.1)	(▲4.3)	(▲3.5)	(▲4.1)	(▲4.8)
	うち成畜50頭以上層(千戸)	7.7	7.6	7.6	7.8	7.3	7.1	7.0	6.9	6.8	6.4
	戸数シェア(%)	(29.3)	(30.4)	(31.4)	(34.1)	(33.7)	(34.1)	(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,636	1,592	1,533	1,500	1,484	1,467	1,449	1,423	1,395	1,371
		(▲1.1)	(▲2.7)	(▲3.7)	(▲2.2)	(▲1.1)	(▲1.1)	(▲1.2)	(▲1.8)	(▲2.0)	(▲1.7)
	うち成畜50頭以上層(千頭)	980	971	961	986	983	987	980	944	948	940
	頭数シェア(%)	(60.8)	(61.9)	(63.8)	(66.7)	(67.3)	(68.5)	(68.9)	(67.8)	(69.7)	(70.4)
	うち 経産牛頭数	1,046	1,011	998	985	964	933	943	923	893	870
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	39.3	39.8	40.9	42.6	44.0	44.4	46.9	47.6	48.0	49.1
	北海道	57.2	56.8	59.5	62.4	63.6	63.9	68.1	68.1	68.2	68.8
	都府県	30.8	31.5	31.7	32.5	33.2	33.6	34.9	35.9	36.2	37.3
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	7,867	7,988	8,012	8,088	8,047	8,034	8,154	8,198	8,316	-
	北海道	7,849	8,032	8,046	8,027	8,046	7,988	8,017	8,056	8,216	-

資料:農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注:各年とも2月1日現在の数値である。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値である。

## 乳用子牛の出生頭数の推移等

- ・性別別精液の利用率は上昇傾向にあり、乳用雌子牛の出生率も上昇している。
- ・しかし、経産牛頭数の減少に加え、黒毛和種の交配率の上昇により、乳用雌子牛の出生頭数は減少傾向。
- ・計画的な交配計画のもと、乳用後継牛の確保を進めていく必要。



(一社) 日本家畜人工授精師協会、乳用牛群検定全国協議会資料から作成。

資料:農水省「畜産統計」

性別別精液の活用や計画的な乳用後継牛の確保に向けた取組を促す必要

# 労働力の確保・労働負荷の軽減

- 酪農経営における労働時間は、飼養頭数の増加により搾乳牛1頭当たりでは減少しているものの、飼養規模の拡大により1人当たりの労働時間は増加。
- こうした労働時間の増加、飼養規模拡大に伴う雇用労働者不足に対応するため、飼養管理の省力化につながる機械等の導入、コントラクターなどの支援組織や放牧の活用により労働の機械化や外部化等を進めることが必要。

## 1 労働時間の推移

### 酪農経営(搾乳牛1頭当たり)年間労働時間の推移

○10年間で、労働時間は、約1割減。自給牧草に係る時間の削減には、TMRセンターやコントラクター等の影響、敷料搬入・きゅう肥の搬出等に係る時間の削減には、畜舎のフリーストール化や堆肥化処理の効率化等の影響が大きい。



### 家族労働時間の推移

北海道の例	1人当たり家族労働時間	1戸当たり家族労働時間
H14年度	1,952	5,466
H19年度	1,941	5,242
H24年度	2,077	5,817

資料:農林水産省「牛乳生産費」より算定

## 2 労働時間の削減に向けた取組

労働時間の削減を図るため、飼養管理方式の改善することで、労働時間の削減や雇用労働者不足に対応

### (1) 飼養管理方式の改善

- フリーストールへの変更(つなぎ飼いと比べて搾乳や給餌の労力が減少)

### (2) 機械化

- 搾乳ロボット、自動給餌機械、ほ乳ロボット等の導入(搾乳や給餌の労力を大きく軽減)

### (3) 外部化

- TMRセンター、酪農ヘルパー、コントラクター

### (4) その他

- 放牧

省力化や生産性向上のため、労働の機械化や外部化等を進めていく必要

## 搾乳ロボットを活用した飼養管理の実例

- 搾乳ロボットの導入により、省力化を図るのみならず、データの活用等により飼養管理の改善を図ることが可能であり、生産性向上の観点からも搾乳ロボットを活用した飼養管理体系の確立が重要。

### 事例1 A牧場(北海道)



#### ○搾乳ロボットを活用した規模拡大

経営:酪農経営

飼養頭数:経産牛 100頭

育成牛 60頭

特徴:

- 牛の観察時間を充分にとるために搾乳ロボットを導入し、採食や歩様等の行動から異常を早期に発見。
- 個体観察や搾乳ロボットから得られるデータを活用し、多回給餌により、飼料にかかる経費を削減。

#### 【搾乳ロボット導入の効果】

- 60頭規模から自家生産により着実に増頭し、1頭当たり平均乳量は10,200kg、年間出荷乳量1,000tを達成。
- 生乳中の体細胞数は13万/mlと全国平均25万/mlを大きく下回り、疾病発生を改善

### 事例2:B牧場(鹿児島県)

#### ○搾乳ロボットを活用した精密飼養衛生管理

経営:酪農・肉用牛繁殖経営

飼養頭数:経産牛 106頭

育成牛 19頭

肉用繁殖牛 8頭

特徴:

- 鹿児島大学と連携して、ロボットやICTを駆使した飼養管理、疾病管理、繁殖管理(精密飼養管理)を行う技術体系の構築に向けて実証事業を実施。(牛舎や堆肥舎の増設、搾乳ロボット等省力施設の導入)

#### 【搾乳ロボット導入の効果】

- 1日当たり労働時間が約53%削減し、搾乳ロボットから得られるデータのチェック、個体観察にかかる時間を増加。
- 平均乳量が約1割増加するとともに、乳量に応じた個別給餌により月数十万円の飼料代を節約。
- 生乳分析装置の活用による繁殖成績・疾病発生の改善。

# 9. 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

## 1. 農村地域における就業機会の拡大等の検討の必要性

1. 食料・農業・農村基本計画においては、地域資源を活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するため、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策のあり方の検討が位置づけられている。
2. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、政策パッケージの「地方への新しいひとの流れをつくる」中に、農村地域への農業関連産業の導入による就業機会の拡大が位置づけられている。
3. また、「総合的なTPP関連政策大綱」において、検討の継続項目に「農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み」が位置づけられた。

### 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）

農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。

こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。

- ① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出  
地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。
- ④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出  
食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。  
また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。

### まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版） （平成27年12月24日閣議決定）

#### 2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大  
【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。(中略)加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。

### 総合的なTPP関連対策大綱

(平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定)

#### 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

○ 検討の継続項目

農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

## 2. 農村地域工業等導入促進法に基づくこれまでの実績

### ① 農村地域工業等導入促進法の概要

#### 法律の目的

農村地域への工業等の導入を促進し、農業従事者が導入される工業等に就業するための措置を講ずるとともに、これとあいまって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として、昭和46年に制定。

#### 法律の概要

対象業種：工業（製造業）、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業（工業（製造業）以外は、昭和63年の法改正で追加）  
対象地域：農業振興地域、振興山村、過疎地域（三大都市圏の市町村及び人口20万人以上の市等を除く。）

#### 計画制度

主務大臣が導入基本方針を策定  
(関係行政機関へ協議)



都道府県知事が導入基本計画を策定  
(主務大臣へ協議・同意)



都道府県又は市町村が導入実施計画を策定  
(都道府県知事へ協議・同意)

#### 計画達成のための支援措置

- 税制上の措置
  - ・ 個人が工業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円の特別控除)
- 土地利用上の措置
  - ・ 農地転用に係る配慮  
(農地法の転用許可基準及び許可権限の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例)
  - ・ 職業紹介の充実、職業訓練の実施 等
- 金融上の措置
  - ・ 日本政策金融公庫による低利子融資

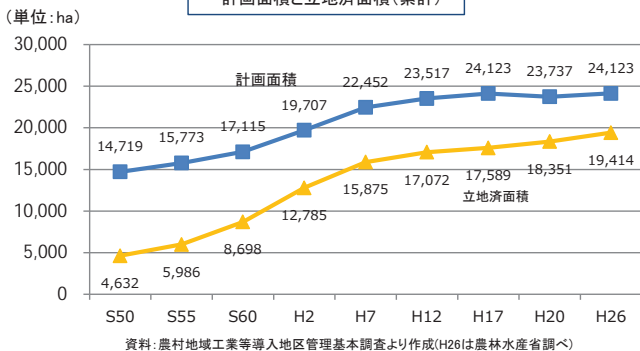
主務大臣：農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

※ 対象業種は、労働力と用地の確保等の観点で農村地域に立地するインセンティブを持ち労働集約性が高い業種

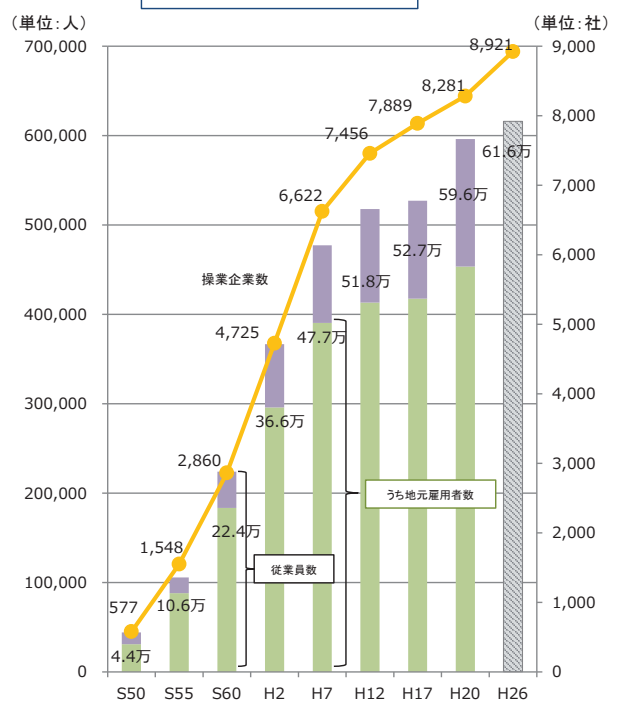
### ② 農工法に基づく工業等の立地状況及び担い手への農地利用集積状況

1. 農工法に基づくこれまでの実施計画面積は約2万4千haで、このうち約8割は立地済み。
2. 担い手への農地利用集積率は、農工計画策定市町村では39%、計画がない市町村では29%。
3. 計画に位置づけられた製造業や運送業等企業の操業数は約9千社、雇用は約60万人。

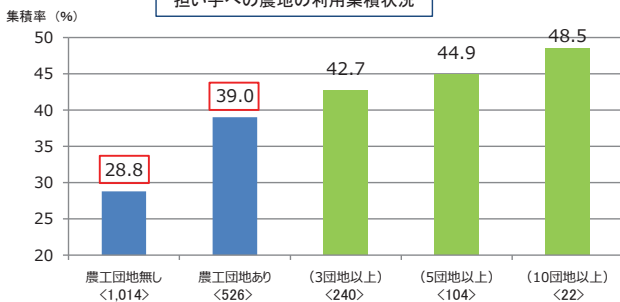
計画面積と立地済面積(累計)



操業企業数と従業員数



担い手への農地の利用集積状況

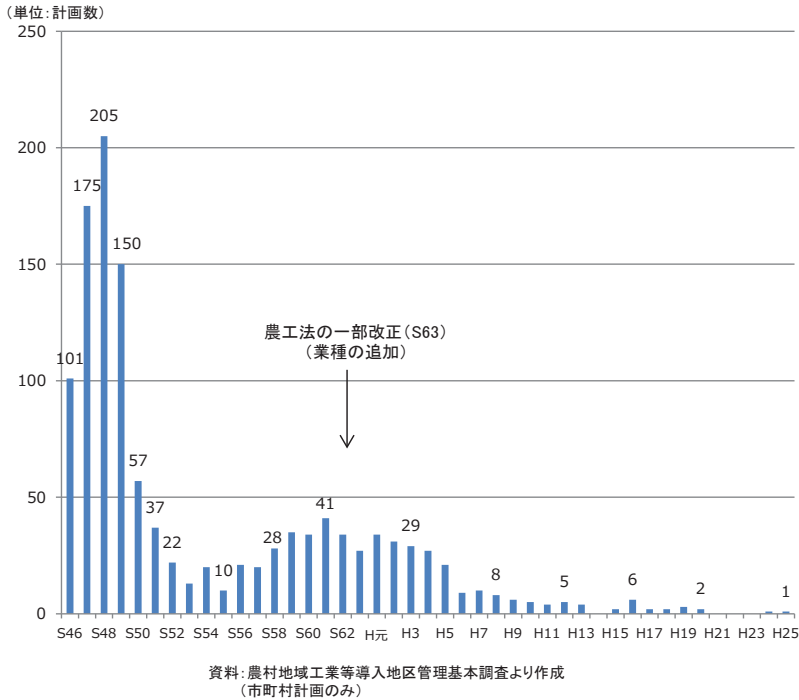




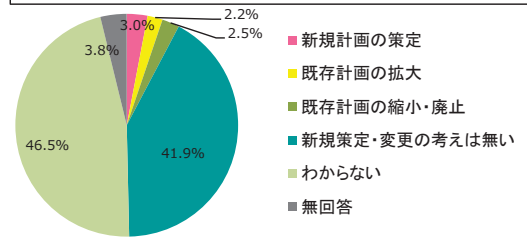
### ③ 農工実施計画策定数の推移

1. 農工法制定時の農工実施計画策定数は年間100～200計画であったものの、近年は年間0～2計画程度と低調。
2. 一方、農工法に対する地方自治体の意向・要望は、
  - (1) 農工実施計画について、「計画の新規策定・変更の考えはない」、「わからない」が全体の8割強。
  - (2) 農工法制度への要望としては、「対象業種の拡大」、「空き工場用地等の有効活用」、「市町村合併に伴う人口要件の緩和」、「税制の特例措置の充実」、「関係法令に基づく各種事務手続の迅速化」等。

農工実施計画の策定数の推移(昭和46年法制定以降)



今後10年間の市町村の農工実施計画策定の意向



農工法制度への主な要望

- 対象業種の拡大
  - ・ 地域にとって雇用やにぎわいの創出効果がある業種にも拡充。
  - ・ 就業機会創出の観点から、情報通信等ソフトウェア業などの新しい産業分野の導入。
- 空き工場用地等の有効活用
- 市町村合併に伴う農村地域の人口要件の緩和
- 税制の特例措置の充実
  - ・ 新規設備投資等への税制の優遇措置の拡充など、投資した企業にメリットのある施策の充実。
- 農工法の計画策定等に関する事務手続の簡素化
- 農工法の活用促進のための研修等の実施

資料：農林水産省農村振興局調べ(平成27年7月調査)  
地方公共団体へのアンケート調査より

### ④ 農工法の税制措置状況

1. 農工法の税制措置は、昭和46年の制度創設当時は手厚いものであったものの、適用件数の減少等に伴い、徐々に償却率の引下げ等が行われてきた。
2. このため、政策効果を踏まえて時限的なものについては延長が行われない等により、現在は、個人が工業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円の控除)が措置されている。

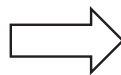
#### 【国税関係】

① 個人が工業団地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(800万円の特別控除:期限なし)



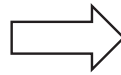
継 続

② 事業用資産を買い換えた場合等における課税の免除(個人は平成23年末、法人は平成23年度まで。)



適用例が僅少(直近5年間で1件のみ)のため、平成23年税制要望において延長せず

③ 特別償却制度(平成16年の税制改正により特例を廃止したが、平成16年末までに策定した実施計画について平成21年末まで適用する経過措置)



昭和50年代より累次にわたり特別償却率を下げ、平成16年に廃止

#### 【地方税関係】

④ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置(国税の③に合わせて平成21年末まで適用)



国税の③の特別償却制度の廃止に伴い同様の扱い(平成16年に廃止)

⑤ 特別土地保有税の非課税措置(期限無し)



平成15年度以降は同税の徴収自体行わない



## ⑤ 農工法の一層の活用促進：農工団地内の遊休工場用地の有効活用

(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行))

1. 農工実施計画の進捗状況は、計画面積約2万4千haに対して企業立地済み面積は約8割で、遊休工場用地面積が全国で約1,400ha存在(他に未造成地等が3,300ha)。
2. 他方、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)」において、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会の拡大を位置づけ。
3. このような状況を踏まえ、平成27年8月に地域再生法を改正し、遊休工場用地の有効活用を図るための特例を措置。

### 事業スキーム

内閣総理大臣

申請※ ↓ 認定

【法第5条第4項第7号】

都道府県又は市町村

「地域再生計画」

(遊休工場用地(農工法に基づき整備されたものの、5年以上利用されていない工場用地)に導入する産業を記載)

※ 市町村が作成する場合には、都道府県知事の同意が必要

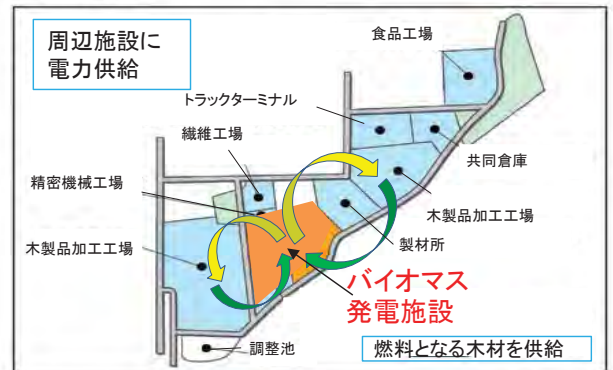
(平成27年11月27日に山形県地域再生計画を認定(本特例の適用第1号))

### 特例措置の概要

- 地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種(※)以外であっても遊休工場用地に導入可能とする。  
※ 工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
- これにより、造成後5年以上遊休化している工場用地の活用が可能に。  
【法第17条の14】

#### 【活用イメージ】

近隣で林業や木製品製造業等の盛んな地域の遊休工場用地に、木質バイオマス発電施設を導入



## ⑥ 農工法の一層の活用促進：農村地域に係る人口要件緩和

1. 農工法の実施計画を定めることができる地域(農村地域)は、農業振興地域、振興山村地域、過疎地域のいずれかの区域を含む市町村のうち、以下の要件に該当するものは除くこととして農工法施行令で規定。
  - (1) 大都市及びその周辺の地域(首都圏、近畿圏、中部圏)
  - (2) 人口が20万人以上の市であること
  - (3) 人口が10万人以上20万人未満の市は
    - ・人口増加率が全国平均以上
    - ・製造業等の就業者割合が全国平均以上
2. 一方、平成11年以降市町村合併が促進されたため、人口増等により上記の要件を満たさなくなった市(旧市町村の区域は約370)が、合併後に農工法の実施計画の策定ができない状態となり、地方からはこうした状況から、合併前の旧市町村の人口により農工法の対象とするよう見直しが求められたところ。

政府の税制改正の大綱を受け、平成13年1月1日以降に行われた市町村合併により農工法の対象外となった区域について対象とするため、農工法施行令を改正(平成28年4月1日施行)。

平成28年度税制改正の大綱(抜粋)(平成27年12月24日閣議決定)

一 個人所得課税  
1 住宅・土地税制  
(国 税)  
〔延長・拡充〕

(2) 農村地域工業等導入促進法施行令の改正を前提に、農村地域工業等導入促進法の農村地域に係る人口規模要件の緩和後も引き続き、同法の規定により農村地域においてのみ定めることができる実施計画に定められた工業等導入地区内の一定の土地等を工場用地等の用に供するために譲渡した場合を農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の対象とする。

### 3. 農村振興局主催の有識者検討会における議論の状況

#### ① 「農村における就業機会の拡大に関する検討会」の概要

##### 趣 旨

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農村地域においては、農業の構造改革による担い手への農地集積と併せて、農業の関連産業等を農村に取り込みつつ、雇用と所得の場を確保し、農村のにぎわいの創出につなげていく必要がある。

このため、農村における就業機会の拡大を図っていく上での諸課題を整理するとともに、それらに対応するための総合的な施策のあり方について、幅広い視点から検討を行う。

##### 構 成 員

- 岡本 義行 法政大学大学院政策創造研究科教授
- 岸 秀年 一般社団法人福島県食品産業協議会会長
- 榊田 みどり 農政ジャーナリスト
- ◎千賀 裕太郎 東京農工大学名誉教授
- 徳増 秀博 一般財団法人日本立地センター専務理事
- 増野 和男 (株)増野コンサルタント代表取締役
- 三村 優美子 青山学院大学経営学部教授
- ◎委員長 ○委員長代理

##### 開 催 状 況

- 第1回（平成27年 3月18日）  
就業機会の拡大に関する施策、検討会の進め方等
- 第2回（平成27年 6月 4日）  
地方公共団体からのヒアリング、取組事例等
- 第3回（平成27年 7月 22日）  
現地調査（山梨県笛吹市）
- 第4回（平成27年 9月11日）  
地方公共団体へのアンケート調査結果、論点整理
- 第5回（平成27年 12月17日）  
論点整理に基づく議論
- 第6回（平成28年 2月 4日）  
中間取りまとめ（案）に関する議論
- 第7回（平成28年3月17日）  
中間取りまとめ（案）に関する議論
- 3月30日 中間取りまとめ・公表

#### ② 農村における就業機会の拡大に関する検討会「中間取りまとめ」の概要

##### 就業機会拡大に関する基本的考え方

- ① 就業機会拡大の必要性とその意義  
産業政策と地域政策を車の両輪として進め、また農村における雇用と所得の場を確保し、農村の活性化に繋げる観点から、TPP政策大綱に位置づけられた施策の推進を踏まえた就業機会の拡大の検討が必要。
- ② 就業機会拡大の対象者の考え方  
離農者や規模縮小農家に加え、農村地域内の学生など若者を含めた居住者、農村地域外からの移住・定住者、女性等も対象者として検討する必要。
- ③ 就業機会拡大の対象となる産業の考え方  
地域外からの企業誘致に加え、地域内循環型産業、今後の発展性が高い産業や農村地域での導入ニーズが高まっている産業等を視野に入れる必要。

##### 就業機会拡大のための施策の検討方向

- 今後取り組むべき具体的な施策の検討方向
  - ア) 農工法のあり方  
農工法改正時（昭和63年）からの社会経済情勢の変化や地方自治体のニーズ等を踏まえつつ、対象業種、対象地域、支援措置内容を検討。
  - イ) 人材の育成・確保、マッチングの促進  
地域リーダーの育成、都市部からの移住者を含む若者や女性のキャリア形成を始め人材育成、多様な雇用形態に応じた人材のマッチング等の促進。
  - ウ) 企業との連携の強化、企業立地に関する環境整備  
企業と農山漁村との連携推進による就業機会の創出。また、農村での新規事業を促進する総合的な環境整備を支援。
  - エ) 工場跡地や学校跡地の活用  
工場跡地や廃校となった学校跡地の有効活用による就業機会の創出。
- 今後の就業機会拡大のための施策の検討方向  
就業機会の拡大については、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分に踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討。